

桜川市地域防災計画

【風水害等対策計画編】

令和 2 年 3 月

茨城県 桜川市

目 次

【風水害等対策計画編】

1 水害、台風、竜巻等災害対策計画	1
第1章 総 則	3
第1節 防災計画の概要	3
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第3節 桜川市の概要	16
第4節 防災対策の推進方向	21
第2章 災害予防計画	24
第1節 災害対策に携わる組織とネットワークの整備	24
1－1 対策に携わる組織の整備	24
1－2 広域応援計画	25
1－3 防災組織等の活動体制の整備	27
1－4 情報通信ネットワークの整備	33
1－5 気象業務整備計画	36
第2節 災害に強いまちづくり	44
2－1 都市防災化計画	44
2－2 水害予防計画	47
2－3 風害予防計画	49
2－4 地盤土砂災害等予防計画	51
2－5 危険物等災害予防計画	55
2－6 建築物の災害予防計画	58
2－7 農地農業予防計画	59
2－8 火災予防計画	65
2－9 林野火災予防計画	67
第3節 被害軽減への備え	69
3－1 緊急輸送路の確保整備計画	69
3－2 医療救護活動への備え	73
3－3 被災者支援のための備え	75
3－4 避難対策計画	78
3－5 要配慮者対策計画	83
3－6 帰宅困難者対策計画	89
3－7 地域の孤立対策計画	90

3－8	燃料不足への備え	92
3－9	文化財災害予防計画	93
第4節	防災教育・訓練	94
4－1	防災知識の普及・啓発に関する計画	94
4－2	防災訓練計画	99
4－3	文教計画	102
第3章	災害応急対策計画	104
第1節	初動対応	104
1－1	組織計画	104
1－2	動員計画	111
第2節	災害情報の収集・伝達	114
2－1	気象情報等計画	114
2－2	災害情報の収集・伝達計画	116
2－3	通信計画	121
2－4	広報計画	124
第3節	応援・派遣	129
3－1	自衛隊の災害派遣要請計画	129
3－2	他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画	134
3－3	県防災ヘリコプターによる災害応急計画	139
第4節	被害軽減対策	141
4－1	災害警備計画	141
4－2	避難計画	142
4－3	輸送計画	160
4－4	消防計画	163
4－5	水防計画	169
4－6	交通計画	173
4－7	保健計画	178
4－8	文教対策計画	180
4－9	労務供給計画	184
4－10	地域の孤立対策計画	186
4－11	医療・助産計画	188
4－12	危険物等災害防止対策計画	191
4－13	燃料対策計画	194
第5節	被災者生活支援	195
5－1	被災者の把握	195

5-2	被災者のメンタルケア	196
5-3	ボランティア団体等支援計画	198
5-4	ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供.....	200
5-5	生活救援物資の供給	202
5-6	要配慮者安全確保対策計画	210
5-7	帰宅困難者対策計画	214
5-8	義援物資対策	216
5-9	愛玩動物の保護対策	217
5-10	郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置.....	218
第6節	災害救助法の適用	219
第7節	応急復旧・事後処理	222
7-1	建築物の応急復旧	222
7-2	ライフライン施設の復旧計画	227
7-3	農地農業計画	231
7-4	清掃計画	232
7-5	防疫計画	234
7-6	障害物の除去計画	241
7-7	死体の捜索及び処理埋葬計画	242
第4章	災害復旧・復興計画	245
第1節	公共施設の災害復旧計画	245
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	247
第3節	被災者生活再建支援法の適用計画	249
第4節	茨城県被災者生活再建支援補助事業の適用計画	252
第5節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画.....	254
第6節	義援金品受付・配分計画	255
第7節	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付.....	256
第8節	生活福祉資金の貸付	258
第9節	母子父子寡婦福祉資金	259
第10節	その他の保護計画	260
2	航空災害対策計画.....	261
第1章	災害予防	263
第2章	災害応急対策	266
3	鉄道災害対策計画.....	273
第1章	災害予防	275

第2章 災害応急対策	280
4 道路災害対策計画	285
第1章 災害予防	287
第2章 災害応急対策	292
5 大規模な火事災害対策計画	297
第1章 災害予防	299
第2章 災害応急対策	303
6 原子力災害対策計画	307
第1章 災害予防	309
第2章 災害応急対策	312

1 水害、台風、竜巻等災害対策計画

第 1 章 総 則

第 1 節 防災計画の概要

第 1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある桜川市の全域に係る自然災害等に対処するため、被害を最小限にする「減災」の考え方を防災の基本方針とし、計画を上回る災害が発生しても、その効果を粘り強く発揮できるよう、次の事項を定めもって住民の生命、身体及び財産を災害から保護し又は被害を最小限にとどめることを目的とする。

- 1 市及び市域の指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関、その他防災上重要な施設等の管理者の処理すべき事務及び業務の大綱
- 2 防災施設の整備及び機能拡充、住民や企業への防災意識の啓発、教育及び訓練、要配慮者の支援、自主防災組織の組織化促進等の災害予防計画
- 3 災害応急対策に関する次の計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 災害防除に関する計画
 - (3) 被災者の救助保護に関する計画
 - (4) 災害警備に関する計画
 - (5) 自衛隊の災害派遣要請の計画
 - (6) その他災害時における応急対策の計画
- 4 災害復旧、復興に関する計画
- 5 その他必要な計画

第 2 計画の用語

本計画において用語の定義は、次のとおりである。

No	用語	定義
1	自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。(法第 2 条の 2 関係)
2	要配慮者	高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者をいう。(法第 8 条第 2 項関係)
3	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。(法第 49 条の 10 関係)

No	用語	定義
4	地区防災計画	地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。（法第 42 条第 3 項及び第 42 条の 2 関係）
5	避難施設	避難場所、避難所、福祉避難所を総称したもの。
6	避難場所	災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。
7	指定緊急避難場所	避難場所のうち市が指定したもの。（法第 49 条の 4 から第 49 条の 6 まで及び第 49 条の 8 関係）
8	避難所	避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。
9	指定避難所	避難所のうち市が指定したもの。（法第 49 条の 7 及び第 49 条の 8 関係）
10	福祉避難所	要配慮者で、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受入れる避難所をいう。
11	り災証明書	災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの。（法第 90 条の 2 関係）
12	被災者台帳	被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。（法第 90 条の 3 関係）

第 3 計画の作成

桜川市地域防災計画は、「風水害等対策計画編」、「地震災害対策計画編」及び「資料編」により構成される。

本計画は、桜川市防災会議が策定する桜川市地域防災計画のうち、風水害等に関する計画である。本市の気象・地勢・その他地域の特性によって起こり得る災害の危険を想定し、これらを基礎とするとともに、市内において過去に発生した災害の状況及びこれに対してとられた応急対策並びに復旧状況等を検討し作成する。

風水害等対策計画編の構成は、次のとおりとする。

- 1 水害、台風、竜巻等災害対策計画
 - (1) 総則
 - (2) 災害予防計画
 - (3) 災害応急対策計画
 - (4) 災害復旧・復興計画
- 2 航空災害対策計画
- 3 鉄道災害対策計画
- 4 道路災害対策計画
- 5 大規模な火事災害対策計画
- 6 原子力災害対策計画

第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年4月1日現在をもって検討を加え、必要な修正をするとともに、随時必要があると認めるときは速やかに修正する。

従って、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を桜川市防災会議に提出する。

第5 他の計画との関係

桜川市地域防災計画風水害等対策計画編は、市内で発生する災害全般に関して総合的な指針及び対策を定めるものである。

また本計画は、本市域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、県の策定する「茨城県地域防災計画風水害等対策計画編」や「茨城県水防計画」、指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する「防災業務計画」等の他の計画との整合を図る。

第6 計画の周知徹底等

本計画は、市の職員、市域の指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関、その他防災上重要な施設等の管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知する。

また、これら関係者は、平常時において訓練その他の方法により、本計画の習熟に努めるとともに、防災計画を効果的に推進するため、指定行政機関、指定公共機関及び県・他の市町村の防災担当部局等、機関間の連携また他部局との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。

- 1 必要に応じた計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ。）の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
- 2 計画、マニュアルの定期的な点検
- 3 他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

第7 複合災害への配慮

1 複合災害への備えの充実

複合災害の発生可能性を認識し、本計画等を見直し、備えを充実する。

2 要員・資機材投入の対応計画の整備

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うようあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

3 複合災害を想定した訓練

様々な複合災害を想定した机上訓練の実施に努める。また、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、実動訓練の実施に努める。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 基本方針

1 自助・共助・公助の推進と外部支援・相互連携による補完体制構築

本計画においては、自助、共助、公助の主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の連携により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

(1) 自助の推進

ア 住民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象に無関心であってはならない。

イ 住民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。

ウ 市は、住民及び企業等の自助の推進について、啓発と環境整備に努める。

(2) 共助の推進

ア 住民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならない。

イ 住民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。

ウ 企業等は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力に努める。

エ 市は、住民及び企業等の共助の推進について、啓発と環境整備に努める。

(3) 公助の充実

ア 市は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。

(ア) 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備

(イ) 災害時にも機能停止に陥らないための庁舎・設備・施設・装備等の整備

(ウ) 職員の教育・研修・訓練による習熟

イ 市は、住民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。

(4) 支援と連携による補完体制の整備

市は、自らの対処能力が不足した場合、国、他市町村からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等との連携により十分に対応できるよう、事前の体制整備に努める。

2 要配慮者への配慮と男女両性の視点に立った対策

(1) 各業務の計画及び実施に当たっては、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。

(2) 計画の策定及び実施に当たっては、男女両性がこれに参画し、両性の視点からみて妥当なものであるよう配慮するものとする。

3 計画の実効性の確保

市は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との連携の確認などを平常時から行うとともに、研修や訓練を通じて計画内容への習熟を図る。

第2 防災関係機関及び住民の責務

1 桜川市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

2 茨城県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、国、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から当該地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自主的に防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市・県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 住民

「自助」及び「共助」が防災の基本であり、住民はその自覚をもち、平常時から災害に備え対処するための手段を講じておくことが重要である。

住民は、発災時にはまず自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市・県・国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもと、積極的に自主防災活動を行う。

また、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

7 企業

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。

企業は地域コミュニティの一員としての自覚を持ち、地域の防災訓練等へ積極的に参加するよう努めるものとする。

第3 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

桜川市の市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、茨城県、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて桜川市の市域に係る防災に協力するものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

	処理すべき事務又は業務の大綱
桜 川 市	(1) 市防災会議及び市災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練 (3) 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報 (4) 災害の防除と拡大防止 (5) 救助、防疫等災者の救助、保護 (6) 災害復旧資材の確保 (7) 被災産業に対する融資等の対策 (8) 被災市営施設の応急対策 (9) 災害時における文教対策 (10) 災害対策要員の動員、雇上 (11) 災害時における交通、輸送の確保 (12) 被災施設の復旧 (13) 市内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
茨 城 県	(1) 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練 (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報 (4) 災害の防御と拡大の防止 (5) 救助、防疫等災者の救助保護 (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定 (7) 被災産業に対する融資等の対策 (8) 被災県営施設の応急対策 (9) 災害時における文教対策 (10) 災害時における社会秩序の維持 (11) 災害対策要員の動員、雇上 (12) 災害時における交通、輸送の確保 (13) 被災施設の復旧 (14) 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等 (15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	関東管区警察局 (桜川警察署)	(1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達に関する こと (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること (3) 管区内防災関係機関との連携に関すること (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連 絡に関すること (5) 警察通信の確保及び統制に関すること (6) 津波警報、火山警報の伝達に関すること
	関東総合通信局	(1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する こと (2) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する こと (3) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開 局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等 により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）に関すること (4) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する こと
	関東財務局	(1) 災害復旧事業費の査定立会いに関すること (2) 災害つなぎ資金の融資（短期）に関すること (3) 災害復旧事業の融資（長期）に関すること (4) 国有財産の無償貸付業務に関すること (5) 金融上の措置に関すること
	関東信越厚生局	(1) 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること (2) 関係機関との連絡調整に関すること
	茨城労働局	(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること (2) 災害時における賃金の支払いに関すること (3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること (4) 労災保険給付に関すること (5) 職業のあつせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関するこ と

		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	関東農政局	(1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事 (2) 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関する事 (3) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事 (4) 災害時における災害救助用米穀の需給調整に関する事 (5) 災害時における生鮮食糧品等の供給に関する事 (6) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事 (7) 土地改良機械及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関する事 (8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する事
	関東森林管理局	(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事 (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事
	関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 (3) 被災中小企業の振興に関する事
	関東東北産業 保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関する事 (2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事
	関東地方整備局	(1) 防災上必要な教育及び訓練に関する事 (2) 公共施設等の整備に関する事 (3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事 (4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事 (5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事 (6) 災害時における復旧資材の確保に関する事 (7) 災害時における応急工事等に関する事 (8) 災害復旧工事の施工に関する事 (9) 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関する事 (10) 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関する事 (11) 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関する事 (12) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	関東運輸局	(1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関する こと (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に 関すること (3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること
	東京航空局	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必 要な措置に関すること (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
	関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供 (2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
	東京管区気象台 水戸地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 を行う (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に 限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び 解説を行う (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
	第三管区海上 保安本部	(1) 情報の収集及び連絡に関すること (2) 活動体制の確立に関すること (3) 海難救助及び緊急輸送時等に関すること (4) 流出油等の防除及び危険物の保安措置に関すること (5) 海上交通安全の確保に関すること (6) 警戒区域の設定及び治安の維持に関すること (7) 関係機関等の災害対策の実施に対する支援に関すること

		処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊	自衛隊	(1) 防災関係資料の基礎調査に関すること (2) 災害派遣計画の作成に関すること (3) 茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関する こと (4) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応 急復旧に関すること (5) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に 関すること
指定公共機関	日本郵便株式会社	(1) 被災者に対する郵便ハガキの無償交付に関すること (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること (4) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
	日本銀行 (水戸事務所)	災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導に関すること
	日本赤十字社 (茨城県支部)	(1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施 に関すること (2) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること (3) 義援金の募集配布に関すること
	日本放送協会 (水戸放送局)	(1) 気象予報、警報等の周知徹底に関すること (2) 災害状況及び災害対策室の設置に関すること (3) 社会事業等による義援金品の募集、配布に関すること
	東日本高速道路 株式会社 (関東支社)	会社の管理する高速自動車道及び一般有料道路に係る道路の保全及び 応急復旧工事の施工に関すること
	独立行政法人 水資源機構 (利根川下流総合管 理所、霞ヶ浦用水管 理所)	(1) ダム河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用水路その他 水資源の開発又は利用のための施設の改築に関すること (2) 前号に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理及び災害復旧 工事に関すること

		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	国立研究開発法人 日本原子力研究 開発機構	原子力緊急時支援・研修センター等を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力 (1) 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等） (2) 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等） (3) 原子力防災に必要な教育・訓練
	日本原子力発電 株式会社 (東海発電所)	放射線災害の防止及び応急対策等に関すること
	東日本旅客鉄道 株式会社 (水戸支社) 日本貨物鉄道 株式会社 (水戸営業支店)	(1) 鉄道施設等の整備、保全に関すること (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
	東日本電信電話 株式会社 (茨城支店)	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること (2) 災害時における緊急電話の取扱いに関すること (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
	東京ガス 株式会社 (東部事業本部)	(1) ガス施設の安全、保全に関すること (2) 災害時におけるガスの供給に関すること (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること
	日本通運株式会社 (水戸支店)	救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
	東京電力パワーグリッド株式会社	(1) 災害時における電力供給に関すること (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること
	KDDI 株式会社 (水戸支店)	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (茨城支店)	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
指定地方公共機関	茨城県土地改良事業団体連合会	各地土地改良区の水門、水路及びため池等の施設の整備、防災管理及び災害復旧の促進並びに連絡調整に関すること。
	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	(1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること (2) 生活福祉資金の貸付に関すること
	医療関係団体 (一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法人茨城県看護協会)	災害時における応急医療活動に関すること
	水防管理団体	(1) 水防施設資材の整備に関すること (2) 水防計画の樹立と水防訓練に関すること (3) 水防活動に関すること
	運輸機関 (茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、一般社団法人茨城県トラック協会、首都圏新都市株式会社、日立電鉄交通サービス株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、一般社団法人茨城県バス協会)	災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関すること
	ガス事業者 (東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社)	(1) ガス施設の安全、保全に関すること (2) 災害時におけるガスの供給に関すること

		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方公共機関	一般社団法人 茨城県高圧ガス 保安協会	(1) 高圧ガス事業所の緊急出動体制の確立に関する事 (2) 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関する事 (3) 高圧ガスの供給に関する事 (4) 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関する事
	報道機関 (株式会社茨城新聞社、 株式会社茨城放送)	(1) 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関する事 (2) 県民に対する災害応急対策等の周知に関する事 (3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関する事
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	筑西広域消防本部 (桜川消防署) (真壁分署) (大和分署)	(1) 火災予防、災害防止策及びその指導 (2) 災害時における消火活動 (3) 災害時における救急救助活動
	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会等の産業経済団体	(1) 被害調査に関する事 (2) 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関する事 (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関する事
	真壁医師会 (茨城県医師会)	救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施に関する事項
	一般診療所・病院	(1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事 (2) 災害時における負傷者等の医療救護に関する事
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関する事
	危険物関係施設の 管理者	災害時における危険物の保安措置に関する事
	桜川市社会 福祉協議会	(1) ボランティア活動体制の整備に関する事項 (2) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付けに関する事項
	その他の公共 団体及び防災 上重要な施設 の管理者	それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策、災害復旧の実施

第3節 桜川市の概要

第1 自然条件

1 位置の概要

桜川市は、首都圏から約70～80km圏、茨城県の中西部に位置し、2005年10月1日に西茨城郡岩瀬町、真壁郡真壁町、真壁郡大和村が合併し誕生した。

本市の北は栃木県、東は笠間市・石岡市、西は筑西市、南はつくば市と隣接している。

北の高峯・富谷山、東の雨引山・加波山・足尾山から南の筑波山に連なる山々に囲まれた平野部のほぼ中央を桜川が南下し、市の南北軸を形成する環境のもと、上野沼や大池、つくし湖など、多くの湖沼を有し、水資源の確保及び親水空間として活用されている。

また、この地域で採れるみかげ石を利用した石材業や、平野部の肥沃な土地を利用した農業等、地域資源を活用した地場産業が営まれている。

2 気候

桜川市の気候は、冬期（12月～2月）は、“西に気圧が高く東に低い”冬型の気圧配置が現れ、平野部では北西の季節風「木枯らし」が強く吹くことが多く、全般には晴れの日が多い。

春季（3月～5月）は、強い寒冷前線が通過する際には、雷雨となり、ひょうを伴うと農作物に大きな被害をもたらす。また、フェーン現象が起き気温が急上昇して、乾燥した山野では山火事が心配される。

夏期（6月～8月）は、暑い晴天が続くと同時に、積乱雲で象徴される熱雷の季節で、発達した雷雲の下では短時間の強い雨となり落雷や突風、ダウンバーストなど激しい現象に見舞われる場合がある。

また、栃木県側から雷雲が進んでくることが多いため、市内は夜遅くまで影響を受ける。

秋季（9月～11月）は、台風が直接もたらす大雨とは別に、日本列島より遠く離れた台風が秋雨前線を刺激して降らせる長時間の大雨となることもある。

3 地形

桜川市の総面積は180.06km²であり、市の北部地域では、北に高峯（520m）、富谷山（365m）、東に200～300m級の山々が連なり周辺の山々から流れ出る河川流域に、地域の中央部から西部にかけて平野が広がっている。

周辺の山々から流れ出る河川やため池等の豊かな水資源を有し、河川流域に広がる低地部には水田が多く拓けており、台地部が畑等の農地となっている。

市の北東から流れる桜川は、この盆地を東西に横切り、市の中央部から南北に流れを変えている。

市の中央部から南東部にかけては、雨引山（409m）、加波山（709m）、足尾山（627m）などの筑波山塊が連なっている。

これらの山岳地帯は西側へ緩傾斜し、桜川流域の平坦部に至り、山岳地帯からの大小の河川の豊富な水により、その流域は水田地帯となっている。

桜川の西方地域は、低い洪積台地が段丘状になっており、標高50m前後の低丘陵の形状をなしている。

4 地質

桜川市の地質は、桜川東部の山岳において黒雲母花崗岩で形成され、桜川東部の土壌は、これらの風化による砂壤土である。

丘陵地帯は洪積土、桜川沿岸低地帯は沖積土、桜川西部地帯は、洪積火山灰で形成され、土壌は黒ボク土壌である。

低地には、沖積世の砂塵や粘土が堆積していて、いわゆる軟弱地震地帯となっている。

第2 社会条件

1 土地利用

桜川市の地目別土地利用状況は、山林が全体の 35.0%、次いで田が 17.1%、畑が 14.0%で農地が全体の 31.1%を占めている。

また、本市域の宅地は 16.05 k m²で、総面積の 8.9%の構成となっている。

地目別面積の構成表

平成 30 年 1 月 1 日現在 (km²)

	総面積	田	畑	宅地	溜池	山林	原野	雑種地	その他
桜川市	180.06	30.87	25.26	16.05	1.36	63.03	1.06	9.39	33.04

資料：税務課

2 人口・世帯の推移

本市の人口は 42,632 人（平成 27 年国勢調査）で、平成 2 年時に比べ 9,248 人の減少となっている。世帯数は 13,585 世帯（平成 27 年国勢調査）で、平成 2 年度に比べ 856 世帯の増加となっている。

年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（14 歳以下）は平成 2 年の 10,138 人（19.5%）から平成 27 年には 4,892 人（11.5%）へと推移し、人数、構成比率ともに減少傾向にある。また、生産年齢人口（15～64 歳）は平成 2 年の 33,735 人（65.0%）から平成 27 年の 25,106 人（58.9%）へと推移し、人数、構成比率ともに減少傾向にある。

老年人口（65 歳以上）は平成 2 年の 8,007 人（15.4%）から平成 27 年の 12,592 人（29.6%）へと推移し、人数、構成比率ともに増加しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえる。

人口・世帯数の推移

			平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口（人）			51,880	51,972	50,334	48,400	45,673	42,632
世帯数（世帯）			12,729	13,253	13,431	13,617	13,632	13,585
世帯当り人員（人/世帯）			4.08	3.92	3.75	3.55	3.35	3.14
年齢構成	0～14歳 人口	人	10,138	9,022	7,821	6,788	5,808	4,892
		%	19.5	17.4	15.5	14.0	12.7	11.5
	15～64歳 人口	人	33,735	33,311	31,720	30,082	28,064	25,106
		%	65.0	64.1	63.0	62.2	61.4	58.9
	65歳以上 人口	人	8,007	9,639	10,793	11,527	11,788	12,592
		%	15.4	18.5	21.4	23.8	25.8	29.6
	計	人	51,880	51,972	50,334	48,400	45,673	42,632
		%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（国勢調査）

第3 過去の風水害

茨城県内の水害等の履歴

年 月 日	災害名	人的被害		住家被害		
		死 者 不明者	負傷者	全壊流出	半 壊	床上浸水
明治 35 年 9 月 28 日	台 風	114	622	20,164	7,741	1,671
明治 43 年 8 月 6 日～14 日	二つの台風	25	43	1	－	17,237
大正 9 年 9 月 29 日～10 月 1 日	台 風	91	40	498	217	5,928
大正 11 年 2 月 16 日	低気圧	20	15	86	90	3,425
昭和 10 年 9 月 24 日～26 日	二つの台風	31	112	70	97	3,947
昭和 13 年 6 月 28 日～7 月 8 日	梅雨前線と 台 風	49	58	1,271	1,280	39,524
昭和 13 年 8 月 30 日～9 月 1 日	台 風	12	23	1,300	826	9,758
昭和 16 年 7 月 19 日～22 日	前線と台風	6	－	289	113	23,787
昭和 22 年 9 月 15 日	カスリ台風	74	24	294	146	11,996
昭和 25 年 8 月 2 日	台 風	10	659	－	15	3,932

年 月 日	災害名	人的被害		住家被害		
		死 者 不明者	負傷者	全壊流出	半 壊	床上浸水
昭和 36 年 6 月 27 日～30 日	梅雨前線と 台 風	12	7	14	21	1,754
昭和 61 年 8 月 4 日～5 日	台風 10 号と 低気圧	4	14	8	20	6,980
平成 2 年 7 月 19 日	雷 雨	0	2	0	0	1
平成 2 年 9 月 19 日～20 日	台風 19 号	0	2	0	0	0
平成 10 年 8 月 27 日～30 日	停滞前線に よる大雨	0	5	0	0	423
平成 10 年 9 月 15 日～17 日	台風 5 号	0	5	0	1	20
平成 11 年 10 月 27 日	大 雨	0	1	0	0	181
平成 12 年 5 月 24 日	突 風・ 雹(ヒョウ)	0	32	0	0	3
平成 12 年 7 月 2 日	大雨・落雷	1	0	0	0	1
平成 14 年 10 月 1 日	台風 21 号	0	16	0	0	0
平成 15 年 8 月 9 日	台風 10 号	0	1	0	0	0
平成 15 年 10 月 13 日	強風・大雨	2	7	0	0	3
平成 16 年 10 月 8 日～9 日	台風 22 号	0	6	0		11
平成 16 年 10 月 19 日～21 日	台風 23 号	0	2	0	0	8
平成 19 年 9 月 6 日～7 日	台風 9 号	0	10	0	0	1
平成 21 年 10 月 8 日	台風 18 号	0	15	0	34	1
平成 23 年 9 月 21 日	台風 15 号	1	15	0	3	52
平成 25 年 10 月 15 日	台風 26 号	0	15	5	8	104
平成 26 年 10 月 5 日～6 日	台風 18 号	2	2	0	0	12
平成 27 年 9 月 9 日～10 日	平成 27 年 9 月関東・ 東北豪雨	15	56	54	5,542	230

年 月 日	災害名	人的被害		住家被害		
		死 者 不明者	負傷者	全壊流出	半 壊	床上浸水
平成 28 年 8 月 22 日～24 日	台風 9 号と その後の 温帯低気圧	0	19	0	0	12
平成 29 年 10 月 21 日～23 日	台風 21 号	1	7	1	0	0

第4節 防災対策の推進方向

第1 防災ビジョン

基本方針としての防災ビジョンは、地域の防災憲章ともいうべきものであり、中長期的かつ総合的な視点のもと、本市の防災に関する基本方針を定めるものである。

第2 災害対策の目的

災害対策の目的は、その基本理念である「住民の生命・身体及び財産の保護及び社会生活の維持」を達成することにある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備えなければならない。

そこで、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指すべきである。

第3 基本目標

防災ビジョンの策定に当たっては、阪神・淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災などの地震災害、平成17年の集中豪雨災害等、これまで発生した様々な災害からみた防災計画の課題等を整理し、防災対策のあり方や基本的な考え方を明確化するために、以下の3つを基本目標とする。

1 災害に強い生活のまちづくり

災害が発生しない、又、発生しても被害が拡大しない市街地を実現する減災の都市づくりを進め、安全な居住空間をつくるまちづくり事業といった、ハード面での防災対策を推進し、災害を発生させないまちを形成するとともに、災害時の避難路・輸送路や避難施設の体系化など、ソフト面での災害に強いまちづくりを進める。

2 市民が主役となる防災環境づくり

災害から生命・身体・財産を守るために、災害対策の中心となる市の職員はもとより、市民一人ひとりが災害に対応する能力を高めていくため、以下の点について留意する。

- (1) 災害時に自分自身を守り、家族や隣人の安全に配慮すること
- (2) 防災リーダーを育成し、災害時に率先して防災活動に協力・従事すること
- (3) 職員は防災担当従事者としての自覚をもち、状況に応じて適切な防災活動を行うこと

こうした点を踏まえ、防災訓練や自主防災組織の育成、防災知識の啓発により、職員及び住民の防災行動力の向上を図るとともに、災害時における住民の防災活動が円滑に行われるよう、市及び関係機関によるバックアップ体制を整備する。

3 防災のネットワークづくり

風水害に対する警戒体制や災害発生時に素早く的確な対応を図る災害活動体制、水防力の強化や生活必需物資の備蓄をはじめとする救援・救助・救護の支援体制、防災行政無線等の通信設備の整備といった多様な情報収集・伝達体制の整備等に加え、住民・職員のそれぞれが災害の応急対策、復旧に取り組む仕組みを明確にし、相互の連携を明らかにすることにより、災害時の迅速かつ適切な対応が可能な体制を整える。

第4 防災施策の大綱

1 災害に強いまちづくり

(1) 水害、土砂災害を未然に防ぐ防災機能の向上

- ア 桜川をはじめとする市内河川の浸水域の把握
- イ 加波山や筑波山麓に広がる土砂災害危険箇所の把握と整備
- ウ 新市の機構体制を考慮した情報伝達及び避難誘導体制の整備
- エ 災害時孤立地区防止に向けた対策の検討

(2) 防災機能の向上

- ア 避難施設機能・規模の見直しと適正な配置対策
- イ 避難施設、避難路、防災拠点、ライフライン施設等の整備推進
- ウ 住宅をはじめとする建築物の安全性確保の促進
- エ 火災による災害防止対策の強化
- オ 緊急輸送路や要配慮者が利用しやすい避難路の整備推進
- カ 医療・医薬品、飲料水・食糧、生活必需品等の備蓄対策の検討
- キ 高齢者や障害者など要配慮者支援システムの整備
- ク コンピュータシステムやデータのバックアップ対策

(3) 広域的な支援体制の確立

- ア 他市町村との広域的な応援体制の確立
- イ ボランティアの受入体制の確立

2 市民が主役となる防災環境づくり

(1) 市民の防災意識の啓発

- ア 自主防災に向けた防災知識の普及・周知対策
- イ ハザードマップなどによる市民向け広報活動の推進
- ウ 市民参加型・地元企業・団体参加型の防災訓練等の実施
- エ 学校や職場における防災教育・訓練の推進
- オ 災害教訓の伝承の推進

(2) 災害に強い職員づくり

- ア 市職員、防災関係機関職員の防災に関する意識啓発
- イ 職員を対象とした防災研修や職員リーダー研修の開催
- ウ 防災知識の向上にむけたマニュアル・ガイドブックの作成

(3) 自主防災組織の育成

- ア 自主防災組織の育成
- イ 防災区単位での自主防災活動計画の策定

- ウ 自主防災組織の連携活動の展開
- エ 自主防災リーダーの育成
- オ 自主防災活動への女性の参加促進

3 防災のネットワークづくり

- (1) 避難路ネットワークと避難情報網の整備
- (2) 人命救助優先に向けた医療ネットワークの整備
- (3) 防災情報収集伝達体制の整備
- (4) 自主防災組織・消防団などの民間防災組織のネットワークづくり
- (5) 桜川市の防災戦略の確立と市内連携の体系づくり

第2章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織とネットワークの整備

1-1 対策に携わる組織の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

第1 防災体制の整備

市は、災対法第16条に基づき、市防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した市地域防災計画及び水害・台風、竜巻等風害の特色を考慮した水害、台風、竜巻等災害対策計画を作成し、対策推進を行う。

第2 活動体制の整備

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、本地域防災計画に基づき災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図っていくものとする。

この際、業務継続計画（BCP）を策定するなど、災害応急対策等の実施に必要となる庁舎の代替施設の確保や、重要データの保全、電気・食糧・飲料水等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保等に万全を期するものとする。業務継続計画（BCP）の策定に当たっては、内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」及び「大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き」等を参考とする。

また、市の各部局は、災害時に他の部局とも円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておくものとする。

1－2 広域応援計画

市は、大規模災害（その後の復旧・復興対策を含む。）が発生した場合に、円滑な応急対策等が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結する等して、広域的な応援体制の確立を図る。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

第1 区市町村間の相互応援

1 協定の締結

市は、消防以外の分野について、他の市町村に対する応援を求める場合を想定して、あらかじめ他市町村との災害時相互応援協定を締結するよう努める。

また、今後県外の市町村等との間においても「災害時相互応援協定」を締結するなど、大規模災害発生時の応援体制の確立を図る。

『資料編 協定及び広域応援』

2 応援要請体制の整備

市は、災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続き、情報伝達方法、派遣職員の編成基準等応援体制についてのマニュアルや資機材の整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

3 応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルや資機材の整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

4 県、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

市は、災害時の県、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続き、情報伝達方法等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

5 公共的団体等との協力体制の確立

市は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、災害時において応急対策等についてその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図るものとする。

第2 消防機関の相互応援

大規模災害（その後の復旧・復興対策を含む。）の発生に対し、各消防機関の消防力の広域的な運用を行い、これらの災害（その後の復旧・復興対策を含む。）に適切に対応できるよう、県内の広域消防相互間の応援協定及び県下の市町村消防における相互応援協定の締結・更新、消防広域応援基本計画の策定、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、並びに応援情報リストの整備等、消防広域応援体制の強化を図る。

『資料編 協定及び広域応援』

第3 民間団体等に対する応援、協力

災害（その後の復旧・復興対策を含む。）が発生した場合、民間企業や団体が地域の自主防災組織や地域住民と連携し、迅速な初期対応を実施するほか、的確な災害応急対策、災害復旧対策を実施する等、民間企業等の応援協力について体制の確立と強化を図る。

その際、民間企業等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間企業の管理する施設を把握しておく等、民間企業等のノウハウや能力等の活用を図る。

『資料編 協定及び広域応援』

1－3 防災組織等の活動体制の整備

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、事業所はもとより企業を含め住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていくものとする。

第1 自主防災組織の整備と育成

災害対策は、市民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がその役割分担を理解して、各々がその役割分担を確実に推進するとともに災害発生時には連携して対応することにより被害の軽減を図れることを強く認識して、その対策への取組みを推進する必要がある、住民一人ひとりが自分達の安全はまず自分達で守るということを認識し、行動する必要がある。

大規模な災害になればなるほど、被害が同時に多数の地域で発生するため、種々の要因により防災機関の行う応急対策活動が遅れたり阻害されることが予想される。

このような事態において被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防止するには、住民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、避難等の防災活動を自主的かつ組織的に行うことが非常に効果的である。

こうした点を踏まえ、市は、地震その他の大規模災害に際して、消防機関等の活動と相まって地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立するため、地域ごとに、住民の連帯感のもとに自主防災組織づくりを進めるとともに育成強化を図る。

1 災害対策の役割分担

（１）住民の役割 自助

「自らの身は自ら守る」といった考え方にに基づき、住民一人ひとりが自分の命や生活を守る活動をいう（各組織が自分の組織を守るための活動を含む。）。

（２）地域の役割 共助

地域連携による防災活動をいい、住民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動をいう（自治組織や民間組織が、住民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も含む。）。

（３）行政の役割 公助

行政が実施主体となる防災対策で、自然災害に強い地域を実現する活動をいう。

2 自主防災組織の概要

（１）組織

行政区を活用し、防災活動が効果的に実施できるよう地域の実情に合わせた組織とする。

（２）編成

本部組織として、連絡情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等を置く（P29 別表）。

(3) 活動内容

ア 平常時の活動

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成等を行う。

イ 災害時の活動

地域の被害状況の把握・伝達、出火防止及び初期消火、救出・救護、避難勧告等の伝達及び避難誘導、給食・給水等を行う。

3 自主防災組織の自主防災計画の作成

地域住民が被害の発生及び拡大を防止するため、市は次の項目により誰もが理解できる自主防災計画を作成し、指導する。

(1) 平常時の活動

ア 日頃の備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及

イ 情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難等の防災訓練

ウ 初期消火、救出・救護用の防災資機材等の備蓄

エ 家庭及び地域における防災点検の実施

オ 地域における高齢者、障害者等の要配慮者の把握

(2) 災害時の活動

ア 情報の収集及び伝達

イ 出火防止、初期消火の実施

ウ 避難誘導

エ 救出・救護の実施

オ 給食、給水

カ 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の安否確認、移動補助及び集団避難の実施

キ 炊き出しの実施及び協力

ク 救援物資の分配及び避難所の運営に対する協力等

4 自主防災組織の育成支援等

(1) 自主防災組織育成・活性化の支援

市は、自主防災組織を支援するため、防災訓練や各種行事の開催、啓発資料の作成配布等を通じて自主防災組織の組織化に向け啓発活動を実施するとともに、リーダー養成（防災まちづくりリーダー）のための研修会や資機材整備等によりその活動を支援し、育成強化に努める。

その際、障害者、高齢者等の要配慮者の参画の促進に努めるとともに、女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

(2) 住民主体の地域コミュニティにおける防災活動

市は、地域コミュニティを住民防災活動の最も重要な啓発対象と捉え、自主防災組織はもとより、未組織の地域住民や企業に対しても、防災教育の普及に努め、地域コミュニティ構成員が自助・共助の精神を基本として主体的に地域の状況に応じた地域防災活動に参加し、ボランティアや各種団体等とネットワークをつくり、その連携の中で自主的な防災活動ができるよう、指導や助言等の支援に努める。

(3) 自主防災組織の整備

市は、県と連携し、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

別表

	平常時の役割	非常時の役割
情報班	災害についての知識の吸収及び映画、印刷物等による啓発、災害発生時における、地域内の連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認	デマ防止、災害情報の伝達収集、避難勧告等の伝達、被災状況の収集及び防災機関への伝達
消火班	火災予防運動の推進、消火器等による家庭での初期消火の講習及び訓練、消防水利の確保	出火防止の広報、火災の警戒、初期消火活動
救出・救護班	負傷者救出に必要な用具の調達及び技術の習得、救助訓練の実施、応急救護法の習得	負傷者の救助、応急救護、移送及び防疫について防災機関への協力
避難誘導班	集合施設、避難路、避難場所の巡回点検、現状把握、避難訓練の実施、要配慮者の把握、地域の危険箇所の点検・把握等	避難施設、避難路の安全確認、人員点呼、説得、避難誘導、要配慮者の避難援護
給食給水班	非常持出品の広報、炊飯用具などの調達計画と管理、必要物資の調達計画やあっせん方法の検討、炊き出し訓練	非常持出品の指導、備蓄品の確認・管理、炊き出し実施、給水及び救援物資の配分の協力

5 協力体制の整備

(1) 市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制の整備に努める。

(2) 市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成に努める。

(3) 市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化に努める。

6 自主防災組織と消防団、自衛消防組織の連携

自主防災組織と消防団、自衛消防組織は、平常時及び災害時において協力体制を図るよう努める。

市は、自主防災組織と自衛消防組織との平常時及び災害時における協力体制の整備や合同訓練の実施等について検討し、良好な協力関係が得られるように努める。

第2 企業防災の促進に関する計画

自然災害による不測の事態から中小企業の「事業継続」を確保するため、中小企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした事業継続計画（BCP）の作成の促進を図る。

また、企業は防災力を高めるため、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化等を実施する等の企業の防災活動の推進に努める。

1 災害時に企業が果たす役割

災害時に企業が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）について周知を図るため、発災後の事業継続計画（BCP）の作成を促し、予想被害から復旧に至る事前の計画策定と、これに基づく企業防災力の自己評価など、危機管理意識の高揚を図る。このため市は、防災に関するアドバイスを行うなど、その推進に努める。

2 事業継続計画（BCP）の策定支援

市は、市内の企業を対象に、企業の業務継続に関して事業継続計画（BCP）策定の重要性や必要性、考え方等についてパンフレット等により情報提供を積極的に実施し、企業の意識啓発を推進するとともに、事業継続計画（BCP）の策定企業増加に努める。

また、被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

3 企業による予想被害からの復旧計画の策定

事業継続計画（BCP）の策定とともに、企業各位が事前の被害予測を検討することにより、可能な事前対策を進め、被災後の速やかな復旧対策を講じるため、復旧計画の要項を定めるための指導と情報提供に努める。

4 企業自身の評価による企業の防災力向上の促進

企業と地域住民の自助・共助体制を確立するために、個々の企業が主体的かつ積極的に地域防災活動へ参加し、NPOやボランティア団体等とのネットワーク形成により、地域防災力の向上促進に向け、指導・助言等の支援に努める。

5 介護保険事業者及び社会福祉施設等の災害対策

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の避難行動要支援者の安全確保を図る。県、市から要請を受けた要配慮者を受入れる体制づくりに努めるとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

第3 ボランティア受入体制の整備及び運用に関する計画

近年の大規模災害においては、行政や防災機関のみの災害対応の限界が指摘されると同時に、ボランティアの多彩な活躍が注目され、地域住民とともにボランティアが活躍することが期待されている。

このため、市では、大規模災害時におけるボランティア活動が、効果的に活かされるよう、平常時からボランティアの受入体制等の整備に努める。

1 一般ボランティアの活動環境の整備

(1) ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、住民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。

(2) 一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

(3) ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。

2 ボランティア団体等との連携

市は、日本赤十字社、社会福祉協議会やボランティア団体等との連携を図る。また、地域における的確なボランティア活動の展開を図るとともに、以下に掲げる事項に取り組む。

(1) ボランティア活動者の育成

(2) ボランティアの組織化

(3) ボランティア個人及びボランティア団体のリスト化

(4) 防災ボランティアコーディネーターの養成

(5) 情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催

(6) 災害時の具体的マニュアルの策定等

3 ボランティア受入体制等の整備

NPOやボランティア団体だけでなく、組織化されていないボランティアが円滑に支援活動できるためには、受入窓口の設置など受入側の体制整備が重要である。

このため、市は、ボランティアコーディネーターやリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、防災訓練の実施、災害時の具体的な活動指針を示した「災害救援ボランティア活動マニュアル」の作成等により体制づくりを推進する。

また、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアの受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

4 専門ボランティアの活動への支援等

市は、医療、救護など専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策の検討等を行い、より専門的な知識を有するボランティアが活動しやすく、かつ参加を促進できる体制の整備に努める。

(1) 活動拠点の整備

市は、災害発生時においてボランティア活動の拠点となる「災害ボランティア支援センター」を設置し、平常時から拠点整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、携帯電話、FAX、パソコン等の資機材の整備を進めるなど活動拠点を確保する。

(2) ボランティア活動時における保険制度の整備

市は、災害及び二次災害等担保特約保険へ加入し、ボランティア活動中の事故に対する保証体制の整備に努める。

5 一般ボランティアの活動への支援等

(1) 一般ボランティアの活動内容

一般ボランティアの活動内容は、概ね次の業務である。なお、ボランティアは、市、関係機関及び市民団体と連携し、よりきめ細やかなサービスを広範囲にわたって提供するものとする。

避難所設置前	避難所設置後
市との連携の下、避難所の設置の手伝いや被災者の安否確認	避難所 ⇒ 水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、避難者の世話等
	在宅 ⇒ 市の行う要配慮者の安否確認・介護等への協力、在宅者への食事・飲料水の提供、移送サービス、家屋の片づけ等
	集積場所 ⇒ 救援物資の搬出入（仕分け・配布・配達等）

(2) 一般ボランティアの活動環境の整備

市及び桜川市社会福祉協議会は、次の活動環境の整備を実施する。

ア ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対してボランティア活動の普及・啓発を図るものとする。また、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。

イ 一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

ウ ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険の助成に努める。

1-4 情報通信ネットワークの整備

市は、災害が発生した場合、災害応急措置の実施に必要な通信を行うため、筑西土木事務所・桜川警察署・東京電力が設置する通信設備の使用について平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークを強化していくことが必要である。

また、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとり、それぞれ協定を締結し非常事態に備えておく。

第1 災害通信施設の整備拡充

風水害・震災時の通信連絡体制の強化、民間無線施設の利用、ヘリコプター基地の確保、照明機材の整備等を推進し、併せて消防関係建築物の耐震耐火性の強化を図る。

災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信設備の整備を行い、情報伝達手段の多様化、多層化に努める。

1 災害通信施設の利用

(1) 防災通信システム

防災行政無線により、災害防止に万全を期す。

(2) 消防本部と綿密な連絡をとり、災害防止に万全を期す。

(3) 水防無線

県土木部で整備・運営しており、災害防止に万全を期す。

(4) アマチュア無線局利用について協力を求める。

2 茨城県防災情報ネットワークシステムとの連絡

茨城県が整備した茨城県防災情報ネットワークシステムを用い情報収集伝達の迅速、的確な運用を図る。

(1) 防災情報システムの概要

防災情報システムとは、衛星無線回線・地上無線回線・NTT専用回線で構成される通信ネットワーク基盤を利用して、本市と県の防災関係機関が災害対策に必要な情報のやりとりを行うことをいう。また、防災情報システムでは、非常用電源のバックアップがなされている。

ア 防災センターに設置される災害対策本部での情報収集、管理を一元的に行い、迅速な意思決定を支援する。

イ 災害対策に関する情報の入出力は防災センターの他、地方総合事務所、土木事務所、市並びに消防本部などで行うことができる。

(2) システムの構成

ア 防災電話（主に地上回線経由）とFAX（主に衛星回線経由）

イ 動画像受信装置

(3) 防災端末（パソコン、プリンタ）

3 市の情報通信設備

(1) 市防災行政無線

市は、住民に対して災害情報の伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを念頭に、市防災行政無線をデジタル化で再整備する。

また、消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム（J－ALERT）により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

(2) 消防無線

消防無線には周波数別に①市町村波、②救急波、③県内共通波、④全国共通波がある。特に広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため、全国共通波の整備に努める。

4 非常通信体制の整備強化

(1) 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通信の伝送訓練及び試験等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

(2) 非常通信の普及、啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

(3) その他通信網の整備

携帯電話（衛星携帯電話、災害時優先電話を含む。）、アマチュア無線、インターネットメール、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、平常時からの防災知識の普及及び災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

携帯電話各社が提供している緊急情報メールシステムを活用し、市のエリア全域に一斉に情報伝達が行えるよう整備の維持・管理に努める。

(4) 停電時の電源確保

無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備・活用を促進するとともに、停電時を想定した実践的な訓練を実施し防災減災体制を強化する。

5 大容量データ処理への対応

災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図る。

なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、堅固な場所への設置に努める。

第2 地域住民等に対する通信手段の整備

1 地域住民等からの情報収集体制の整備

災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、民間企業、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2 音と文字による多様な情報伝達手段の確保

災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、登録制メール、緊急速報メール、SNS、ワンセグ、データ放送等のほか、メッセージャーの配置、各種ボランティアの協力等、音と文字による多様な通信連絡手段を活用する。

また、市防災行政無線に関しては、音達調査をしながら、市内全域で放送内容を聞き取れるよう、対策に努める。

3 要配慮者への配慮

各種福祉団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの）の他、視覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

4 住民への情報収集方法の啓発

ホームページや、電子メール、SNS等により提供する情報を住民が速やかに収集できるよう、情報収集方法の広報・啓発に努める。また、必要に応じて、各地で講習会の開催等も検討する。

5 孤立想定地区の通信手段の確保

災害による浸水、道路寸断時等に孤立が予想される地域において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網とともに、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。

1－5 気象業務整備計画

注意報、警報、特別警報及び気象情報等の気象業務の組織及び気象観測施設を整備し、関係防災機関相互の連絡を密にし、防災対策の適切な実施を図る。

第1 気象予警報等の種類及び発表基準

1 水戸地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

(1) 特別警報・警報・注意報の種類

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれ 著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある 場合、その旨を警告して行う予報
注意報	風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起るおそれがある場合に、そ の旨を注意して行う予報

(2) 特別警報・警報・注意報の概要

種類		概要
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表され る。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、 大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記 される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表され る。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表され る。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発 表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障 害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

種類		概要
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。

種類		概要
注 意 報	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬期の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

(3) 特別警報の発表基準

種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(4) 警報・注意報の発表基準

警報・注意報の種類と発表基準 (桜川市)

桜川市	府県予報区	茨城県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	県西地域		
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	122
	洪水		流域雨量指数基準	桜川流域=18.3，山口川流域=6
			複合基準＊1	桜川流域=（8，16.4）
			指定河川洪水予報 による基準	—
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm	
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	12	
		土壌雨量指数基準	84	
	洪水	流域雨量指数基準	桜川流域=14.6，山口川流域=4.8	
		複合基準＊1	桜川流域=（8，14.6）	
		指定河川洪水予報 による基準	—	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40％で、実効湿度 60％＊2		
	低温	夏期：最低気温 15℃以下が 2 日以上継続 冬期：最低気温-7℃以下		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下		
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm	

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 湿度は水戸地方気象台の値。

2 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

3 土砂災害警戒情報

県と水戸地方気象台は、共同して土砂災害警戒情報を作成し災害対策基本法、気象業務法に基づき発表する。土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するため、次のとおり発表基準を作成し、発表するための情報伝達体制の整備など必要な措置を講じる。

(1) 土砂災害警戒情報の目的及び基本的な考え方について

ア 大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村を特定して県と水戸地方気象台が共同で発表する情報である。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布で実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

イ 市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行うための支援と住民が自主避難の判断等にも利用できる情報とする。

(2) 土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意点について

ア 土砂災害警戒情報は、大雨警報を受けての情報であることから大雨警報発表中に発表（解除）する。

イ 発表対象とする土砂災害は、「土石流」及び「集中的に発生するがけ崩れ」とする。

ウ 発表対象としない土砂災害は、降雨に基づいての予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等とする。

エ 大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定するため、個別の災害発生箇所、時間、規模等を特定できない。

(3) 土砂災害警戒情報の発表対象地域について

ア 土砂災害警戒情報の発表対象市町村は県内 44 市町村とする。

イ 土砂災害警戒情報の発表は市町村単位とする。

(4) 土砂災害警戒情報の発表基準（警戒基準・警戒解除基準）について

ア 〔発表〕

大雨警報発表中に実況雨量及び予測雨量（1 時間、2 時間）をもとに作成した指標が発表基準に達した場合。

イ 〔解除〕

実況雨量及び予測雨量において発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予測されるとき。

(5) 土砂災害警戒情報の伝達体制について

県と気象庁が共同して雨量情報を監視し、発表基準を超過したときは災害対策基本法、気象業務法に基づき伝達する。

4 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

5 台風予報、台風情報

（１）台風に関する予報、情報

気象庁は、北西太平洋（東経 100 度～東経 180 度、赤道～北緯 60 度）上に存在する台風について、位置、大きさ、強さ等の実況及び 24 時間先までの進路予報を 3 時間ごとに、72 時間先までの進路と台風の強度（中心気圧、最大風速）に関する予報を 6 時間ごとに発表するとともに、日本に被害を及ぼす可能性が生じた場合には、1 時間後の中心位置、強度、大きさを推定して 1 時間ごとに発表する。

（２）台風の大きさ、強さ

台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。そのために、台風を「大型で強い台風」のように、大きさ（強風域：平均風速 15m/s 以上の強い風が吹いている範囲）を 3 段階、強さ（最大風速）を 4 段階で表現する。

台風の大きさ、強さ

台風の大きさの分類		台風の強さの分類	
平均風速 15m/s 以上の 強風域の半径	分 類	最 大 風 速	分 類
500km 未満	—	17m/s 以上 33m/s 未満	—
500km 以上 800km 未満	大 型（大きい）	33m/s 以上 44m/s 未満	強い
800km 以上	超大型（非常に大きい）	44m/s 以上 54m/s 未満	非常に強い
		54m/s 以上	猛烈な

6 竜巻に関する気象情報

竜巻などの激しい突風に対する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表される。半日～1 日程度前には、気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかけ、数時間前には、雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。さらに、今まさに、竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階で、「竜巻注意情報」が発表される。

（１）竜巻発生確度ナウキャスト

竜巻などの激しい突風の発生可能性の予報として、竜巻発生確度ナウキャストが常時 10 分ごとに発表される。

(2) 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、水戸地方気象台が茨城県を対象に発表する。有効期間は発表から1時間とし、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表する。この情報は防災機関や報道機関へ伝達するとともに、気象庁ホームページの「防災気象情報」ページでお知らせする。

7 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。桜川については、茨城県と水戸地方気象台が共同で下表の標題により発表される。

(1) 指定河川洪水予報の種類と発表基準

種類	標題	概要
洪水 警報	氾濫発生情報 【警戒レベル5相当情報】	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報 【警戒レベル4相当情報】	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状態。避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報 【警戒レベル3相当情報】	一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水 注意報	氾濫注意情報 【警戒レベル2相当情報】	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団の出動の参考とする。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(2) 桜川洪水注意報・警報水位

利根川水系 桜川 : 洪水予報河川（都道府県知事指定河川）「水防法第11条」
 実施区域 : 左岸 土浦市田土部 629-1 番地先（桜橋）から霞ヶ浦まで
 : 右岸 つくば市栗原 325-5 番地先（桜橋）から霞ヶ浦まで

水位観測所(基準地点)：桜橋（土浦市田土部）

平水位	…	1.48m
水防団待機水位	…	4.00m
氾濫注意水位	…	4.30m
避難判断水位	…	4.50m
氾濫危険水位	…	5.50m

8 火災気象通報

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条第 1 項に基づき、水戸地方気象台は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を火災気象通報として知事に通報するもので、知事は市長（本部長）に通報する。

市長（本部長）は、前項の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

火災気象通報の基準は次のとおりである。

通報基準

- （１）実効湿度が 60％以下で最小湿度が 40％以下になると予想される場合。
- （２）平均風速 12m/s 以上になると予想される場合。ただし、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

9 災害時気象支援資料

水戸地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

10 水防活動の利用に適合する予報及び警報等

水戸地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときはその状況を関東地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

第2節 災害に強いまちづくり

2-1 都市防災化計画

都市災害の未然防止を第一目的とし、併せて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するために、必要な対策をあらかじめ検討しておく。

第1 計画の方針

1 基本方針

市は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い、市土づくり、まちづくりを行う。洪水氾濫等による大規模水害は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、市、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。

- (1) 治山、治水事業等の総合的、計画的推進等災害に強い市土を形成する。
- (2) 総合的災害対策の推進等による災害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等災害に強いまちづくりを推進する。

2 風水害に強い市土づくり

- (1) 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域について、災害を未然に防止するため災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じる。
- (2) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等を県に協力し促進するとともに、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を促進する。
- (3) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を県に協力し促進するとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を促進する。
- (4) 河川改修の当面の目標として、桜川の緊急改修区間（筑真橋より上流の8.2km）を早期に完成させ、中期的には真壁工区(11.75km)と大和工区(4.75km)を合わせた約16.5km区間の改修計画での整備を促進し洪水被害の軽減を図る。
- (5) 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観にも配慮することとする。

3 風水害に強いまちづくり

(1) 防災まちづくりの推進

ア 市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を促進する。

イ 市は、避難施設、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、防災拠点施設等の浸水防止機能確保に努める。

ウ 市は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を促進する。

エ 市は、河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水地、放水路、雨水渠等の建設、内水排除施設の整備等を促進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保を促進する。

(2) 適切な土地利用の推進

ア 市は県の協力を得て、都市の浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査、ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行い、これらの情報の関係機関等への提供に努める。

イ 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の促進に努める。

ウ 市は、洪水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を公表し、安全な土地利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行う。

(3) 情報の伝達方法の向上

ア 市は、土砂災害警戒区域内や浸水想定区域内に立地する高齢者等の要配慮者が利用する施設において、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう予報等の伝達方法を定めるとともに、当該施設の名称及び所在地について住民への周知に努める。

イ 土砂災害警戒区域をその区域に含む本市において、市長（本部長）は土砂災害に関する情報の伝達方法、避難施設に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(4) 風水害に対する建築物の安全性の確保

ア 市及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

イ 市は、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の厳守の指導等に努める。

ウ 市は、強風による落下物の防止対策を促進する。

エ 市は、建築物を浸水被害から守るため、防水扉及び防水板の整備等の対策を促進するように努める。

(5) ライフライン施設等の機能の確保

ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を促進する。

イ ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

(6) 要配慮者への配慮

ア 市は、高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難施設、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等、生活防災緊急対策を促進する。

イ 市は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な要配慮者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮するものとする。

ウ 要配慮者は、一般の住民と比較して避難活動が困難、又は避難完了までに相当の時間を要するものと考えられる。そこで、市及び要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設）の管理者は、あらかじめ情報伝達、避難体制について整備しておく。

エ 市は、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在について、地域住民に周知するよう努めるとともに、当該施設への情報伝達として、電話、FAX、防災行政無線、登録制メール、緊急速報メール、SNS、ワンセグ、データ放送等のほか、メッセージャーの配置、各種ボランティアの協力等、音と文字による多様な通信連絡手段を活用する。

(7) 災害応急対策等への備え

ア 市は、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図る。

イ 市は、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・市有財産の有効活用を図る。

ウ 市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。

2-2 水害予防計画

水害予防計画は、水系ごとに一貫したものとし、将来における治山治水対策上必要な砂防・河川改修及び地すべり防止事業を推進し、災害の防除・軽減を図る。

第1 河川防災対策

洪水による水害を予防するため、河川改良工事等の治水事業とともに、河川情報施設の整備強化及び維持管理強化等の河川管理体制の強化を進める。

1 河川情報の提供

県管理の河川等においては、水害被害を軽減するため、河川の水位、雨量情報を収集するとともに、警報の伝達、避難等の措置が行えるよう警戒体制の整備が進められている。

水防警報河川及び、水位情報周知河川においては、設定水位に達した段階で水防警報が発令され、水防団の準備・出動が促される。避難の目安となる避難判断水位に達した場合は、避難判断水位情報が出される。

市はこれらの情報の提供を受け、迅速な警戒体制の確立を実施するための整備を図る。

河川の水位標の位置、通報水位、警戒水位（法10条3）

河川名	量水標所在地			平水位	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	計画高水位	既往最高水位		零点高	堤防天端高		種別	適用
	観測所	旧町村	大字							最高水位	年月日		左岸	右岸		
桜川	岩瀬	岩瀬	岩瀬	-0.65	なし	なし	なし	なし	なし	7.46	昭 11.12.14	Y.P + 42.07	Y.P + 45.41	Y.P + 45.01	県	テレ メタ
〃	塙世橋	真壁	亀真壁 熊町	0.13	2.30	2.80	なし	なし	5.46	4.10	昭 13.6.29	Y.P + 27.19	Y.P + 32.75	Y.P + 31.31	〃	〃

(茨城県 地域防災計画 資料編)

2 避難体制の整備

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

洪水予報等が発表され、さらに水位の上昇が見込まれ市長（本部長）が必要と認めるときは、必要な地域に対し避難準備・高齢者等避難開始を発表するとともに、避難行動に時間を要する要配慮者へ避難行動の開始を求める。

(2) 避難勧告

洪水警報が発表され市長（本部長）が必要と認めるときは、該当する地域に対し避難勧告を発表する。

(3) 避難指示（緊急）

人的被害の発生する可能性が非常に高いと市長（本部長）が判断した場合は、避難指示（緊急）に切り替える。

避難勧告等の伝達は、市及び消防署・消防団の広報車、市防災行政無線、電話、インターネット（ホームページ及びメール）等多様な情報伝達手段を活用し、県に対しては報道機関による情報提供を要請し、当該区域住民の安全確保を図る。

区域内の高齢者等、要配慮者が利用する福祉施設等に対しても、同様の手段により避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底を図る。

3 道路・家屋等の浸水対策

災害時における避難路や物資輸送等のための主要幹線道路となる国道、県道及び家屋の浸水対策に取り組む。

第2 治山治水計画

1 森林の概況

災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるため、事前措置として平素から危険箇所を把握し、防災パトロールを実施するとともに、避難広報体制の強化を図る。

2 治山施設の整備

県の策定した森林整備保全事業計画に基づき、緊急性の高い箇所の優先的整備実施について要請する。また、国庫補助事業の採択基準に該当しない箇所については、県事業としての整備実施を要請する。

3 警戒避難の目安

次に掲げるような場合には自発的に警戒避難を行う。

- (1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる場合
- (2) 溪流の流末が急激に濁りだした場合や、流木がまざりはじめた場合
- (3) 降雨が続いているにも関わらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。）
- (4) 溪流の水位が降雨量の減少にも関わらず低下しない場合
- (5) 溪流の付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合

第3 保安林整備計画

市は、霞ヶ浦地域森林計画に基づき、県に要請し、保安林のきめ細かな配備とともに、保安機能の向上を図るための特定保安林の指定を進める。

2－3 風害予防計画

本計画は、風による災害発生の防止事業を推進し、災害の防除・軽減を図ることを定める。

第1 農作物の予防対策

風害を予防するため防風ネットや防風林等を設置する。また、被覆栽培による土壌飛散防止に努める。

栽培面では、幹や枝の誘引による作物体の折損防止、水田深水による倒伏防止対策等を講じ、被害の軽減を図る。

さらに、各種施設については施設の補強、被覆資材の飛散防止対策を十分に行い、施設内外の被害防止を図る。

第2 通信施設の防災対策

1 計画的な設備更改

電気通信設備については、定期的に巡回点検を実施し、弱体設備の早期発見及び補強措置を講じるほか、計画的な設備更新を行い、設備の安定化を図る。

2 老朽施設の整備強化

本市通信網の防災無線施設を守るため、老朽施設の整備強化を図る。

第3 電力設備の防災対策

電気設備については、定期的に巡回点検を実施し、弱体設備の早期発見及び補強措置を講じるほか、計画的な設備更新を行い、設備の安定化を図る。

第4 竜巻災害予防計画

1 市民が行う対策

(1) 自主防災思想の徹底

「自らの身は自ら守る」という「自助」の精神に基づき、竜巻などの激しい突風（以下「竜巻等」という。）による被害に備えて、平常時から次に掲げる「生命・身体を守るための行動」を心がける。

ア 竜巻等に関する気象情報に留意する。

イ 竜巻注意情報が発表されたら、周囲の空の様子をみて積乱雲が近づいている兆候がないかを確認する。

ウ 積乱雲が近づいている兆候がみられたときは、「生命・身体を守るための行動」の準備をする。

エ 竜巻等が身近に迫ったときは、直ちに「生命・身体を守るための行動」を実施する。特に、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように避難に時間がかかると予想される場合には、早めの避難開始を心がける。

(2) 場所に応じた対策

ア 住宅内の場合

- (ア) 雨戸、シャッターを閉め、カーテンを引く。
- (イ) 窓から離れる。
- (ウ) 地下室か最下階へ移動する。
- (エ) できるだけ家の中心部に近い窓のない部屋に移動する。
- (オ) 丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして顔や首筋を腕で覆う。

イ オフィスビル・病院などにいる場合

- (ア) 窓のない部屋や最下階へ移動する。ガラスのある場所から離れる。
- (イ) ビル内部の階段室も避難場所となる。その際、可能であれば下の階に移動する。
- (ウ) 丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
- (エ) エレベーターは停止するおそれがあるので乗らない。

ウ 外にいる場合

- (ア) 近くの頑丈な建物に避難する。
- (イ) そのような建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
- (ウ) 物置や倉庫・プレハブの中や電柱や太い木、橋や陸橋の下などは倒壊の可能性が高く危険なので、避難場所としては避ける。
- (エ) 上記に比べれば自動車の中のほうが安全ではあるが、強い竜巻等の場合は飛ばされるおそれがあるので、頭を抱えてうずくまる姿勢をとることが必要である。

(3) 竜巻に関する情報の入手・利用

竜巻等に関する気象情報は、気象庁が発表するとほぼタイムラグなしで全国瞬時警報システム「J-ALERT」により市に伝達される。

(4) 自主防災行動の実施

実際に竜巻等が間近に迫ったときは、直ちに「生命・身体を守るための行動」を実践する。

(5) その他の対策

非常持出品の備え等の(1)、(2)、(3)以外の予防対策は、台風や大雨のときに準じて行う。

2 市が行う対策

(1) 局所的災害に対する情報収集体制の整備

初動の遅れが懸念される休日や閉庁時間帯における迅速な災害情報の把握を目的として、竜巻等発生の把握が困難である局所的かつ突発的な自然災害による被害の情報を、気象庁からの即報により収集できる体制の整備に努める。

(2) その他の対策

上記の竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、台風や大雨のときに準じて行う。

2-4 地盤土砂災害等予防計画

地すべり、がけ崩れ等の地盤災害を事前に防止するため、危険地域の実態を把握し、危険な箇所における必要な災害防止策を実施するとともに、地盤の液状化を招く宅地造成工事の規制を行う。

第1 災害予防計画

1 地すべり防止予防計画

土砂関連災害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、国や県などの協力を得て災害対策工事を進めるとともに、地すべり防止等予防事業の促進を図る。

また、市は、必要に応じて県の支援を受け、警戒避難体制を確立し、自主防災組織の育成と危険箇所のパトロール等を実施するよう努める。

地すべりの前兆

1. 斜面に段差が出たり、き裂が生じる。
 2. 凹地ができたり、湿地が生じる。
 3. 斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に変化する。
 4. 石積がはらんだり、擁壁にひびが入る。
 5. 舗装道路やたたき（三和土）にひびが入る。
 6. 樹木、電柱、墓石等が傾く。
 7. 戸やふすま等の建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。
- 集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

2 急傾斜地崩壊対策予防計画

急傾斜地崩壊対策事業の推進に向け、国や県などに対し協力を要請し対策工事の施工を進めるとともに、危険予想箇所の調査を行い、危険区域ごとにその範囲・面積・人口・世帯数・建物等について、県が実施する調査結果などをもとに、予想される災害について被害状況を検討する。

また、情報・警報等の収集、伝達方法を整備し、かつ、避難に関する方法・場所等を定める。市は、必要に応じて県の支援を受け、警戒避難体制を確立し、自主防災組織の育成と危険箇所のパトロール等を実施するよう努める。

『資料編 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所』

危険度の高いがけ

1. クラックのあるがけ
 2. 表土の厚いがけ
 3. オーバーハングしているがけ
 4. 浮石の多いがけ
 5. 割れ目の多い基岩からなるがけ
 6. 湧水のあるがけ
 7. 表流水の集中するがけ
 8. 傾斜角が 30° 以上、高さ 5 m 以上のがけ
- 集中豪雨、台風、地震時には、特に注意する必要がある。

3 土石流発生危険区域予防計画

土石流発生危険予想溪流には、重点的に県の砂防工事の施工を支援して、土石流の流下を未然に防止するよう強力に事業を推進するとともに、危険予想地域への警報の伝達・避難等の措置が緊急時に際して適切に行われるよう整備しておく。

特に、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難施設の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全に努める。

また、市は、必要に応じて県の支援を受け、豪雨や長雨等、土砂災害が起こりやすい状況での土砂災害防止策について、岩瀬地区、真壁地区、大和地区の状況に応じた計画を検討する。警戒避難体制を確立し、自主防災組織の育成と危険箇所のパトロール等を実施するよう努める。

4 山地に起因する災害危険箇所予防計画

災害を未然に防止するため、治山事業により防災対策を推進するとともに、危険地区に関係する地域の実態を調査し、危険度に応じた警戒避難体制の確立を図り人的災害の防止に努める。

5 土砂災害警戒区域等における予防対策

土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりが発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限すること等を盛り込んだ土砂災害対策の推進を図る。

また、市は、避難勧告等について、県等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

さらに、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

加えて、県と連携し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。

(1) 警戒避難体制の整備

市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について市地域防災計画に定めるものとし、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するよう努める。

また、県の調査結果に基づいて、警戒区域の高齢者等、要配慮者が利用する施設等に対し、円滑な警戒避難が行うことができるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

さらに、気象庁、県及び関係機関と連携し、雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の充実を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

(2) 土砂災害ハザードマップの作成

こうした土砂災害の危険性や避難に関する情報を伝達するための防災マップを作成し、市民への広報周知を図る。

(3) 迂回道路の調査

災害時において、道路及び橋梁が被害を受けて、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するために、重要な道路に連絡する迂回道路をあらかじめ調査して、緊急事態に備える。

地区名	土石流危険渓流				急傾斜地崩壊危険箇所				地すべり危険箇所			
	I	II	III	計	I	II	III	計	I	II	III	計
桜川市	57	52	—	109	12	20	15	47	—	—	—	—
岩瀬地区	27	45	—	72	6	10	10	26	—	—	—	—
真壁地区	22	5	—	27	4	10	1	15	—	—	—	—
大和地区	8	2	—	10	2	—	4	6	—	—	—	—

(茨城県 土木部河川課)

危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家 5 戸以上等（5 戸未満であっても官公署・学校・病院・社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある場合を含む。）を含む箇所

危険箇所Ⅱ：被害想定区域内に人家 1 ～ 4 戸を含む箇所

危険箇所Ⅲ：被害想定区域内に人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

第 2 警戒避難体制の整備

警戒区域の指定があった場合、市は地域防災計画において各警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

また、市は地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難施設に関する事項その他円滑な警戒避難が行われるために必要な事柄を住民に周知する。

第 3 土砂災害警戒情報

水戸地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。

市は、この情報を元にして、各種対応を行う。

また、土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し、住民自ら自主避難等、避難行動ができるように啓発に努める。

1 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、県内すべての 44 市町村を発表対象としている。

2 発表及び解除

【発表】

大雨警報発表中に、予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（土砂災害警戒避難基準雨量）を上回ると予測されるとき。

【解除】

予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（土砂災害警戒避難基準雨量）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予測されるとき。

3 伝達体制

水戸地方気象台から通報を受けた県は、防災情報ネットワークシステムにより注意報・警報・特別警報と同じ関係機関及び市へ伝達する。

4 土砂災害警戒情報の活用

市は、県、水戸地方気象台から発表される土砂災害警戒情報等や住民からの情報提供及び現地パトロール等で、土砂災害のおそれがあると判断した場合は、避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難所への避難勧告・指示（緊急）を実施する。その際は、住民代表への連絡や防災行政無線、広報車等を利用し、避難勧告等の周知を図る。避難路についても、土砂災害警戒区域等を参考に区域ごとに事前に住民へ周知するよう努める。

また、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するとともに、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じていくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

2－5 危険物等災害予防計画

危険物（石油類・高圧ガス・火薬類・毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ。）による災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、自営組織の強化促進、その他の自主保安体制の整備等、保安体制の強化促進を図る。

第1 危険物災害予防対策

1 保安教育

市は県とともに、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

2 規制の強化

市は県及び消防本部とともに、危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

- （１）危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- （２）危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
- （３）危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- （４）地震動等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

3 屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

市は県とともに、液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏えい事故などの防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講じるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

第 2 毒物、劇物災害予防対策

毒物、劇物による危険を防止するため施設管理の適正化、応急措置体制の確立を図る。

危険物製造所等の現況

令和元年 7 月 10 日現在

施設区分 地区名	計	製造所	貯 蔵 所								取 扱 所						事業所数
			小計	屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	小計	給油(自)	販売(第一)	販売(第二)	移送	一般	
桜川市	194	3	118	23	29	5	32	—	9	20	73	47 (20)	1	—	—	25	90
岩瀬地区	91	—	51	11	9	4	19	—	6	2	40	28 (16)	1	—	—	11	48
真壁地区	76	3	51	7	17	1	8	—	1	17	22	13 (2)	—	—	—	9	27
大和地区	27	—	16	5	3	—	5	—	2	1	11	6 (2)	—	—	—	5	15

(筑西広域消防本部予防課)

第 3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

1 高圧ガス設備等の予防対策

市は県とともに高圧ガス及び火薬類による災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、輸送その他の自主保安体制の整備等保安体制の強化促進を図る。

2 火薬類の予防対策

(1) 製造所への対策

- ア 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。
- イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

(2) 火薬庫への対策

- ア 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。
- イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

対象別 地区名	火 薬 類			猟銃等		火 薬 庫							高 圧 ガ ス							
	販 売	販 売 (紙)	製 造	製 造	販 売	一 級	二 級	三 級	煙 火	がん 具 煙 火	実 砲 庫	庫 外 貯 蔵 所	製 造 所					貯 蔵 所	販 売 所	容 器 検 査 所
													製 造 一 種	製 造 二 種	冷 凍		計			
															一 種	二 種				
桜川市	-	2	1	-	-	11	-	2	-	-	2	-	4	7	-	10	21	7	29	-

(茨城県 産業技術課・商工労政課)

(注) 高圧ガス

(1) 製造所欄は事業所数

(2) 貯蔵所は第 1 種貯蔵所＋第 2 種貯蔵所の数

(3) 販売所は一般高圧ガスの販売所数

第 4 毒物、劇物災害予防対策

毒物、劇物による危険を防止するため施設管理の適正化、応急措置体制の確立を図る。

第 5 放射線使用施設の予防対策

放射性同位元素及び放射線使用施設はその特性から、漏えいすることにより環境を汚染する等の被害が発生するおそれがある。このため、放射線使用施設は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止に努める。

2－6 建築物の災害予防計画

本計画では、災害発生時の被害を最小限に抑制するために、建造物の不燃化及び耐震化対策を推進することを定める。特に、防災対策拠点や避難施設となる公共施設の対策について、重点的に進めるよう努める。

第1 不燃性及び耐震性建築物の建築促進対策

建造物の災害対策の重点は、火災予防にある。

このために、政府系統資金を導入した融資のあっせんと、民間資金の利用により、耐火、耐震性建築物の建築の促進を図る。

第2 公共施設の不燃性及び耐震性建築物の促進対策

学校や体育館、コミュニティセンター等の避難所となる公共・公用施設、市庁舎、支所等の災害対策の拠点となる公共・公用施設、文化施設やスポーツ施設、福祉施設等、不特定多数の住民が利用する公共施設の不燃化と耐震化を推進し、大規模な災害が発生した場合でも施設の安全を確保し、住民の安全の確保に努める。

第3 老朽化した建築物の長寿命化計画

老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2－7 農地農業予防計画

市は、農業関係機関と緊密な連絡をとり、災害の未然防止体制を図るとともに、防災技術の向上、農作物等災害未然防止対策の啓蒙や資材の確保に努める。

第1 農地計画

1 防災営農体制の確立

市は、災害の発生に備え、農業協同組合、農業改良普及センター、農業共済組合等関係機関と緊密な連絡をとり、広く一般農家まで災害対策を啓蒙して災害の未然防止体制を整える。

2 農作物等災害未然防止対策

(1) 農作物対策

災害名	作物名	事 由
風 害	水 稲	1 作付体系：早・中・晩の組合せ及び短かん耐病性の強い品種の設定を行うこと。 2 肥培管理：施肥の合理化及び追加の時期、量に注意すること。 3 施設：病虫害防除器具の整備を行うこと。
	陸 稲	1 作付体系（水稻と同じ） 2 肥培管理 ①倒伏防止のため土寄せを行うこと。 ②施肥の合理化及び追肥の時期、量に注意すること。 3 施設（水稻と同じ）
	落花生	1 作付体系：立性種をさけること。 2 肥培管理：土寄せを行うこと。
	大 豆	1 作付体系：短かん性品種の選定を行うこと。 2 肥培管理：倒伏を防ぐため早めに土寄せを行うこと。
	そさい及び ビニールハウス	1 作付体系：夏、秋作で強風に弱い作物及び品種は台風時期を避ける作付をすること。 2 肥培管理：支柱は倒伏しないよう堅固なものをたてること。 3 防護措置 ①温床場ビニールハウス等には、防風設備を設けること。 ②春作類には、冷風害防止を兼ね、防風垣を設置すること。
	たばこ	1 防護措置：圃場の周囲に防風垣を設置すること。（麦稈わら等で防風垣を設置する又はらい麦等を作付する。）

災害名	作物名	事 由
風 害	果 樹	1 防護措置 ①防風垣を設置すること。 ②成木は名木を繫補し、又は支柱をたてること。幼木は支柱をたて直し、又はよしずやこも等で周囲をとりまくこと。
	桑	1 肥培措置：風害のおそれ少なく、しかも家屋、森林等の蔭とならない日当たりの良い場所に堆蚕専用桑園を設置すること。
	花 卉	1 作付体系 ①作付期間を分散させ、台風時期に集中しないようにすること。 ②ネットを張り、茎がなびかないように固定すること。
	肥料作物	1 施設：サイロの調整を行うこと。
水 害	陸 稲	1 肥培管理 ①土砂流出防止策を講ずること。 ②冠浸水危険地区では排水路の整備を行うこと。
	麦	1 作付体系：土地条件にあった品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 ①水田裏作麦は高畦栽培を行うこと。 ②排水路の整備を行うこと。
	大 豆	1 肥培管理 ①播種当時降雨の多いときは、覆土を浅くすること。 ②中耕土寄せは早めに行うこと。 2 防護措置：長雨のおそれがあるときは、脱粒後直ちに乾燥機を使用し、品質の低下を避けること。
	なたね	1 作付体系：水田裏作はでき得る限り低地及び湿田の栽培を避けること。 2 防護措置：長雨のおそれがあるときは早めに刈取り、脱粒後乾燥機を使用して品質の低下を避けること。
	そさい及び ビニールハウス	1 肥培管理 ①低湿地は排水溝を設置しておくこと。 ②畦は、圃場の高低に併行させて作り、帯水にしないように努めること。 ③水田裏作は高畦栽培をすること。

災害名	作物名	事 由
水 害	たばこ	1 肥培管理 ①高畦栽培を行うこと。 ②ほ場に排水溝を設置すること。 ③自給肥料（たい厩肥、草木灰）の増施を行うこと。
	果 樹	1 作付体系：低湿地は、できるだけ水温に強い品種を選ぶこと。 2 肥培管理：傾斜地は土壌の崩壊を防ぐための集排水溝を整備しておくこと。
	桑	1 作付体系：新改植する場合には、水湿に強い品種を改良鼠返等選定すること。 2 植付けの場合は排水を考慮し、仕立法は根刈仕立てを避け改良高値刈、中刈、高刈仕立てを行うこと。
	肥料作物	1 作付体系 ①草地の土壌侵蝕防止のため裸地の補播きを行うこと。 ②流排水路の整備を行うこと。
	水 稻	1 作付体系：成育期に応じた計画的な節水栽培を行うこと。 2 肥培管理：畦畔の漏水防止に努め揚水機利用等による計画冠水を行うこと。
干 害	陸 稻	1 作付体系：耐干性の品種選定を行うこと。 2 肥培管理 浅く中耕して土壌水分の発散防止に努めること。
	落花生	1 作付体系：耐干の品種選定を行うこと。
	なたね	1 肥培管理 ①軽しょう土については、直播きし鎮圧を行うこと。 ②移植については、健苗を育成し適期移植を行うこと。
	そさい及び ビニールハウス 花 卉	1 肥培管理 ①基肥は、深層施肥を行うこと。 ②乾燥期は、敷藁等をし水分の発散防止に努めること。 ③敷藁を行わないものは表層面を軽く中耕すること。 ④追肥は液体肥料を用いること。 2 施設：冠水施設を設置すること。
	たばこ	1 肥培管理 たい肥を増施し、地力増進と保水力保持に努めること。

災害名	作物名	事 由
干 害	果 樹	1 肥培管理 ①肥草や日覆を行い土壌の乾燥防止に努めること。 ②土壌管理を良くし、根の発育促進すること。 2 施設 冠水施設を設置すること。
	桑	1 肥培管理 ①堆厩肥等を十分施すこと。 ②桑園を草生栽培薬稈、草刈等で被覆すること。
	麦	1 作付体系 地域において適品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 ①適期播種を行うこと。 ②霜柱害に対する踏圧、土入を行うこと。
寒 害	なたね	1 肥培管理 ①適期播種を行うこと。 ②直播に努め磷酸肥料の増肥を行うこと。
	そさい及び ビニールハウス	1 作付体系：耐寒播種を選定すること。 2 肥培管理：マルチングをし根の保護を行うこと。 3 施設：ビニールハウス等は、保温用むしろ、ビニール、加温用の重油、ヒーター、石油ストーブ等を整備すること。
	果 樹	1 防護措置：寒風を避けるため防風垣を整備すること。
	水 稻	1 作付体系 ①早、中、晩、品種の組合せを行うこと。 ②出穂期は7月25日頃から8月25日頃が安全性が高いので、品種と植付期の勘案を行うこと。 2 肥培管理：イモチ病防除器具の整備を行うこと。
凍霜害 (冷害)	麦	1 作付体系：耐寒播種を選定すること。 2 肥培管理：堆厩肥の増肥を行うこと。
	そさい及び ビニールハウス	1 肥培管理：冠水設備を活用し、低温の緩和を図ること。 2 施設：保温用としてむしろ、燃料等を整備しておくこと。

災害名	作物名	事 由
凍 霜 害 (冷 害)	たばこ	1 肥培管理 ①苗の順化处理により健苗の育成に努めること。 ②生産初期には補植又は植替えを行うための苗を確保すること。 ③凍霜害のおそれがあるときは、稲藁等で被覆すること。
	果 樹	1 作付体系 ①凹地等冷気の停滞し易いところは根付けしないこと。 2 防霜管理：晩霜予報に注意して古タイヤ、重油等燃焼物を準備しておくこと。
	桑	1 作付体系：被害の少ないところを選び堆蚕専用桑園を設置すること。 2 肥培管理：仕立法は改良高根刈、中刈仕立等を行うこと。 3 防護措置 ①晩霜のおそれがあるときは、なるべく解束を遅く行うこと。 ②晩霜警報があったときは、少なくとも堆蚕桑（桑園面積の約 20％）が確保できるよう重油燃焼法及び藁被覆法にて予防を行うこと。

（２）家畜対策

- ア 低湿地畜舎は周囲の土盛り、排水路の整備を行うこと。
- イ 倒壊の懸念のある畜舎の補修を行うこと。
- ウ 増、浸水の場合を想定して、避難移動場所の確保を図ること。
- エ 災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄すること。

3 たため池等整備事業

（１）老朽たため池等整備工事

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の揚排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用揚排水施設の新設並びにこれらの附帯施設及び洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修の促進を図る。

（２）湖岸堤防工事

池、沼又は湖に隣接する農用地を直接外水から保全するために行う堤防、樋門及びこれらの附帯施設の新設又は改修の促進を図る。

（３）農業用河川工作物等応急対策工事

農業用河川工作物の構造が不適切もしくは不十分であるものについて、洪水等による災害を未然に防止することを目的とし、整備補強等の促進を図る。

4 冠水防除事業

桜川沿岸 150ha、観音川沿岸 50ha は 150mm 以上の降雨の際は流域一帯が冠水し農作物等の被害を被るので、その未然防止対策として次の対策を講じることとする。

- (1) 桜川の曲部改修工事の促進を要請するとともに、常時降雨量と気象情報に注意を払い防災無線・広報車等により事前指導する。
- (2) 観音川については、真壁地区、大和地区は土地改良事業等により、被害防止対策をはかるとともに河川改修の促進を要請する。
- (3) 水質障害対策事業
公共用水域から農業用水を取水し、かんがいを行っている農用地において水質汚濁による障害等の除去並びに防止を行い、農業用排水の確保と農業経営の安定を図る。

第2 農業計画

1 農林業災害対策委員会の設置

災害の発生に対応し被害農家の救済対策を迅速かつ適正に実施するとともに、災害による農作物被害の軽減、未然防止対策を講じることを目的として設置する。

(1) 災害の未然防止対策

ア 気象予報の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

イ 農業共済加入率の向上

農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進する。

(2) 災害の事後対策

ア 県条例の迅速な適用

被害の状況に応じ、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例を迅速に適用し、被害農業者への助成措置を講じる。

イ 農業共済金の早期支払い

農業共済に加入している被害農家に対し、県は農業共済組合連合会等に共済金を早期支払いするよう指導する。

ウ 制度資金の活用

県条例が適用されない小さな災害については被害農家の再生産が図られるよう農業経営維持安定資金（農林漁業金融公庫資金）の活用の推進を図る。

2 資材の確保

(1) 防除器具の整備

市は病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

(2) 薬剤等

災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう経済連等を通じて必要量の備蓄を行う。

3 家畜対策

(1) 増浸水の場合を想定して避難移動場所の確保を図る。

(2) 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

(3) 災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。

2－8 火災予防計画

本計画では、消防組織の整備、消防施設の充実、消防職員及び団員の教養訓練等について指導助言をし、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想の普及徹底により予防消防の効果を挙げ、必要に応じて消防に関する勧告等を行い、火災から市民の生命、身体及び財産を保護して生活の安全を期する。

第1 消防組織の充実・強化

市は、消防組織を整備するとともに、火災予防の徹底を図り、予防要員の確保によって予防業務の万全を期する。

また、茨城県広域消防相互応援協定等に基づき、広域防災体制の確立を図るものとする。

1 消防力の整備

(1) 初期消火体制の確立

大災害発生直後の消火栓の使用不能、道路の通行不能などの悪条件下での初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、水バケツ、消火器等を準備するとともにその体制を確立する。特に住民の初期消火活動が積極的に行われるよう指導する。

(2) 可搬式動力ポンプの整備

交通障害によって消防ポンプ自動車の活動が制限される場合が多いので、可搬式動力ポンプの配置を検討し、非常用として市が地元代表者と協議して整備する。

(3) 消防水利の整備

危険地域における防火水槽等の消防水利を増設し、その適切配置を推進するとともに、河川、池などの自然水利はもちろんのこと、井戸、用水等も水利として利用できるよう事前に消防機関と検討し、利用計画をたてる。

(4) 救出機材の整備

家具や建物などの重量物の下敷きとなった人々の救出を迅速に行うため、レスキューキット、ポートパワー、ジャッキ等の救出機材とともに、機材等（動力付ノコ、手ノコ）などの整備も進める。

2 消防施設等の整備・強化

消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画をたて、その強化を図る。

3 自主防災組織の充実、強化

市は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を高揚し、自主防災組織の結成・育成を推進するものとする。

自主防災組織においては消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水の溜め置き等を地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

第2 火災予防対策の徹底

(1) 建築同意制度の推進

消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用をはかり、建築面からの火災予防の徹底を期する。

(2) 防火管理者の育成、指導

学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導し、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう指導する。

(3) 消防計画に基づく消火、通報、避難訓練の実施

(4) 消防用設備等の点検及び整備

(5) 火気使用又は取扱いに関する監督

(6) 自衛消防隊の実動訓練の実施、火災予防と消防活動の確立

第3 危険物施設等の保安監督の指導

消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者又は占有者についてこれらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、又危険物取扱者に対し指導の強化を図る。また、これら施設について必要の都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を実施する。

危険物製造所、貯蔵所、取扱所（以下製造所等という。）に対しての保安対策として、次の事を実施させる。

1 危険物製造所等の保安対策

(1) 危険物製造所等の位置、構造及び設備等について、危険物規制の政令基準に適合しているかどうかを査察し、その不備等については、是正指導をして保安の確保を図るものとする。

(2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬方法等は危険物取扱者をして、政令基準どおり実施させるとともに、製造所等の爆発事故や火災の延焼防止を図るため予防規定を樹立、消火通報避難訓練等を実施させるとともに、規定量以上の消火用器具の完備と各所に消火用薬剤等の増量保有を励行させる。

(3) 地震時における製造所等の保安の確保を図るため、施設内外に固定されている消火設備、タンク等は地震に耐えるよう確実に備付させるとともに、事態発生に際しては、油類の施設外流出、道路の亀裂内に対しての流入等に備えてあらかじめ十分なる土嚢、砂、砂利等を蓄積させる。

第4 防火思想、知識の普及徹底

住民の防火思想の高揚を図るため、関係機関並びに団体等と協力して、映画会、講習会等の開催、広報車の巡回、広報誌の配布、新聞、ラジオ、インターネットホームページ等報道機関の利用等を図る。

2－9 林野火災予防計画

林野火災を防止するため、正確な気象情報の把握に努め、入山者に対する火災予防措置の徹底を図るほか、防火帯の設置の促進及び消火資機材の備蓄促進を図る。

第1 林野火災に対応する体制づくり

市は県及び関係機関とともに、林野火災予防のため、保護樹帯の設置、標識等の整備、林野火災多発期における注意警報の適切な伝達、防火宣伝の強化等必要な措置を講じるよう努める。

林野火災の出火原因の大半が、たき火やタバコ等の不用意な火の取扱いによるものであり、市は、広報活動や消火訓練等を通じて、林野周辺住民、入山者等の防災意識の向上を図る。

また、防火林道、防火森林の整備等に努めるとともに、火災に関する警報発令中の火の使用制限の徹底を図り、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等に努める。

1 情報の収集・連絡体制

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

林野火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、市は、次の対策を講じるとともに、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても、対応できる体制の整備を図るものとする。

ア パトロールと緊急時の体制

林野火災の出火防止と早期発見のためには、消防職員や消防団員などによるパトロールが効果的であることから、多発時期における監視パトロールの強化に努めるものとする。

また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡に当たる要員をあらかじめ定めるなど緊急時の体制整備を図るものとする。

(2) 通信手段の確保

防災情報ネットワークの適正な維持管理に努め、災害時の通信手段を確保するとともに、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、ヘリコプターテレビ伝送システムの適正な維持管理に努めるものとする。住民に対する災害情報等を広報するため、市防災行政無線を活用する。

また、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を、非常通信協議会との連携に十分配慮しながら図るとともに、災害時の情報通信手段については、平常時よりその習熟に努めるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図るとともに、災害時活動マニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

（２）職員の体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、市においては、すでに以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

ア 「災害時等相互応援に関する協定」（県下全市町村）

イ 「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

第２ 林野管理者への指導

市は、林野管理者に対して次の事項等について指導し、林野火災発生の防止に努める。

- １ 枯れ草等の刈り取り
- ２ 火の後始末の徹底
- ３ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく適正な火入れの実施
- ４ 火災多発期における見回りの強化
- ５ 火災警報発令中における火の使用制限

第３ 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

１ 防火水槽の整備

市は、防火水槽の整備に努める。

２ 林野火災発生時の広域応援体制の整備等

林野火災は、隣接市町村に及ぶ場合があるため、関係市町村と協議をして林野火災発生時の広域応援体制の整備等に努める。

３ 広域航空応援体制の整備等

県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、広域航空応援体制の整備、活動拠点及び資機材の常備に努める。

第3節 被害軽減への備え

3－1 緊急輸送路の確保整備計画

災害発生時に、円滑な交通を確保するため、幹線道路、生活道路の整備、拡幅、橋梁の危険箇所の調査及び補強等を行い安全性の向上を図る。

また、人命救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路を指定する。指定された緊急輸送路の管理者は、最新の国の基準や国の点検要領に基づき、災害に対する強度の調査を行い、必要な整備を順次実施するとともに、被災箇所の優先復旧を図るため、必要な資機材の確保等、早期復旧のために必要な対策をあらかじめ検討しておく。

第1 道路網の整備

道路・橋梁は、災害時には避難、救援救護、消防活動などの重要な役割を果たすことになる。このため、幹線道路、生活道路の整備、拡幅、橋梁の危険箇所の調査及び補強等を行い災害対策活動の安全性の向上を図る。

1 整備方針

道路は、防災上、延焼遮断帯としての空間、住民の避難路、救援救護及び消防活動を行う上で重要な施設となるため幹線道路、生活道路のそれぞれの防災機能を考慮し、整備促進に努める。

(1) 道路の維持補修上配慮すべき事項

道路に係る災害の発生を防止し、円滑な交通を確保するため、道路の建設及び維持補修に当たっては、次の事項に留意する。

ア 路面水を速やかに流下させるため必要な勾配をとるとともに、側溝に落とすための切開等を行い常に排水に努める。

イ 道路沿いの水路、水田は路肩コンクリート土留又は柵を施し土砂の崩壊を防ぎ、併わせて用排水に努める。

ウ 横断排水構造物は、洪水時に十分排水できる通水断面とする。

エ 路床が低く常に路面が冠水する場所は、路床の嵩上を行い、冠水箇所をなくすよう努める。

2 整備計画

(1) 幹線道路の整備

国道及び県道の拡幅について国や県に対し積極的に要望し、それに伴い幹線道路を連絡する補助幹線道路を整備する。

(2) 生活道路の整備

幅員の狭い市道の拡幅、又は老朽化した舗装道路の補修整備に努める。

(3) 橋梁の維持管理

橋梁の点検を実施し、老朽橋の架替え、補修、補強を行い災害時における応急救助活動上又は避難時の安全性の確保に努める。

(4) 緊急輸送ルートの整備

緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備に努める。

第2 緊急輸送路の指定

1 県指定緊急輸送路

県は、災害時に輸送路を確保するため、広域的な輸送に必要な主要幹線道路としての第1次輸送確保路線、及び防災活動の重要拠点施設である市役所等の主要な拠点と接続する幹線道路としての第2次輸送確保路線、第1次、第2次輸送確保路線を補完し、道路ネットワークを構築する路線として、第3次輸送確保路線を指定している。

第1次緊急輸送道路

	路線 番号	線 路 名	起 点 側	終 点 側
一般国道	50	国道50号	筑西市境から	笠間市境まで
主 要 地方道	7	石岡筑西線	石岡市境から	筑西市境まで
	64	土浦笠間線	石岡市境から	笠間市境まで

第2次緊急輸送道路

	路線 番号	線 路 名	起 点 側	終 点 側
主 要 地方道	41	つくば益子線	つくば市境から	鉾田国道50号交差まで

第3次緊急輸送道路

	路線 番号	線 路 名	起 点 側	終 点 側
主 要 地方道	41	つくば益子線	西桜川国道50号分岐から	大泉県境（栃木県）まで
一般県道	148	東山田岩瀬線	長方国道50号分岐から	大田県道木崎雨引線交差まで
	343	木崎雨引線	大田県道東山田岩瀬線分岐から	大田根主要地方道つくば益子線交差まで

2 市における輸送路の確保

市においては、県指定の第2次、第3次輸送確保路線につながり、避難所等防災上重要な建物を結ぶ道路、並びに災害対策本部を設置する市役所大和庁舎と岩瀬・真壁のそれぞれの庁舎を結ぶ道路を優先的に復旧できるよう努め、災害時の輸送路の確保を図る。

3 異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間

異常気象時通行規制区間

番号	路線名	通行規制（情報収集）区間		危険内容	情報板設置の有無
		箇所	延長（km）		
30	真岡岩瀬線	大 泉	0.9	土砂崩落	有

特殊通行規制区間

番号	路線名	通行規制（情報収集）区間		危険内容	情報板設置の有無
		箇所	延長（km）		
5	石岡筑西線	真壁町山尾	2.0	土砂崩落	有
10	土浦笠間線	木 植	1.0	土砂崩落	有
14	月岡真壁線	真壁町田	2.0	土砂崩落	有
21	深沢岩瀬線	門 毛	2.0	土砂崩落	有

第3 緊急輸送体制の整備

1 緊急通行車両の事前届出

市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

また、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、事前届出制度の普及を図る。

2 緊急輸送に関する協定

（1）配送に関する協定

緊急物資輸送に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備する。

（2）仕分けに関する協定

大規模災害時を想定した物資の仕分けについて、物流・輸送関係の企業との災害協定締結について検討する。

(3) 協定内容の拡充

緊急輸送に関する協定の締結においては、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参画、物流・ロジスティクスを熟知した人材の物資集積所への派遣や、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用、被災時の場の提供による避難場所としての機能等を盛り込む等、協定内容をより充実させるよう努める。

3 緊急輸送の環境整備

物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

4 復旧体制の整備

他の道路管理者と連携を図り、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

5 臨時ヘリポートの整備

臨時ヘリポートとして指定された場所を災害時に有効に利用し得るよう整備に努める。

6 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備

市及び県は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上（病院、役所、学校等）に、施設名称を塗料で大きく表示するなどの対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

3-2 医療救護活動への備え

災害では、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災等、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より本市及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る。

第1 医療救護活動

1 情報伝達体制の確立

大災害発生時には公衆回線の途絶、ふくそう等が十分予想される。そのために、平常時から無線等震災時災害医療に係る情報連絡体制を検討し、体制を確立する。

また、県の広域災害救急医療情報システム（EMIS）による平常時から医療救護関係情報の収集、提供に協力するとともに、その活用に努める。

2 初期医療体制の整備

救護所の設置、救護班の編成、出動について、あらかじめ医師会や歯科医師会と協議するとともに、自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の構築に努める。

3 災害医療専門家の養成

災害時において、限られた医療資源が十分に活用されるためには、災害医療の知識と経験の豊富な専門家の養成を図るとともに、病院レベルでの災害対策の強化を推進する。

また、トリアージ（傷病者の選別）や災害時の傷病治療に関する技術などに関する研修に努める。

4 救護所の確保

（1）救護所の耐震性の確保

市は、医療救護の活動の拠点となる保健センター等の救護所について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行う。また、その他の救護所においても、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、耐震診断や耐震改修に努める。

（2）ライフライン施設の代替設備の確保

ア 自家発電装置の整備

市は、病院、診療所に対して、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための電気容量を確保するため、診療所においては、自家発電装置による48時間程度の電気供給が可能な燃料タンクの増設と冷却水の確保を図る。

イ 災害用井戸の整備

市は、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、診療所等における自家用の井戸の確保を推進する。また、受水槽（貯水槽）を強化することにより、貯水されている水の漏えいを防ぎ、その利用促進を図る。

（3）医療関係者に対する訓練等の実施

診療所防災に当たっては、災害により診療所が陥る様々な状況に応じて、適切な対応が行われる必要がある。市は、診療所に対し、防災体制、災害時の応急対策、診療所内の入院患者への対応策、診療所に患者を受入れる場合の対応策等について留意した病院防災マニュアルを作成するよう指導に努める。

5 医薬品等の確保

各防災関係機関は、災害時に必要となる防疫、医薬品等の備蓄を強化するとともに、救護所設置予定施設への配備を促進する。また、平常時から関連業者等との協力体制を整備しておく。

6 医療ボランティアの確保

市は、災害発生時における医療ボランティア活動を支援するため、医療ボランティアの「担当窓口」を設置する。医師会等医療関係団体は、災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、「受入窓口」としての機能の整備の指導に努める。

第2 医療関係団体との協力体制の強化

市は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化に努める。

医療関係団体は、市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

さらに、協議会の設置又は会議等を通じ、平常時より相互の連携に努める。

3-3 被災者支援のための備え

避難所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

また、住宅の被災等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、被災者に対し円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていくものとする。

第1 応急物資等備蓄計画

災害発生時には、多くの被災者に対する防災機関の対応能力にはおのずと限界があり、すべての被災者に対して迅速な対応は期待できない。住民は家庭や地域レベルで日常から防災の意識を高め、災害時には「自らの命は自らが守る」ことを基本理念として、災害発生後救援体制が立ち上がるまでの間は、住民は地域において自らの生活維持をしていくため、食糧・水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要である。このため市は、自ら備蓄することの必要性を住民に周知徹底するものとする。

また一方で、備蓄物資の確保ができなかった被災者等のために飲料水や食糧、生活必需品等の供給を行う等地域住民の生活に密接した物資の確保を行う責務があるため、地域の状況を勘案し、必要量を算定し物資の備蓄・確保に努めるものとする。

加えて、要配慮者等に配給する食糧品（要介護者向けの流動食や乳幼児向けのミルク等）の備蓄に努める。

1 資材、機材の現況

本市において災害応急対策に必要な資材、機材は、それぞれの各計画に定めるとおりであり、今後もおお万全を期するため定期的に点検を実施するとともに必要資材、機材の整備を図っていく。

(1) 救出機材の整備

家屋、建造物などの重量物の下敷きになった人びとの救出を迅速に行うため、ジャッキ・動力付ノコ・手ノコ等の整備調達を事前に整える。

(2) 建設用重機所有者との協力

災害時に備え、地元業者で所有している重機を活用するため、覚書（人命救助を要する災害救援作業）を締結し、事前に備える。

(3) 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材、器具及び薬剤

県保健福祉部は、医薬品等を備蓄し、県内各所で保管している。

また、茨城県医薬品卸業組合に対し、災害用医薬品等の流通備蓄を委託している。

2 応急物資等の備蓄

大規模な自然災害発生時には、多くの被災者に対する防災機関の対応能力には限界があり、すべての被災者に対して迅速な対応は期待できない。

住民は家庭や地域レベルで日常から防災の意識を高め、住民又は地域において自らの生活維持を図るために、食糧・水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要である。

このため、市は、自ら備蓄することの必要性を住民に周知する。

(1) 応急食糧の備蓄整備

市は、住民に対して発災初期の避難生活における応急食糧の備蓄について、平常時から取組む必要性を周知する。

ア 市は、住民の家族構成に応じた非常食3日分、出来れば1週間分程度の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。

イ 家屋倒壊等で備蓄食糧の確保ができなかった被災者の生活確保のため市は、非常食の備蓄・調達先の確保に努める。

ウ 安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、事業所等に食糧等必要な物資を概ね3日分、出来れば1週間分程度の備蓄するよう啓発し、奨励する。

(2) 給水体制の整備

家庭において備蓄すべき水量は、1人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの3日間の世帯人数分を確保する。

市は、災害時において被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、浄水器の配備、給水タンク、ポリタンクの確保、応急配管及び応急復旧用資機材等の備蓄増強を図るとともに、必要に応じて飲料水兼用耐震性貯水槽の設置に努める。

また、老朽水道管の更新や水道施設の耐震化を促進するとともに、施設の管理図面や台帳等の控えをとり、災害に備え分散して管理する。

(3) 生活必需品等の備蓄整備

市においては、毛布類等が備蓄されているが、これらをさらに整備し、必要量を検討し備蓄に努めるとともに、販売業者と十分協議し、その協力を得て、物資調達に関する協定を締結し、生活必需品等を供給できる体制を整備する。

住民に対して、災害時の生活に必要な非常持出し品及び災害対応活動に活用できるよう備えることを周知する。

(4) 救助救命及び水防に必要な備蓄資機材の整備

災害救助・救命資機材については基本的に消防、警察、県を中心に整備を進めているが、これらの機関で保有することが困難なものがある場合は、市と関係機関とで協議し、整備・備蓄に努める。救助・救命活動の初期に必要な輸送関係車両や大規模資機材（重量物排除用具等）については、民間からの応援調達も考慮した体制の整備を検討する。

(5) 医薬品等の備蓄

市は市内医療機関と協力し、災害時の医療救護活動に必要とされる医薬品等の備蓄をすすめ、民間薬剤業者との協力体制を確立し、災害時における医薬品等の流通備蓄の確保を図る。

(6) 民間企業との協定締結の推進

災害が発生し、公的備蓄だけで物資がまかないきれない場合を考慮し、民間企業と緊急時の流通備蓄の提供に関する協定を結び、物資の安定的な供給に努める。

第2 物資の備蓄に関する留意事項

1 要配慮者に対する配慮

- (1) 介護等に必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。
- (2) 食糧の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食糧アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者を特定し、これらの者に必要な食糧及びその数量を把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制を整備する。
- (3) 食糧の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。

2 夏期における対応

夏期においては、避難所予定施設が高温多湿となることも予想されることから、食糧の提供に当たって、食中毒の発生を防止する等、衛生対策に万全な体制を整備する。

3－4 避難対策計画

危険が差し迫った状態になる前に住民等が事前に避難できるよう、危険情報の事前周知、避難勧告等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、安全な避難所等の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の避難支援プラン策定及び福祉避難所の指定等を行う。

その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

第1 避難場所、避難所等の指定

1 指定と周知

- (1) 公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という。）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。
- (2) 避難所等を指定したときは標識、広報紙、ハザードマップ、防災訓練などにより住民にその位置等の周知徹底を図る。
- (3) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (4) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示し、標識の見方に関する周知に努める。
- (5) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

2 指定に当たっての注意点

- (1) 指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定する。また、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は、周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となるオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。
- (2) 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある物を指定すること。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けられることができる体制が整備されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- (3) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
- (4) 避難者の誘致面積及び人口に見合った面積を確保すること。面積の目安は、避難場所は1人当たり 1.0 m²、避難所は 3.3 m²当たり 2人とする。こと。(消防庁震災対策指導室編「市町村地域防災計画(震災対策編)検討委員会報告書」)
- (5) 避難路が、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険にさらされないよう配慮すること。
また、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難路の変更や危険要因等の排除に努めること。
- (6) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食糧、水、備蓄薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。
- (7) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮した滞在場所の運営に努めること。
- (8) 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めること。
- (9) 避難所予定施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没及び土砂災害による被災の危険のない建築物とすること。
- (10) 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努めること。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。
- (11) 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること。
- (12) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮すること。
- (13) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- (14) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担を定めるよう努めること。
- (15) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努めること。

3 福祉避難所の指定

- (1) 要配慮者のための福祉避難所の予定施設をあらかじめ指定する。
- (2) 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化など避難した要配慮者の生活に支障が少ないよう整備された施設とすることが望ましい。
- (3) 市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

4 即応体制の整備

- (1) 指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
- (2) 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。

- (3) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所等の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所等を運営できるように配慮するよう努める。
- (4) 避難所等には、住民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。
- (5) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。

第2 避難誘導体制

1 地域の危険に関する情報の事前周知

- (1) 住民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた風水害に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。
- (2) 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績をもとに、浸水、土砂災害等の危険箇所・警戒区域等や避難場所・避難路等を記したハザードマップを作成し、住民等に配布して周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

2 避難勧告等の情報伝達体制の整備

- (1) 気象警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。
- (2) 防災行政無線等、住民・企業等へ避難勧告等を迅速・確実に伝達する手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。
- (3) 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における連絡・連携体制の構築に努める。
- (4) 在宅の要配慮者に対する避難勧告等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。
- (5) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の意味及び自主的な避難等を含む住民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図る。
- (6) 躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁をあげた体制の構築に努める。

3 避難勧告等発令の客観的基準の設定

- (1) 水防法上の水位情報周知河川については、河川管理者及び気象官署と協議の上、当該河川の水位、流量、地域の降水量等を目安とする避難勧告等の発令基準を設定する。
- (2) その他の中小河川等については、過去の浸水被害の実績等から、目安となる具体的な数値基準を設定する。
- (3) 土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒区域等を活用し、土砂災害に対する避難勧告等の発令基準を設定する。

4 避難勧告等の発令対象区域の設定

(1) 水害

洪水予報河川と水位周知河川については、水防法に基づき公表されている浸水想定区域を参考に、避難勧告等の発令区域を設定する。また、その他河川については、地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特성에応じて区域を設定する。

浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難勧告等の発令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮する必要があることから、市は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。

(2) 土砂災害

土砂災害の避難勧告等の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難勧告等の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂災害に関するメッシュ情報で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難勧告等を発令することを基本とする。

また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難勧告等を発令することを検討する。

5 避難誘導体制の整備

- (1) 避難勧告等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導体制を、地区別にあらかじめ定める。
- (2) 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して避難支援プランを策定する。
- (3) 一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法を確立する。
- (4) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

第3 広域避難に係る体制の整備

1 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

- (1) 避難の際に必要な住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。
- (2) 県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。
- (3) 災害の想定により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

2 広域避難の受入に備えた体制整備

- (1) 避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (2) 避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

3－5 要配慮者対策計画

近年の災害では、要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、市、要配慮者を支援する避難支援等関係者及び社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

さらに、市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

第1 社会福祉施設等の安全体制の確保

1 防災組織体制の整備

施設等管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図る。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

市は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、施設入所者等の安全を図る。

2 緊急応援連絡体制の整備

施設等管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

市は、福祉関係団体と要配慮者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図るとともに、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。

3 防災資機材の整備、食糧等の備蓄

施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

市は、福祉避難所等に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。

4 防災教育・防災訓練の実施

施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等について教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的の実施する。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は施設管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

市は、施設等管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

第2 在宅要配慮者の救援体制の確保

1 要配慮者状況把握

市は、要配慮者のうち自ら避難することが困難な避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるとともに、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、市は、在宅サービスや民生委員・児童委員活動及び見守り活動等の実施により把握した要配慮者に係る情報（要配慮者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までのルート等）の整理・保管等を行うことにより、要配慮者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。

さらに、市は、避難支援等に携わる関係者として定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者登録者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

2 避難行動要支援者の避難支援

市は、災害に備え避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握、防災情報の伝達手段、伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、避難行動要支援者避難行動計画（以下「避難行動計画」という。）を作成する。

また、市は、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、支援協力者等と連携し、発災時に自助、共助により避難や安否確認等を実施する体制を整備することから、避難行動計画を基とした「避難支援個別計画」を策定し、平常時から円滑な支援体制を確立するよう努める。

その際、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

（1）避難支援等関係者となる者

桜川消防署、桜川警察署、行政区区長、自主防災組織、民生委員・児童委員、桜川市社会福祉協議会、その他避難支援等の実施に携わる関係者

（2）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

ア 65歳以上のひとり暮らしの者

イ 65歳以上の高齢者のみの世帯の者

ウ 介護保険要介護認定3～5を受けている者

エ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の交付を受けている者

オ 療育手帳○A・Aの交付を受けている者

カ 精神障害者保健福祉手帳1・2級又は自立支援医療受給者証の交付を受けている者

キ 上記以外で災害時に支援を必要とする者（家族などの支援が困難で支援を希望する者）

(3) 避難行動要支援者の個人情報とその入手方法

【個人情報】

- ア 氏名
- イ 性別
- ウ 生年月日
- エ 行政区および住所又は居所
- オ 電話番号
- カ 緊急時の家族等の連絡先
- キ 避難支援等関係者
- ク 避難支援等を必要とする事由
- ケ 担当民生委員・児童委員名、電話番号
- コ 上記のほか、避難支援等に関し市長が必要と認める事項

【入手方法】

避難行動要支援者の情報は、市の関係部局で把握している住民基本台帳、要介護認定情報、障害者手帳交付台帳、療育手帳交付台帳、精神保健福祉手帳交付台帳等から台帳を作成し、訪問・聞き取り調査により情報収集を行う。

(4) 個人情報の更新

個人情報の更新は、時期を定めて毎年行うものとする。また、対象者の異動や状況の変化等を把握した場合は、随時、追加修正を行うこととし、常に情報を適正に保つよう努める。

(5) 避難行動要支援者登録者名簿への登録と提供先

市が把握した避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者へ情報を提供することに同意を得られた者について、避難行動要支援者登録者名簿に登録する。登録された避難行動要支援者登録者名簿の情報は、避難支援のために使用することに限定して避難支援等関係者に提供する。

(6) 情報漏えいを防止するための措置

市は、避難支援等関係者に名簿情報を提供する場合、誓約書等の提出又は情報の使用や取扱いに関する協定等を締結し、情報漏えいを防止する。また、外部への漏えいがないよう厳重に保管・管理する。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の安全を確保するため、関係者等が話し合って支援ルールを定め、支援できない可能性もあることについて、避難行動要支援者等の理解を得る。

3 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、FAXなど通信装置の給付や障害者団体との連携により情報伝達手段の確立に努める。

特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備に努める。

また、市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備を図る。

4 相互協力体制の整備

市は、民生委員・児童委員を中心として、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織）、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、避難行動要支援者安全確保に係る相互応援体制の整備に努める。

特に、市は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難行動要支援者避難行動計画（全体計画及び個別計画）に基づき、避難支援体制の整備に努める。

5 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、近隣住民（自主防災組織等）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、要配慮者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かい防災に関する普及・啓発を図る。

第3 避難対策

1 避難誘導

（１）情報の伝わりにくい要配慮者への避難勧告等の伝達に配慮する体制の整備を図る。

ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。

イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

ウ 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮する。

（２）避難・誘導に際して避難支援等関係者の協力を得た上、特に、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。なお、要配慮者の中で自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する体制整備を図る。

（３）安全が確認された後に、要配慮者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

2 避難所での配慮

（１）避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

（２）避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、視覚・聴覚障害者に対して的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する体制整備を図る。

（３）避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等の要配慮者の特性に応じた生活必需品・食糧の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

（４）避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

3 福祉サービスの提供

- (1) 介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所、又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。
- (2) 社会福祉施設等への要配慮者の緊急一時受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

4 生活の場の確保

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努める。

第4 外国人に対する防災対策の充実

1 外国人の所在の把握

災害時における外国人への安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人の人数や所在の把握に努める。

2 外国人を含めた防災訓練の実施

平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

3 防災知識の普及・啓発

日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

4 災害時マニュアルの携行促進

外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うために、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。

5 外国人が安心して生活できる環境の整備

(1) 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、市は外国人の相談にも配慮していく。

(2) 外国人にやさしいまちづくりの促進

避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にも分かりやすいものを設置するように努める。

また、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

(3) 外国人への行政情報の提供

生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

(4) 外国人と日本人とのネットワークの形成

外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

(5) 語学ボランティアの確保

災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置する。

3－6 帰宅困難者対策計画

本計画では、災害の発生時に様々な理由で帰宅できず、避難しなくてはならない帰宅困難者への対応について、実態を把握しどのような支援を実施すべきか検討するとともに、徒歩帰宅の支援、旅館・ホテル等の避難先の確保等に努める。

また、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

第1 帰宅困難者に対する防災対策

災害発生時の帰宅困難者に対し、関係防災機関と連携し、各種の対策を講じる。なお、帰宅困難者がむやみに移動を開始し混乱することのないよう、基本原則の周知徹底を図る。

1 検討事項

- (1) 情報の広域収集伝達体制の構築
- (2) 広域的な通勤・通学者、観光客等の実態把握
- (3) 事業所、通勤者等への啓発
- (4) 徒歩帰宅行動時における支援対策
- (5) 代替輸送手段
- (6) 事業所、集客施設等における対策の推進
- (7) 事業所等における従業員の収容対策の推進
- (8) 飲料水、食糧、毛布等の備蓄の推進
- (9) 電車利用者対策、J Rとの協議推進

2 帰宅困難者の発生を想定した実施すべき訓練等

- (1) 従業員や顧客の混乱防止・誘導訓練
- (2) 情報の収集伝達訓練
- (3) 安否の確認及び情報発信訓練
- (4) 徒歩帰宅訓練

3 安否確認方法の周知

帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3－7 地域の孤立対策計画

大規模な災害による道路や通信の途絶などにより孤立するおそれのある地域については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置等、孤立の未然防止を図るとともに、万が一孤立した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。そのため、市及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを推進することにより、地域住民の安全確保を図る。

第1 孤立地域対策

1 孤立のおそれのある地域の把握

市は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立が予想される地域について、事前の把握に努める。

把握に当たっては、過去の災害での事例、次の孤立のおそれのある地域の例を参考にするとともに、消防署、消防団等防災関係機関から意見を聴取する。

(1) 道路状況

- ア 地域につながる道路等において迂回路がない。
- イ 地域につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- ウ 地域につながる道路等において橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- エ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。
- オ 道路及び橋の冠水等により、交通途絶になる可能性が高い。

(2) 通信手段

- ア 電気の途絶により、通信機器が利用できなくなる可能性がある。
- イ 一般加入電話等有線通信以外の多様な通信手段が確保されていない。
- ウ 大規模な浸水により、電気通信設備等に被害が発生し通信が途絶する可能性がある。

第2 孤立の未然防止対策

孤立を未然に防止するため、市及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取組み、孤立対策に必要な施策を推進する。

また、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

1 市

- (1) 孤立のおそれのある地域においては、地域の代表者（自治会長、班長、消防団員等）を災害情報連絡員として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、地域内の防災力の向上に努める。
- (2) 地域内に学校や駐在所等の公共的機関、東京電力、N T T東日本などの指定公共機関がある場合は、それらの機関のもつ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。

- (3) アマチュア無線等を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- (4) 孤立のおそれのある地域において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。

2 市及び道路管理者

孤立のおそれのある地域については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県と定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

3－8 燃料不足への備え

第1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、あらかじめ、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所の指定に努める。

第2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

市は、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、あらかじめ指定しておくよう努めるとともに、指定車両にはステッカー等を作成し備えておく。

第3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

第4 平常時の心構え

1 市

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心がけるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

2 住民、事業所

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心がけるなど、自助努力に努める。

3－9 文化財災害予防計画

文化財は、そのほとんどが火災によって失われていることから、火災による被害から保護するため、所有者又は管理者の協力を得て火災の予防と文化財の保護を図る。

第1 文化財保護

国・県及び市指定の文化財のうち、建造物及び彫刻、工芸品、絵画、書籍、歴史資料等を収蔵している建物については、常時雨漏れ、火災等に注意し、特に毎年1月実施の文化財防火デーを期して、防火施設・設備の点検を実施する。

所有者又は管理者は、文化財保護の重要性をよく認識し、これらの施設設備の整備充実に努める。

1 保護の対象

本市には、県及び国の文化財保護条例に指定された建物、史跡等があり、これら及びこれらに準ずる物を対象とする。

2 災害予防対策

文化財の火気防災対策は、施設の充実というまでもなく、防火管理の体制をつくり、環境の整備、整頓を図るとともに、その周辺での喫煙、たき火等の火気使用の制限を図る。

具体的な施設整備については、消防機関が指導する。また、文化財保護制度制定後、国では毎年1月26日を文化財防火デーとしており、本市においてもこの日を期して消火訓練を実施するなどして防火思想の高揚に努める。

第4節 防災教育・訓練

4－1 防災知識の普及・啓発に関する計画

大規模災害時には、市・県・防災機関の活動が制約されることが予想されることから、市民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」ことを基本認識とし、平常時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、「初期消火や近隣の負傷者、要配慮者を地域の人々が協力しあって助けること（共助）」、避難施設での活動、あるいは県や市が行う防災活動への協力など、防災への寄与に努めることが求められる。

こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うためには、住民をあげての取組みが重要であり、「市民防災運動」として、自主防災組織の組織化の促進と活性化を図り、防災機関は、既存の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力し市民に防災思想、防災知識を普及啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図る。

第1 市民に対する防災知識の普及

市民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には市民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、自らの生命と財産は自らの手で守るという心構えと行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を活用して、防災知識の普及徹底を図る。

市民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、また、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなど、防災への寄与に努めることが求められるため、市は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

1 普及の内容

- (1) 気象知識に関すること
- (2) 予報、注意報、警報、特別警報に関すること
- (3) 災害危険箇所に関すること
- (4) 過去の主な災害事例・教訓
- (5) 災害対策の現状
- (6) 災害時における応急措置並びに心得
- (7) 避難施設・避難路・その他避難対策に関する知識
- (8) 平常時の心得（非常持出し品、備蓄等日頃の準備）
- (9) 自主防災組織等の地域での防災活動
- (10) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の内容と早期避難の重要性
 - ア 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」
 - イ 各地域における災害種別ごとの避難場所及び避難路に関する知識

(11) 要配慮者への支援協力

(12) 「自助」「共助」の推進

ア 概ね3日分、出来れば1週間分程度に相当する量の食糧及び飲料水等の備蓄
非常持出し品の定期的な点検、玄関や寝室への配置などについて推進する。

イ 家具・ブロック塀等の転倒防止対策

寝室等における家具の配置などについて見直しを推進する。

ウ 災害時の家族内の連絡体制の確保

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキング・システム等の利用及び複数の手段の確保を促進する。

エ 地域で実施する防災訓練への積極的参加

初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。

(13) 緊急地震速報

地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、市は、その特性と限界、具体的内容、発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料等を積極的に配布して、十分な周知を行う。

(14) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度で、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進に努めるものとする。

(15) 防災関連設備等の準備

ア 非常用持出袋

イ 消火器等消火資機材

ウ 住宅用火災警報器

エ その他防災関連設備等

(16) その他、地域の実情に応じた市民の安全確保に必要な情報

2 普及の方法

各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用して周知徹底を図る。

(1) テレビ・ラジオ及び新聞の利用

(2) 広報誌・広報車の利用

(3) 映画・ビデオ等による普及

(4) パンフレットの利用

(5) 防災マップの配布

(6) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

(7) インターネットの利用（ホームページ、メール、SNS等）

(8) 文字放送の活用

(9) 地震体験車等の教育設備の活用

3 防災基地の整備

防災センターの代替機能を有し、応急対策活動の拠点施設となる防災基地に防災教育の機能を有する設備の整備に努めるものとし、平常時の恒久的な防災教育の拠点とする。

第2 学校における防災教育

小中学校の総合学習等の場を通じて、児童生徒等に対する防災教育の導入に努めるとともに、防災機関と連携した総合的な避難訓練等を通じて学校、家庭、地域における正しい防災のあり方について習得させる。

1 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

防災に関する各種研修を充実させるとともに、防災対策委員会等の組織化を図り、学校における防災体制の確立や防災教育のあり方について対応を推進し、防災関係指導資料の活用等により、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図る。

2 防災教育の充実

- (1) 学校では、各学校の安全計画に基づき、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。
- (2) 防災教育の実施に当たっては、暴風、豪雨、洪水、地震、土砂崩れその他の異常な自然現象又は大火等による被害状況を認識させ、防災体制の仕組み等を理解させるとともに、災害時の対応力を育むことに留意する。

3 児童生徒等に対する防災教育

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）においては、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行ない、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、災害時の身体的安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害の仕組み、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育に当たっては起震車・防災指導車の活用をはじめとする体験的学習を重視することとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努めるとともに、地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。

災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の実施を検討する。

4 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等（心肺蘇生法等）に関する指導者研修会を通して指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

5 避難訓練等の実施

大規模災害を想定した総合的な避難訓練を実施し、災害に備えるとともに、実施に当たっては、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家の協力を得て避難行動を評価してもらうなど避難訓練方法の工夫を行う。

第3 市職員に対する防災教育

1 教育の内容

- (1) 防災計画及びこれらに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割に関すること。
- (2) 災害発生の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること。
- (3) 過去の主な災害事例に関すること。
- (4) 防災関係法令の運用に関すること。
- (5) 土木、建築その他災害対策に必要な技術に関すること。

2 教育の方法

- (1) 講習会、研修会等の実施
- (2) 防災活動の手引き等印刷物の配布
- (3) 見学、現地調査等の実施

第4 関係機関への対応

指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

第5 企業防災の推進

各企業は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備や行政と企業等が連携した防災訓練を実施するほか、予想被害に対する復旧計画の策定や各計画の点検見直しなど防災活動の推進に努める。

また、企業の防災に関する取組みを企業自身が積極的に評価するなどにより、企業防災力の向上を図る。

このため、市は、社員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

第6 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育・研修に努める。

1 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事するすべての防災対策要員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から住民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

2 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

第7 防災上重要な施設における教育

病院、スーパーマーケット等の不特定かつ多数の者が出入りする施設、危険物を取扱う施設等防災上重要な施設の管理者は、防災機関と協力して、防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

第8 自動車運転者に対する教育

交通安全教育実施時において、災害発生時の適切な措置や日頃の心得、対策について、周知徹底を図る。

4－2 防災訓練計画

近年全国各地で被害に見舞われた豪雨災害等の教訓から、すべての者に平常時からの災害に対する備えや準備の必要性が再認識された。

市は、関係機関や自主防災組織との協調体制の更なる強化を目的として各種の防災訓練を定期的に実施するとともに、市民各位の積極的な訓練参加を促し、的確な災害対応に関する訓練に努める。

なお、市及び防災機関は、訓練終了後にその検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善措置等を講じる。

また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第1 総合防災訓練

防災関係機関相互の連絡体制の強化を図り、住民の防災意識を高めることを目的として関係機関のほか、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者も含めた、地域住民等の協力を得て総合的な訓練を実施する。

また、訓練に当たっては、展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

1 訓練項目

- (1) 動員及び災害対策本部の設置・運営
- (2) 交通規制及び交通整理
- (3) 避難準備及び避難誘導、避難所の設置・運営
- (4) 救出・救助、救護・応急医療
- (5) 各種火災消火
- (6) 道路復旧、障害物除去
- (7) 緊急物資輸送
- (8) 災害情報の収集伝達
- (9) 流出油防除
- (10) ライフライン復旧
- (11) 無線による災害情報収集伝達
- (12) 要配慮者の支援（避難所への避難等）
- (13) 応急給水活動
- (14) その他、災害時に起こりうる被害を想定し、幅広い種目について実施する。

2 図上訓練（ロールプレイング）

初動体制の確立を目指して、災害対策本部及び支部を運営する職員の熟度の向上（組織体制、災害対応能力の向上）及び円滑な運営の検証並びに運営上の課題等を明らかにして改善措置を講じるために図上訓練を実施する。

3 地域の実情に即した訓練の実施

地盤、土地利用、建築物状況、道路状況、人口流動及び防災施設状況等の地域の特性を調査研究し、訓練計画を作成する。

4 訓練参加機関

県内の市町村、防災関係機関のできるだけ多くの機関の参加を呼びかけ、県及び市町村等が主催して実施する。

その他、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者を含めた一般県民の参加も広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入を中心とした他県との合同の訓練も含め実施する。

5 防災訓練時の交通規制

警察本部は、防災訓練の効果的な実施を図るため、施設外への避難訓練等の際には、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。また、救援物資の輸送訓練等の際には、パトカーによる先導や交通整理を実施する。

第2 個別防災訓練

1 消防訓練

市は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常参集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

2 避難、救助救護訓練

市及びその他の関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助、救援活動の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と合わせ、又は単独で訓練を実施する。また、医療関係機関等と連携し、トリアージ等の応急救護訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設等の管理者に対しては、児童生徒等、利用者等の人命を保護するための避難訓練を随時実施するよう指導する。

3 非常通信訓練

災害時には、有線通信系の途絶又は利用することが著しく困難な場合が予想されるほか、無線設備にも少なからぬ被害が生じることが考えられる。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため、各無線局の参加を促し、非常通信に関する訓練を定期的に行う。

4 災害情報連絡訓練

災害時において市（災害対策本部）と市の出先機関との災害情報連絡の迅速かつ的確な実施を図るため、災害情報連絡訓練を適宜実施する。

5 水防訓練

その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ洪水等を予想し、水防管理団体が連合し、又は関係機関が合同して実施する。

【訓練内容】

- (1) 観測（水位、雨量、風速）
- (2) 通報（水防団の動員、居住者の応援）
- (3) 輸送（資材、機材、人員）
- (4) 工法（各水防工法）

- (5) 水門、樋門、陸閘、角落しの操作
- (6) 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

6 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的に実施するものとする。

また、地域の一員として、市、消防本部及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

7 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

8 一般市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市及び県をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して、広く要配慮者も含めた住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

9 学校と地域が連携した訓練の実施

市は学校と連携し、児童生徒等を含めた避難訓練の実施、地域住民の参加により学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

10 防災訓練時の交通規制

警察本部は、救援物資の輸送訓練等の際には、パトカーによる先導や交通整理を実施する。

11 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の訓練

浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者や管理者は、洪水や土砂災害に関する避難確保計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の避難訓練を実施する。

4－3 文教計画

教育委員会は、学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童・生徒等」という。）及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害予防の措置を講じる。

第1 防災教育

1 防災上必要な教育の実施

- （１）学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、学校防災計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- （２）教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。
- （３）教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

2 防災上必要な訓練の実施

- （１）校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- （２）校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- （３）学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

第2 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

1 学校等施設・設備の災害予防措置

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

（１）施設の点検整備

施設の管理者は、定期的に施設の点検を行い、整備に必要な箇所については速やかに整備することを図る。

ア 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。

イ 校地等の選定・造成をする場合は、がけ崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講じる。

ウ 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

(2) 防災対策の整備

ア 防災体制の整備

火災、洪水、がけ崩れ等の災害発生に備え、学校等は被害を最小限にとどめるため、関係機関との密接な連絡のもとに児童生徒等並びに教職員の応急対策及び連絡避難体制の整備を図る。

イ 防災計画の整備

学校等は、災害の種類に応じ、救助、連絡避難等に関する計画書を作成し、それに基づく日常の指導、訓練等を進める。

ウ 避難路、避難施設の点検と整備

避難については、その経路、場所、方法について周知徹底を図るために各種教室や防災コーナー等に掲示しておくとともに、避難施設については様々な条件を考えて、避難等の場所を指定し整備する。

エ 通学路の安全点検と事後措置

登下校時の地震による被害防止のために、特に次の項目等について重点的に点検を実施し、保護者及び関係機関の協力を得て安全確保に努める。

- (ア) ブロック塀等が倒壊するおそれのある箇所
- (イ) 家が密集しているなど、通行に支障がある箇所
- (ウ) 高圧電線等の切断により通行に支障のある箇所
- (エ) マンホールや用水路等、増水時に危険のある箇所

第3 保護者との連絡体制

あらかじめ、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、生徒等の引渡し方法について保護者と確認しておくように努める。

また、携帯電話等のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

第3章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

1-1 組織計画

市及び防災関係機関は、市域内及び近隣市町村に大規模災害が発生した場合、災害応急対策を迅速に行うための体制を直ちに整え、民間団体、住民等も含めて一致協力して災害の拡大防止と被害者の救援・救護に努め、被害の発生を最小限度にとどめるため、市災害対策本部を設置し、防災業務の遂行に当たる。

第1 災害対策本部

1 災害対策本部の設置

市は、次に示す場合、災害対策基本法第23条の2、桜川市災害対策本部条例及び本防災計画の定めるところにより、非常時体制をとり災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

【設置基準】

- (1) 台風・集中豪雨・洪水・火事・爆発その他による災害が発生した場合又は発生するおそれのあるときで、市長（本部長）が本部の設置の必要があると認めたとき。
- (2) 暴風・大雨・洪水等の注意報、警報、特別警報が発令された場合で、市長（本部長）が本部の設置の必要があると認めたとき。
- (3) 気象庁と県が共同で発表する土砂災害警戒情報が発令された場合で、市長（本部長）が本部の設置の必要があると認めたとき。
- (4) その他市長（本部長）が本部を設置し応急対策を実施する必要があると認めたとき。

2 廃止

市長（本部長）は予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害に関し応急措置が概ね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したときは、本部の活動を終了し、本部を廃止する。

3 設置及び廃止の通知

市長（本部長）は、災害対策本部を設置し又は廃止したときは、防災会議委員及び関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

4 実施責任者

災害対策本部の総括指揮者は市長（本部長）であるが、不在の場合は次の順序による。

第 1 順 位	第 2 順 位
副 市 長	総務部長

5 開設場所

災害対策本部は、桜川市役所大和庁舎3階大会議室に設置する。

ただし、市庁舎が被災するなど何らかの理由で会議室が使用できない場合は、次の順序で本部を移設する。

第 1 順 位	第 2 順 位	第 3 順 位
大和中央公民館	岩瀬庁舎	真壁庁舎

6 災害対策本部の体制と配備

体制の基準は、次によるほか、その時の状況により本部長が決定する。

(1) 準備指令

気象注意報が発令されたとき、又はその他の状況により本部長が配備が必要であると認めたときに連絡調整を主とする体制

(2) 第1配備指令

気象警報が発令され、災害が発生するおそれがある場合又はその他の状況により本部長が警戒を要すると認めたとき、災害の拡大を防止するため必要な準備の開始及び情報収集活動を主とする体制

(3) 第2配備指令

気象特別警報や土砂災害警戒情報が発令され、事態が切迫し、若しくは災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合又はその他の状況により本部長が必要であると認めたとき、災害の現状に対処し拡大に備える体制

(4) 第3配備指令

災害が拡大し、緊急体制では対処できない場合又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき、本部の全力をもって対処する体制

第2 組織図

1 災害対策本部組織表

部名	部長等		班名	班長等		班員
本部事務局	事務局部長 事務局次長	総務部長 総務部次長	本部班	班長 副班長	防災課長 総務課長	防災課 総務課
本部事務局付			現地調査班	*災害対策本部で協議し、必要に応じて設置する。		
			現地対策班	班長	岩瀬総合窓口課長	各庁舎総合窓口課 人権啓発推進室
				班長	真壁総合窓口課長	
総務部	部長 次長	総務部長 総務部次長	財政班	班長	財政課長	財政課
			税務班	班長 副班長	税務課長 収税課長	税務課 収税課
			会計班	班長	会計課長	会計課
市長公室部	部長 次長	市長公室長 市長公室次長	企画班	班長	企画課長	企画課
			秘書広報班	班長	秘書広報課長	秘書広報課
			職員班	班長	職員課長	職員課

部名	部長等		班名	班長等		班員
総合戦略部	部長	総合戦略部長	総合戦略班	班長	ヤマザクラ課長	ヤマザクラ課
	次長	総合戦略部次長		副班長	地域開発課長	地域開発課
市民生活部	部長	市民生活部長	市民班	班長	市民課長	市民課
	次長	市民生活部次長	環境対策班	副班長	国保年金課長	国保年金課
保健福祉部	部長 次長	保健福祉部長 保健福祉部次長	福祉班	班長	社会福祉課長	社会福祉課
				副班長	児童福祉課長	児童福祉課
				〃	高齢福祉課長	高齢福祉課
			認定こども園班	〃	介護保険課長	介護保険課
経済部	部長 次長	経済部長 経済部次長	保健班	班長	やまと認定こども園長	やまと認定こども園
			保健班	班長	健康推進課長	健康推進課
建設部	部長 次長	建設部長 建設部次長	農政班	班長 副班長	農林課長 農業委員会事務局長	農林課 農業委員会事務局 土地改良事務局 水田農業振興室
			商工班	班長	商工観光課長	商工観光課
上下水道部	部長 次長	上下水道部長 上下水道部次長	建設班	班長	建設課長	建設課
			都市整備班	班長	都市整備課長	都市整備課
教育部	部長 次長	教育部長 教育部次長	下水道班	班長	下水道課長	下水道課
			水道班	班長	水道課長	水道課
教育部	部長 次長	教育部長 教育部次長	学校教育班	班長	学校教育課長	学校教育課 教育指導課 学校給食センター
			生涯学習班	班長 副班長	生涯学習課長 文化財課長	生涯学習課 文化財課
			スポーツ振興班	班長	スポーツ振興課長	スポーツ振興課
消防部	部長	消防団長 消防署長	消防班	班長	消防団副団長 消防署副署長	桜川市消防団
議会部	部長	議会事務局長	議会班	班長	議会事務局次長	議会事務局

2 事務分掌

部名	班名	班員	分掌事務
本部事務局	本部班	防災課員 総務課員	(1) 災害対策本部及び現地対策本部の設置、運営、庶務及び廃止に関すること。 (2) 災害対策の総合調整に関すること。 (3) 本部会議の庶務に関すること。 (4) 本部長指令の発令及び解除に関すること。 (5) 災害関係職員の動員及び服務に関すること。 (6) 県、消防、警察、自衛隊及び他自治体職員等の派遣要請及び受入れに関すること。 (7) 指定公共機関その他の関係機関との連絡に関すること。 (8) 避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関すること。 (9) 気象情報及び各種予報、警報等の情報の収集連絡に関すること。 (10) 各部からの被害状況の取りまとめに関すること。 (11) 応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 (12) 防災行政無線局の運用に関すること。 (13) 県との災害状況の連絡及び報告に関すること。 (14) 各部各班との連絡調整に関すること。 (15) 緊急速報メール等の配信に関すること。 (16) 区長会並びに関係諸団体との連絡調整、情報収集及び協力要請に関すること。 (17) 被害状況現地調査報告に関すること。 (18) その他各部に属さない事項に関すること。
本部事務局付	現地調査班	*災害対策本部で協議し、必要に応じて設置する。	(1) 被害状況現地調査報告に関すること。 (2) り災の一次判定調査報告に関すること。
	現地対策班	岩瀬総合窓口課員 真壁総合窓口課員 大和総合窓口課員 人権啓発推進室員	(1) 各庁舎における災害情報等の収集に関すること。 (2) 現地調査・対策の協力に関すること。 (3) 本部事務局との連絡調整に関すること。 (4) 障害物の除去の協力に関すること。 (5) 防災無線放送の協力に関すること。 (6) り災証明書の申請受付、証明書の発行に関すること。 (7) 現地対策本部の指揮命令に関すること。
総務部	財政班	財政課員	(1) 災害対策関係予算及び災害時の資金の運用に関すること。 (2) 義援金・支援金の受入れ及び配分に関すること。 (3) 災害対策に対する物品の調達に関すること。 (4) 災害救助関係就労者の確保及び供給に関すること。 (5) 車両の配車に関すること。 (6) 民間からの車両及び舟艇等の借上に関すること。 (7) 庁舎等の防災及び修理に関すること。 (8) 燃料の確保に関すること。 (9) 輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送に関すること。
	税務班	税務課員 収税課員	(1) 土地の被害状況調査及び報告に関すること。 (2) 建物のり災判定調査及び報告に関すること。 (3) り災判定プロジェクトチームの設置に関すること。 (4) り災納税者の調査及び減免等の措置に関すること。 (5) り災世帯数の調査協力に関すること。
	会計班	会計課員	(1) 災害対策に必要な金銭の出納及び保管に関すること。
総合戦略部	総合戦略班	ヤマザクラ課員 地域開発課員	(1) 建物のり災判定調査及び報告に関すること。(税務班への協力) (2) 被災者からの相談受付に関すること。
市長公室部	企画班	企画課員	(1) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 救助救援物資等の受付、保管、仕分け及び配分に関すること。 (3) り災世帯数の調査に関すること。 (4) 帰宅困難者の避難誘導に関すること。

部名	班名	班員	分掌事務
	秘書広報班	秘書広報課員	(1) 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 (2) 災害視察及び見舞者の接遇に関すること。 (3) 各種警報の伝達広報に関すること。 (4) 災害情報の広報に関すること。 (5) 災害状況の記録及び写真等の整理に関すること。 (6) 報道機関との連絡等に関すること。 (7) 災害応援協定締結自治体との連絡調整に関すること。
	職員班	職員課員	(1) 本部員及び派遣職員の給与に関すること。 (2) 本部員及び派遣職員の休職に関すること。 (3) 公務災害補償その他被災職員に対する給与及び援助に関すること。
市民生活部	市民班	市民課員 国保年金課員	(1) り災者台帳の作成及び被害状況の取りまとめに関すること。 (2) 安否情報の収集・整理に関すること。 (3) 要搜索者名簿の作成に関すること。 (4) り災世帯数の調査協力に関すること。 (5) 不明者の身元確認の協力に関すること。
	環境対策班	生活環境課員	(1) 被災地の防疫及び清掃に関すること。 (2) 犬猫等の死体処理に関すること。 (3) 各種情報の伝達広報の協力に関すること。 (4) 災害廃棄物の処理対策に関すること。 (5) 公害原因物質による環境汚染の調査に関すること。 (6) 被災瓦礫の受入れ及び処分に関すること。 (7) 井戸水の水質検査及び消毒に関すること。 (8) 放射能対策に関すること。 (9) 愛玩動物の保護に関すること。 (10) その他環境衛生に関すること。
保健福祉部	福祉班	社会福祉課員 児童福祉課員 高齢福祉課員 介護保険課員	(1) 災害救助法、小災害り災者援護、災害弔慰金及び災害援護資金等に関すること。 (2) 指定避難所及び福祉避難所の開設及び収容に関すること。 (3) 福祉相談窓口の開設及び相談に関すること。 (4) 炊き出し、食料品の給与に関すること。 (5) り災者の被服寝具、その他生活必需品の給貸与に関すること。 (6) 救助物資の確保、輸送及び配分に関すること。 (7) り災死亡者の収容及び埋火葬に関すること。 (8) 福祉施設の被害調査及び復旧に関すること。 (9) 災害見舞金品・義援金の配分に関すること。 (10) 被災者生活再建支援金の支給に関すること。 (11) 要配慮者対策に関すること。 (12) ひとり暮らし高齢者の安否確認に関すること。 (13) 社会福祉協議会との連携協力に関すること。
	認定こども園班	認定こども園職員	(1) 児童の避難に関すること。 (2) 保育施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 (3) 災害時の児童の預かり及び休園に関すること。 (4) 児童の被災状況調査に関すること。
	保健班	健康推進課員	(1) り災者の医療救護及び防疫に関すること。 (2) 保健・医療相談窓口の開設及び相談に関すること。 (3) 救護所の設置及び運営に関すること。 (4) 医療機関との連絡調整に関すること。 (5) 医療機材、医療品の確保に関すること。 (6) 感染症の予防に関すること。 (7) その他保健に関すること。 (8) 保健施設の被害調査及び復旧に関すること。 (9) 指定避難所開設時の協力に関すること。

部名	班名	班員	分掌事務
経済部	農政班	農林課員 農業委員会事務局職員 土地改良事務局職員 水田農業振興室職員	(1) 農地、農作物、農業用施設の災害調査・り災判定及び 応急対策に関すること。 (2) 農作物被害に対する技術指導に関すること。 (3) 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 (4) 家畜の被害調査及び死体処理に関すること。 (5) 農林災害資金融資の相談に関すること。 (6) 各種情報の伝達広報の協力に関すること。 (7) 農業施設のり災判定及び証明書の交付に関すること。
	商工班	商工観光課員	(1) 商工業の被害調査及び報告に関すること。 (2) 観光施設の被害調査及び復旧に関すること。 (3) 商工業災害貸付等の相談に関すること。 (4) 各種情報の伝達広報の協力に関すること。 (5) 飲料水の応急給水活動への協力に関すること。
建設部	建設班	建設課員	(1) 土木施設の応急復旧、災害復旧に関すること。 (2) 土木施設の被害状況、応急修理等の記録に関すること。 (3) 水防対策に関すること。 (4) 土砂災害対策に関すること。 (5) 道路、河川、橋梁等の応急修理に関すること。 (6) 障害物の除去に関すること。 (7) 災害対策に必要な就労者及び資材等の確保の協力に関 すること。
	都市整備班	都市整備課員	(1) 都市施設の応急対策に関すること。 (2) 都市施設の被害状況調査に関すること。 (3) 都市施設の応急修理及び清掃に関すること。 (4) 水防対策の協力に関すること。 (5) 被災住宅の応急危険度判定に関すること。 (6) 市営住宅の被害調査及び報告並びに修理に関すること。 (7) 応急仮設住宅の供与に関すること。 (8) 被害住宅の応急修理に関すること。 (9) 被災者住宅相談に関すること。
上下水道部	下水道班	下水道課員	(1) 下水道施設の被害調査に関すること。 (2) 下水道施設の応急対策及び復旧に関すること。 (3) 仮設トイレの調達及び設置に関すること。 (4) 飲料水の応急給水活動への協力に関すること。
	水道班	水道課員	(1) 飲料水の応急給水活動に関すること。 (2) 上水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 (3) 各種情報の伝達広報の協力に関すること。
教育部	学校教育班	学校教育課員 教育指導課員 学校給食センター 職員	(1) 学用品等の調達及び配分に関すること。 (2) 児童生徒の避難に関すること。 (3) 災害時の登下校及び休校に関すること。 (4) 学校施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 (5) 学校との連絡、情報収集に関すること。 (6) 児童生徒の被災状況調査に関すること。 (7) 指定緊急避難所開設時の協力に関すること。 (8) 炊き出しの協力に関すること。
	生涯学習班	生涯学習課員 文化財課員	(1) 文化財、公民館、体育施設等の被害調査及び災害対策 に関すること。 (2) 指定避難所開設時の協力に関すること。 (3) 飲料水の応急給水活動への協力に関すること。
	スポーツ振興班	スポーツ振興課員	(1) 指定避難所の施設管理に関すること。(岩瀬総合体育館、 大和体育館、真壁体育館) (2) 飲料水の応急給水活動への協力に関すること。

部名	班名	班員	分掌事務
消防部	消防班	桜川市消防団員 桜川消防署員	(1) 消防団員の動員に関すること。 (2) 消防及び水防活動に関すること。 (3) 避難の勧告及び指示の伝達に関すること。 (4) 避難者の誘導に関すること。 (5) り災者の救出救助に関すること。 (6) り災者の避難のための輸送に関すること。 (7) 行方不明者の捜索に関すること。 (8) 救助用ヘリコプターの離着陸場の設置に関すること。
議会部	議会班	議会事務局職員	(1) 各部との連絡調整に関すること。 (2) 災害に係わる議会の対策に関すること。

1－2 動員計画

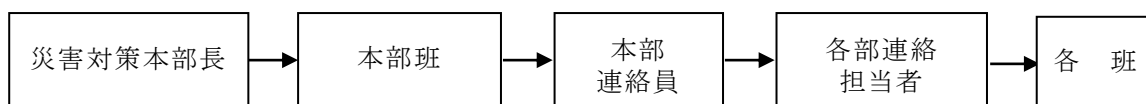
災害応急対策活動に必要な人員を把握し、災害対策本部の設置等、災害時の応急対策を遂行するため以下のとおり職員を動員する。

第1 市の職員動員・参集

1 動員の方法

(1) 勤務時間内の場合

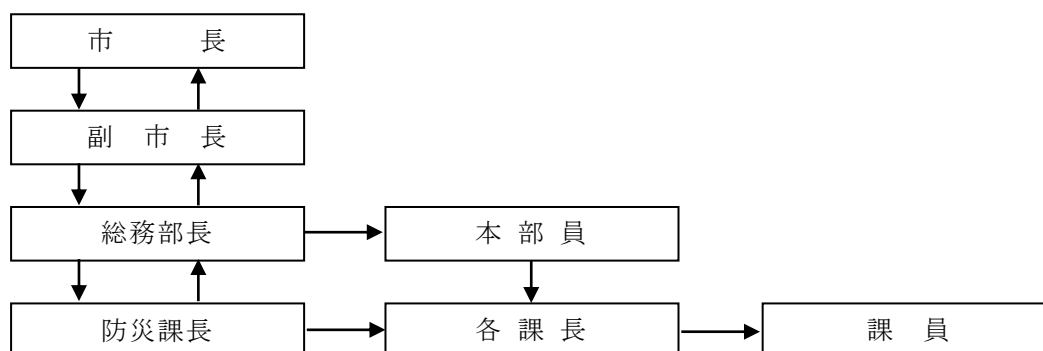
災害対策本部の配備体制については、本部長の命に基づき、次の順序で伝達することとし、原則として、平常勤務体制で対応する。



(注) 上記の伝達方法は、庁内放送をもつて行うことがある。

(2) 勤務時間外の場合

突発的に災害が発生し、緊急に職員を動員する必要があるときは、本部長の命に基づき、次の順序で伝達する。



(注) 上記の伝達方法は、電話・携帯電話・メール等最も速やかに行える方法による。

(3) 動員状況の報告

各班の班長は、職員の参集状況を速やかに把握し、部長に報告するものとする。また、部長は市長（本部長）に報告するものとする。

2 配備体制

災害本部における配備体制は、次のとおりとする。

ステージ	気象・状況	情報	市職員		住民・避難場所等
			災対本部要員 (部長・連絡員)	一般職員	
1	台風の接近	気象台風情報	情報の確認		情報の確認
2 (2日前)	台風の接近 大雨の予測	気象台風情報	情報の確認	事前会議 (対応・資材確認) (防災・建設・窓口課)	市外や安全な地域の親類宅等へ避難 (家屋・周囲の確認)
3	降雨の開始	大雨注意報 (準備指令)		防災課(大和庁舎参集) 建設部(大和庁舎参集)	気象情報等の収集 家族連絡等
	第1配備 (避難準備・高齢者等 避難開始により)	大雨警報 避難準備・高齢者等 避難開始	本部長に上申 ※避難所担当 職員にメール	建設部(応急対策員) 各窓口担当職員(各庁 舎)	避難行動要支援 者・不安を感じる人 地区公民館等(区役 員対応)
4	第2配備 (災害対策本部指令)	大雨特別警報 土砂災害警戒情報 避難勧告 避難指示(緊急)	災害対策本部 要員参集 (災害対策本部 会議)	各部・課連絡員から 各課へ招集命令	各区の判断で指定 緊急避難所へ
5	第3配備 (災害対策本部指令)	災害発生	災害対策本部 (災害対策本部 会議)	非常時連絡系統により	

※ 避難所担当職員には防災課からメール配信による。(開放する避難所が状況により異なるため)

3 配備の命令を受けた市職員の行動

- (1) 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就く。
- (2) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。
- (3) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡する。

ただし、本部長、副本部長、本部員及び本部班については、この限りでない。

- (4) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため、指定集合場所に赴くことができないときは、次によって災害応急対策に従事する。

ア 通信連絡により、所属長又は災害対策本部の指示を受けること。

イ 前記の措置が不可能な場合は、最寄りの市施設、指定避難所等に参集する。

ただし、本部長、副本部長、本部員及び本部班については、この限りでない。

- (5) 職員は、参集途上において火災あるいは事故等に遭遇したときは、付近住民と協力し適切な処置をとり、その旨を所属長に連絡する。
- (6) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺及び指定集合場所に赴く途中の地域の被害状況等に注視し、これを随時、災害対策本部事務局に連絡する。

4 準備指令(注意配備)における対応

- (1) 主な職務

状況把握と第1配備指令(警戒配備)の検討並びに事前通告

(2) 職員の対応

防災課長から第1配備指令を受けた職員は、職場に待機する。夜間・休日時は自宅待機

5 第1配備指令（警戒配備）における対応

(1) 主な職務

- ア 河川の状況確認、土砂災害等危険箇所の警戒巡視（建設部）
- イ 橋梁等通行止めの準備、実施（建設部）
- ウ 災害状況の把握、災害対策本部・現地災害対策本部の設置検討（総務部）

(2) 職員の対応

- ア 総務部防災課職員並びに建設部の課長級以上の職員は、総務部長の指示により会議室に集合し、対応を協議する。
- イ 夜間・休日時、集合の連絡を受けた上記職員は、即登庁し待機する。

(3) 消防団

- ア 消防団長は、副団長・本部員に各地区の庁舎へ集合するよう指示する。
- イ 各庁舎において副団長・本部員は、消防団長の指示を受け、各消防署と連携を図り、災害状況を把握し、水防活動の実施と消防団の出動について協議する。
- ウ 出動命令を受けた分団長は、副団長・本部員の指揮のもと、分団員を統率し、災害現状の把握及び水防活動に従事する。
- エ 消防団を出動させる場合は、各地区の筆頭副団長が団長に報告する。

6 第2配備指令（緊急体制・災害対策本部設置）における対応

(1) 本庁職員の対応

- ア 課長以上の職員は、総務部長の指示により、3階会議室に集合する。
- イ 災害対策本部からの指示を受け、今後の対応を協議し関係各課並びに各庁舎に災害対策の指示をする。
- ウ 副主査以上の職員は、災害に備え庁舎に待機する。夜間・休日の際も登庁し待機する。

(2) 消防団

- ア 各地区の副団長から出動の指示を受けた分団は、直ちに現地対策本部又は災害現場に急行する。
- イ 各分団は、副団長又は本部員の指示により水防活動等を実施する。

7 第3配備指令（非常体制・大規模災害）における対応

(1) 職員の対応

全職員がそれぞれの所属する庁舎に集合し、災害対策本部長の指示により対応に当たる。

(2) 消防団

全分団員は、各分団の詰所に集合して出動体制を整え、副団長の指示により、現地対策本部又は直接災害現場（副団長指示）に急行する。

第 2 節 災害情報の収集・伝達

2－1 気象情報等計画

気象予警報の発表、伝達及び周知徹底並びに異常現象発見時の措置については、本計画の定めるところによる。

第 1 伝達系統

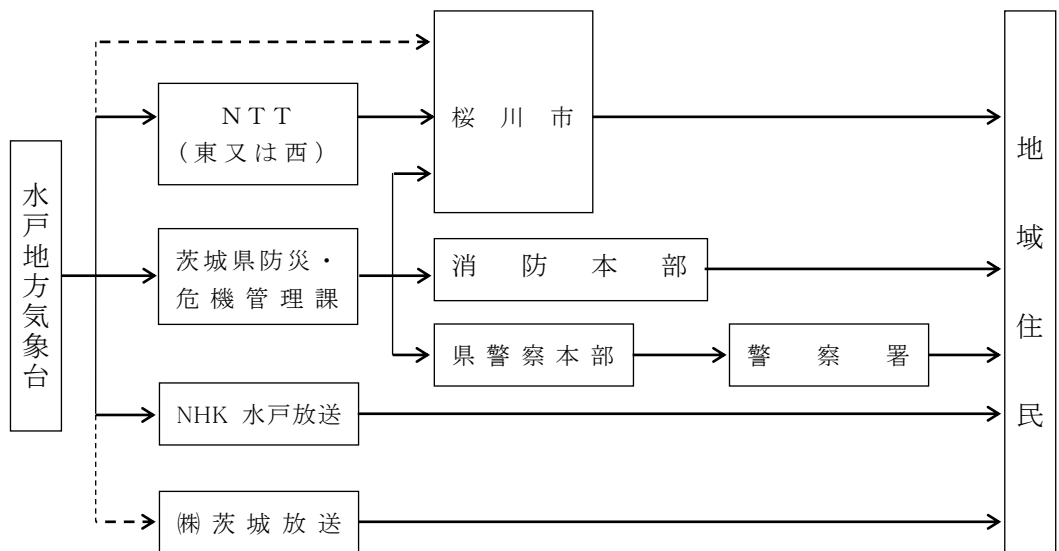
気象予警報の伝達及び周知徹底は、概ね次の系統図により行う。

特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民へ周知する。

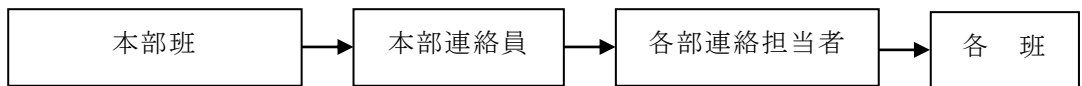
また、気象等の特別警報の通知を受けたときは、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に、直ちに通知された事項を周知させる措置をとらなければならない。

なお、通信途絶時に備えて携帯ラジオを配備し、気象予警報の収集に努める。

1 気象予警報伝達系統図

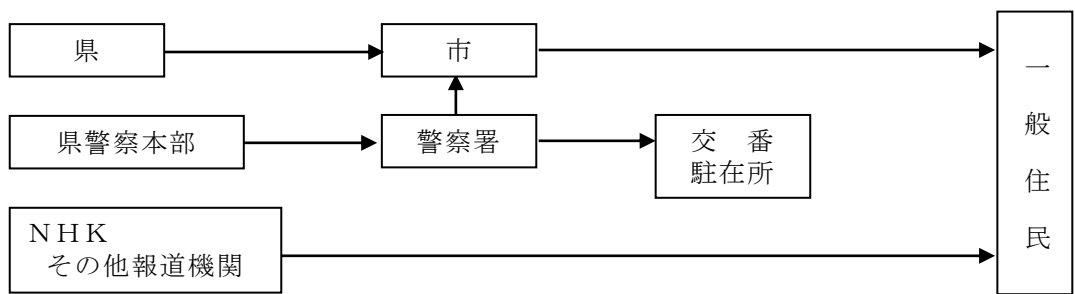


2 内部の伝達計画



3 住民への周知徹底

市は、同報系防災無線、広報車、携帯電話、インターネット、戸別訪問等あらゆる手段を用いて、気象予警報の伝達を徹底する。



第2 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

災害が発生するおそれのある異常現象（洪水等）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

1 発見者の通報

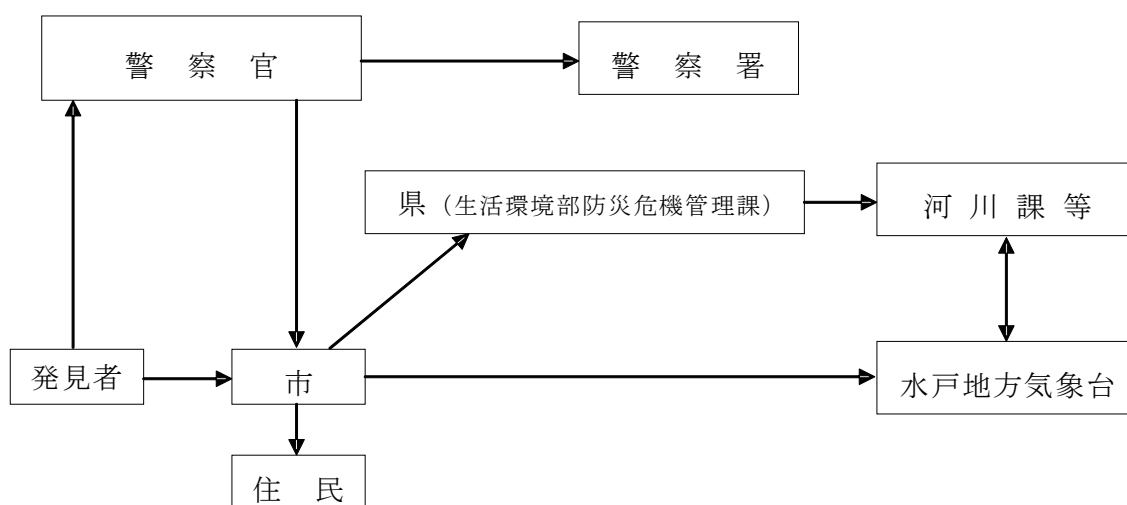
異常現象を発見した者は、直ちに市長（本部長）に通報するとともに消防、警察に通報する。

2 警察官等の通報

通報を受けた消防、警察は、直ちに市長（本部長）及び上部機関に通報する。

3 市長（本部長）の通報

1、2により通報を受けた市長（本部長）は、直ちに水戸地方気象台及び県地方機関に通報するとともに、住民に対し周知徹底を図る。



2-2 災害情報の収集・伝達計画

市及び防災関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、警告等の受伝達重要通信の疎通を図る。

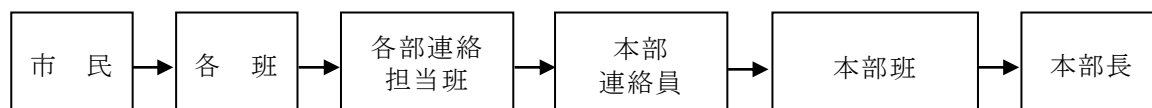
また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用する他、携帯電話の使用可能な地域を全市的に確保できるよう推進するとともに、電話、電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

第1 災害情報の収集、報告

1 被害状況の収集

市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を各部において収集及び整理し、本部班においてとりまとめる。

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県及び内閣総理大臣（窓口消防庁）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報収集を実施し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。



(1) 各部における調査事項

市は、大規模災害が発生した場合は、以下の項目について調査する。

- ア 災害救助法の適用基準に合致する災害
- イ 避難勧告等又は警戒区域設定状況
- ウ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況
- エ 物資の価格、役務の対価動向
- オ 金銭債務処理状況及び金融動向
- カ 避難所の設置状況及び住民の避難生活状況
- キ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況
- ク 観光客等の状況
- ケ 県の実施する応急対策の実施状況

(2) 報告基準

市は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

- ア 災害救助法の適用基準に合致する災害
- イ 災害対策本部を設置した災害
- ウ 市域の被害は軽微であっても、隣接する他市町村で大きな被害を生じている災害
- エ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
- カ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害

(3) 被害状況の調査及び報告系統

市は、県に災害情報を報告する。

報告すべき災害は、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

市は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡が取れしだい県に対して報告する。

なお、被害状況の調査、報告の要領等は、次に定めるところによる。

被害状況の調査、報告の要領

ア	人の被害	負傷者、死亡者
イ	住家の被害	被害の程度、戸数
ウ	土木関係	公共土木施設被害、都市計画施設被害、下水道施設被害
エ	農林水産関係	一般被害、農林水産業施設被害
オ	建築関係	公営住宅被害
カ	商工関係	中小企業（大企業）関係被害
キ	民生・福祉関係	公共施設被害、清掃施設被害、医療施設被害、社会福祉施設等被害
ク	教育関係	市立学校（大学を除く。）被害、文化財、社会教育施設被害
ケ	その他	その他の被害状況
コ	公共施設等の被害状況	公共施設等の被害状況、道路の不通状況、交通機関の被害状況（不通状況）、電力施設の被害状況（停電状況）、通信施設の被害状況（電話不通状況）、上水道施設の被害状況、下水道施設の被害状況

2 災害情報の伝達手段

(1) 市は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報をとりまとめ、防災端末に入力する。

(2) 市は、災害情報を報告するに際し、必要に応じて有線若しくは無線電話又は F A X なども活用する。

(3) 有線が途絶した場合は、警察通信設備、自衛隊通信設備、消防通信設備、水防通信設備、気象保安通信設備、鉄道保安通信設備、電力保安通信設備等の無線通信施設を利用する。

必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。

- (4) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

3 防災関係機関との連携

市は、警察、県災害対策本部、自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。

(1) 主な情報交換事項

- ア 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況
- イ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- ウ 犯罪の防止の状況

(2) 災害対策本部におけるとりまとめ

災害対策本部本部室における被害状況のとりまとめについては、規模等により異なるが概ね次によりとりまとめる。

ア 被害状況

(ア) とりまとめの時期及び回数

原則として災害対策本部設置期間中毎日1回（午後5時現在のもの）とりまとめる。

(イ) とりまとめ事項の内容

被害状況報告様式によりとりまとめる。

イ 報告の基準

報告は、次に掲げる事項のいずれかに該当したとき行うものとする。

(ア) 市災害対策本部が設置されたとき。

(イ) 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。

(ウ) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。

(エ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき。

ウ 災害即報

(ア) 即報を行う場合

災害対策本部を設置して対処しなければならない程度・規模の災害が発生した場合、災害即報を行う。

(イ) 即報を行う時点

災害が発生するおそれがある時点から、災害の終息が見極められるまでの間、逐時必要に応じ災害即報を行う。

(ウ) 即報事項

資料編の様式により行う。（ただし、様式に掲げる事項中、1項目でも2項目でも状況を把握し、かつその内容が重要と判断されるときは、その都度行う。）

(3) 警察との連携体制

市は、警察官1名の派遣を要請し、署活系無線機を使用した連携体制を確保し、情報収集体制及び被害状況の共有体制を強化する。

第2 報告内容

1 緊急報告

原則として防災端末（事務所被害報告の機能を活用）により報告する。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみで、必ずしも数値で表される情報である必要はない。又、緊急の場合には口頭報告で差し支えない。

また、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。

報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。
報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

2 災害概況即報

市は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報（災害対策本部被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等）の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から逐次県（災害対策本部）へ報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部）へ報告する。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報とする。
至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

（1）被害状況速報

市は、被害状況に関する情報を収集し、原則として防災端末、又は衛星通信やFAX等最も迅速な方法で、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部）に報告する。

（2）災害確定報告

市は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部）に文書で災害確定報告を行う。

（3）その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う。

3 報告

（1）県に対する報告

ア 被害情報の収集伝達は、原則として防災情報ネットワークシステムを利用して、「茨城県被害情報等報告要領」により行う。

イ 県に報告することができない場合は、国（消防庁）に対して、直接報告し、報告後速やかにその内容について県へも報告する。

ウ 災害規模が大きく、桜川市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して、応援を要請する。

(2) 国に対する報告

被害状況の国に対する報告は、県を通じて行うことを原則とするが、市と県の間が通信途絶等により、県への報告ができない場合には、次のとおり消防庁に報告する。ただし、市と県との間の通信が復旧した場合には、県を通じた通常の報告ルートに復帰する。

(3) 非常災害の場合の情報収集及び報告

市長（本部長）は自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、国及び県に対し、迅速に当該情報の報告に努める。

(4) 応急対策実施状況の収集等

ア 災害発生に伴う応急対策実施状況の収集は、「第1_1 被害状況の収集」の方法により行う。

イ 応急対策等の指示伝達及び調整

災害発生に伴う応急対策に関する必要な指示伝達は、「第1_1 被害状況の収集」の系統により行う。ただし、各部の間において連絡調整を行う必要が生じたときは、直ちに本部会議を開催し、その決定に基づき、市長（本部長）から関係機関に指示伝達を行う。

(5) 支援要請

市は、大規模な被害により単独に応急活動あるいは行政事務を実施することが困難になった場合、協定等により支援要請を行う。

2－3 通信計画

災害に伴う気象予警報の伝達、被害状況及び応急対策実施状況の収集、災害時の情報の伝達等、災害時における通信、連絡は、本計画の定めるところによる。

第1 通信手段の確保

1 NTTの災害時優先通信等の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供しているサービスである。

(1) 災害時優先電話の指定

防災関係機関は、既設の電話番号を「災害時優先電話」として、NTT東日本茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておくものとする。(事前対策)

(2) 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。

なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。

(3) 非常・緊急電報の利用

ア 非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込むこととする。

(※受付時間 8時～19時まで)

(ア) 非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること。

(イ) 発信電話番号と機関名称等。

(ウ) 電報の宛先住所と機関名称等

(エ) 通信文と発信人名

なお、電報が著しく輻輳するときは、受付けを制限する場合がある。

2 災害時の通信手段の確保

市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

(1) 通信事業者回線等

市は、NTT東日本等通信事業者の回線等について、専用線の使用などにより、通信の集中による「ふくそう」の防止に配慮しつつ、災害時の通信手段として効果的な活用を図る。

ア 携帯電話の活用

市は、応急復旧などにより携帯電話が使える場合は、緊急時の連絡手段として確保し活用する。

イ 衛星携帯電話の活用

市は、衛星を利用して通信するため通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い衛星携帯電話を活用する。

(2) 無線系通信の利用

ア 防災相互無線の活用

市は県と協力し、防災関係機関に防災相互無線局の整備を図る。

イ 移動無線局の活用

市は県とともに、移動無線局保有の機関に対し、有線電話途絶区間に出動を要請し、通信連絡の確保を図る。

(3) 非常通信経路計画

一般公衆電話が途絶した場合は、市長（本部長）は、次に掲げる者の協力を得て、その通信施設を利用する。

ア 警察事務を行う者

（桜川警察署・茨城県警察本部間無線通信施設）

イ 消防事務を行う者

（桜川市消防用超短波無線電話施設）

ウ 水防事務を行う者

（茨城県筑西土木事務所・県庁間無線通信施設）

エ 鉄道事業を行う者

（岩瀬駅、大和駅、羽黒駅・無線有線混在通信施設）

オ 電気事業を行う者

（東京電力支店間無線電話施設）

カ 各タクシー会社の無線通信設備

(4) 事前協議

市長（本部長）は、災対法第 57 条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結するなどの措置を講じておくものとする。（災害が発生した場合の災対法第 79 条に基づく優先使用を除く。）

第 2 通信内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの、又は、これに準ずる。

- 1 人命の救助に関するもの
- 2 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- 3 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 4 電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令
- 5 非常事態に際しての実態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 6 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 7 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 8 遭難者救護に関するもの
- 9 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの

- 10 鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- 11 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- 12 災害救助法第 24 条及び災害対策基本法第 71 条第 1 項の規定に基づき、知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

第 3 アマチュア無線ボランティアの活用

1 受入れ体制の確保

社会福祉協議会は、災害発生後直ちに「防災ボランティア受入れ窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、アマチュア無線ボランティアを確保する。

2 「受入れ窓口」の運営

社会福祉協議会が運営する「防災ボランティア受入れ窓口」における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- (1) ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- (2) 市及び県担当窓口との連絡調整
- (3) その他

3 アマチュア無線ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

市は、災害発生後ボランティア「担当窓口」の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、県・市内部及びボランティア「受入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

- (1) アマチュア無線ボランティアの活動内容
 - ア 非常通信
 - イ その他の情報収集活動

第 4 自衛隊への通信支援要請

市は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

2－4 広報計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにする必要がある。

また、災害が発生した場合には、被害の状況や被害応急対策、あるいは応急復旧等に関する情報について、市及び関係機関は迅速かつ的確に広報を行い、民生の安定と速やかな復旧を図る。混乱が終息した後は、各防災関係機関は広報活動を行い、災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

第1 被害情報の収集及び広報機関

1 災害情報の収集

災害情報の収集については、本編第3章第2節2－2「災害情報の収集・伝達計画」に定めるほか、次の要領によって収集する。

- (1) 秘書広報班は、現地に職員を派遣する等、災害現場写真を撮影する。
- (2) 災害の状況によっては、現地調査班を編成し、現地に派遣して資料の収集を図る。

2 災害情報の広報

(1) 被災地住民に対する広報内容

市、県、防災関係機関は、被災地の住民の行動に必要な次の情報を優先的に広報する。また、聴覚障害者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や文字付き放送、文字放送等によるものとする。

- ア 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- イ 避難勧告等の出されている地域、避難勧告等の内容
- ウ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- エ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- オ 近隣の助け合いの呼びかけ
- カ 公的な避難所、救護所の開設状況
- キ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ク 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- ケ 救援物資、食糧、水の配布等の状況
- コ し尿処理、衛生に関する情報
- サ 被災者への相談サービスの開設状況
- シ 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- ス 臨時休校等の情報
- セ ボランティア組織からの連絡
- ソ 全般的な被害状況
- タ 防災関係機関が実施している対策の状況

(2) 被災地外の住民に対する広報内容

市、県、防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等によるものとする。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ア 避難勧告等の出されている地域、避難勧告等の内容
- イ 流言・飛語の防止の呼びかけ
- ウ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- エ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ（被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ）
- オ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- カ 全般的な被害状況
- キ 防災関係機関が実施している対策の状況

（３）報道機関に対する情報発表

本部室において収集した災害情報及び応急対策等をその都度、速やかに記者クラブを通じて報道機関に発表する。

放送事業者関係者名簿＜発令時＞の情報提供・連絡先

放送局	担当部署	F A X	e-mail	電話
N H K 水戸放送局	放送部	029-266-7300	S1071-news@nhk.or.jp	029-232-9830
茨城放送	編成局報道センター	029-241-8919	hodo@ibs-radio.com	029-244-3991
日本テレビ	報道局社会部	03-6215-0042	shakaibu-editors@ntv.co.jp	03-6215-3520
T B S テレビ	報道局社会部	03-5571-2168	shakaibu@best.tbs.co.jp	03-5571-3141
フジテレビ	報道局社会部	03-5500-7576	Shakaibu.desk@fujitv.co.jp	03-5500-8508
テレビ朝日	ニュース情報センター 社会部	03-3405-3390	ml-newsdesk@tv-asahi.co.jp	03-6406-1330
テレビ東京	報道局報道部	03-5473-3491	desukug@tv-tokyo.co.jp	03-5473-3233
T B S ラジオ	制作センターニュース 担当	03-3505-0655	jyo@best.tbs.co.jp	03-5571-2570
文化放送	編成局報道制作部	03-5403-1107	hodo@joqr.co.jp	03-5860-1075
ニッポン放送	編成局報道部	03-3287-7696	hodo@jolf.co.jp	03-3287-7622

※ 原則として、上記F A Xに送信していただきたい。なお、順次送信により各局への情報伝達時間に差が生じないように、工夫していただくことを希望いたします。

第２ 放送の要請

市長（本部長）は、緊急を要する場合で、利用できるすべての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、協定等で定めた手続きにより、放送局に放送を要請できる。

1 災害放送要請の方法

(1) 災害時における放送要請

市長（本部長）は、状況により災害に関する通知、要請、伝達又は報告について、次の系統へ要請することが適切と考えるときは、秘書広報班により要請する。なお、本要請は、やむを得ない場合を除き、県を通じて行う。

ア 放送要請事項

市長（本部長）は、放送要請を行う際には、次の事項を原則として文書により通知する。ただし、やむを得ない場合には、電話又は口頭により要請することができる。

- (ア) 放送要請の理由
- (イ) 放送事項
- (ウ) 放送希望日時
- (エ) その他必要な事項

(2) 緊急警報放送の要請

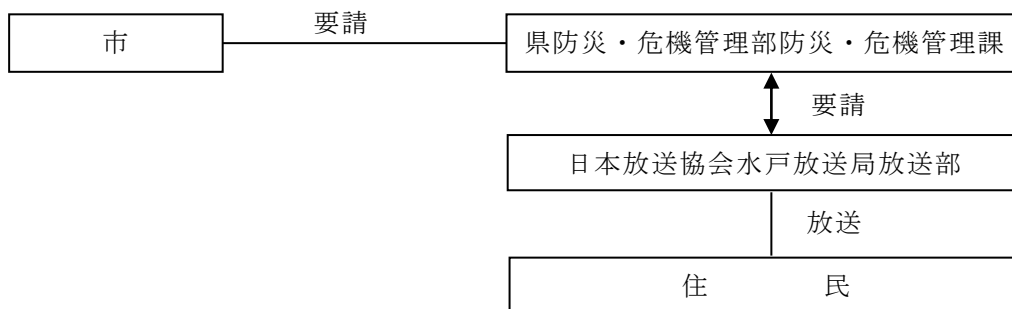
市長（本部長）は次のような場合で、災害対策基本法第 57 条に基づく緊急警報放送が必要と判断した時は、やむを得ない場合を除き、県を通じて、日本放送協会水戸放送局に要請する。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難勧告等緊急に住民に対し周知する必要のあるとき。

イ 緊急警報放送により放送要請をすることができるのは、次に掲げる事項とする。

- (ア) 住民への警報、通報等
- (イ) 災害時における混乱を防止するための指示等
- (ウ) その他市長（本部長）が特に必要と認めるもの

緊急警報放送要請系統図



第3 独自の手段による広報

市、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。その手段としては、次のようなものがある。

また、各防災関係機関が住民等に伝達が必要な事項をインターネットにより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを貼るなどして住民等が情報を入手しやすくなるよう配慮する。

- 1 防災行政無線（同報系）
- 2 広報車による呼びかけ
- 3 ハンドマイク等による呼びかけ
- 4 ビラの配布
- 5 インターネット（ホームページ、メール、SNS等）の活用
- 6 立看板、掲示板
- 7 防災ヘリコプターによる呼びかけ
- 8 緊急速報メールによる情報発信
- 9 災害情報共有システム（L-A L E R T）による情報伝達者への情報提供

第4 自衛隊等への広報要請

市において広報を行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

第5 広報資料の作成

被害状況の確認、記録の保存のため重要であるので、企画班は、災害及び応急対策の状況等に関する資料を収集するほか、各関係機関と緊密な連絡をとり、また情報の提供を求めて資料の作成に当たる。

- 1 広報担当者の撮影した災害写真、ビデオ
- 2 災害応急対策活動取材した写真、ビデオ
- 3 各関係機関及び市民等が撮影した災害及び応急対策の写真、ビデオ

第6 庁内連絡

企画班は、報道機関への災害情報及び被害状況の公表に基づき、必要に応じて庁内放送や庁内RANを利用し職員に周知する。

第7 報道機関への対応

1 報道活動への協力

報道機関への独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、市は可能な範囲で提供するものとする。

2 報道活動への発表

秘書広報班長は、次に掲げる事項の広報資料をとりまとめ、本部長の承認を得て報道機関に発表する。

- （１）災害の種別及び発生日時
- （２）被害発生場所及び発生日時
- （３）被害状況
- （４）応急対策の状況

第 8 広報に関する留意点

- 1 通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。
- 2 視覚、聴覚障害者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保するよう努める。
- 3 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供するよう配慮する。
- 4 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。
- 5 自主防災組織、地域住民等は、地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達するよう努める。
- 6 企業・事業所、学校等は、観光客、通勤・通学者等に対し適切な対応がとれるよう災害に関する情報を伝達するよう努める。

第 9 広聴活動

市は、住民からの要望事項については、直ちに所管課又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努めるものとする。

第 10 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、救命、救助等、人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 応援・派遣

3-1 自衛隊の災害派遣要請計画

災害時に人命又は財産の保護のため自衛隊について部隊等の派遣を要請する手続き及び派遣内容について定める。

第1 自衛隊災害派遣要請計画

1 自衛隊派遣要請

市長（本部長）は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするように求めることができる。

（1）災害の状況及び派遣を要請する理由

ア 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること

イ 緊急性 差し迫った必要があること

ウ 非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

（2）派遣を希望する期間

（3）派遣を希望する区域及び活動内容

（4）その他参考となるべき事項

（5）要請責任者の職氏名

（6）災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類

（7）派遣地への最適経路

（8）連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

2 自衛隊への直接連絡

市長（本部長）は、通信の途絶等により、知事に対して自衛隊派遣の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待つ時間的余裕がないときは、部隊等の派遣を可能とする。

陸上自衛隊に対する災害派遣の要請は、原則として茨城隊区担任官である陸上自衛隊施設学校長を通じて行う。

ただし、人命の救助等のため、緊急に災害派遣を必要とする場合は、直接駐屯地（基地）司令の職にある部隊等の長に対し要請するとともに、その旨を施設学校長に通報する。航空自衛隊に対する災害派遣の要請は、直接当該部隊に要請する。

3 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待つ時間的余裕がないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続きをとる。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

4 自衛隊との連絡

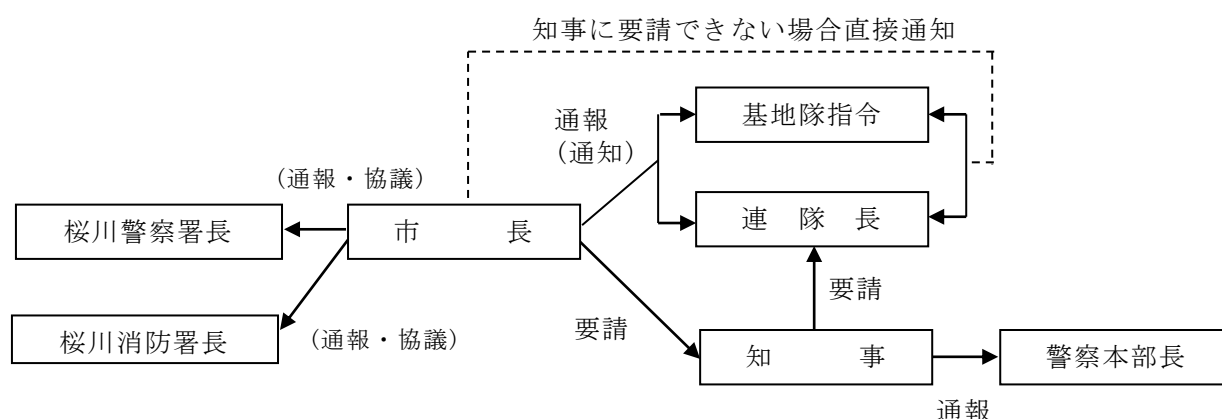
市長（本部長）は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確にその状況を把握し、次の部隊と必要な情報の交換をするものとする。

部 隊 等 の 長（所在地）		連 絡 責 任 者		電 話 番 号
		課業時間内	課業時間外	
陸 上 自衛隊	第一施設団長 （東京都練馬区北町4-1-1）	第3科長 （防衛班長）	司令部当直長	03(3933)1161 内線 時間中 238, 239 時間外 207, 228
陸 上 自衛隊	施設学校長 （勝田駐屯地司令） （ひたちなか市勝倉 3433）	警備課長 （防衛班長）	駐屯地当直司令	029(274)3211 内線 時間中 234 時間外 302
航 空 自衛隊	第7航空団司令部（百里基地司令） （小美玉市百里 170）	防衛部長 （防衛班長）	基地当直幹部	0299(52)1331 内線 時間中 2231 時間外 2215

5 知事への通知

市長（本部長）は、2の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

(1) 派遣要請系統図



第2 市の対応

1 市の任務

派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めるものとする。

(1) 災害派遣部隊到着前

- ア 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- イ 連絡員を指名する（部隊及び県との連絡は防災課長が担当する。）。
- ウ 派遣部隊の展開、宿営の拠点を準備する。なお、派遣部隊の規模に応じて、その他適切な施設をあてるものとする。

(2) 災害派遣部隊到着後

- ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- イ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を市長（本部長）に報告する。

2 災害対策用ヘリポートの設置

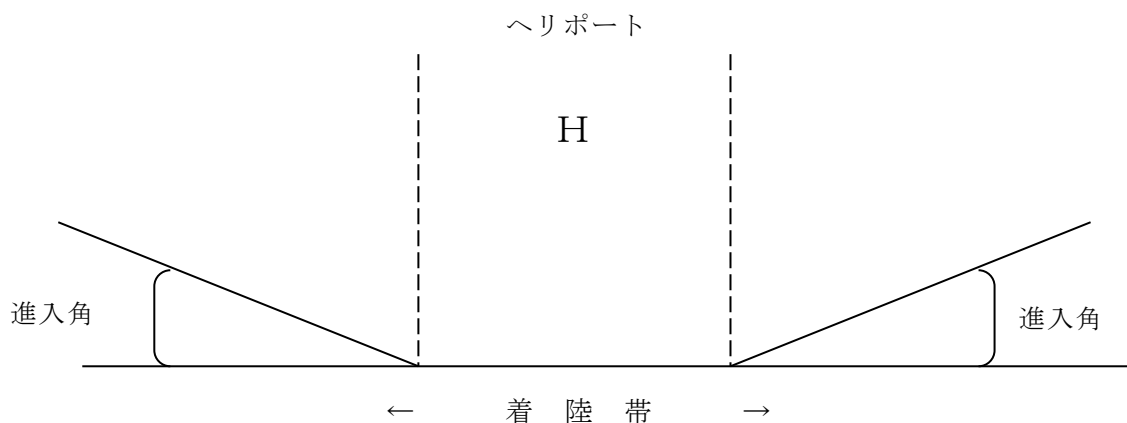
(1) 災害対策用ヘリポート

市は、災害対策用ヘリコプターの降着場を定め、市長（本部長）は、県に通知しておくものとする。

次の基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。非常の際に民有地を使用する場合には、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するものとする。

(2) 選定要領

- ア 離着地点の地盤は堅固で、表面は平坦でよく整理されていること。
- イ 回転翼の回転によって、努めて砂塵等があがらない場所であること。
- ウ 所要の地積があること。
- エ 周辺に風圧の影響を受けるものがないこと。（大型ヘリコプター）



ヘリポート最小限所要地積

機種	着陸帯（直径）	進入角	
小型ヘリコプター	30m	10°	ヘリポートの外縁から 50m以内に 10m以上の障害物がないこと。
中型ヘリコプター	50m	8°	ヘリポートの外縁から 70m以内に 10m以上の障害物がないこと。
大型ヘリコプター	100m	6°	ヘリポートの外縁から 100m以内に 10m以上の障害物がないこと。

(3) ヘリポート設置上の留意点

ア ヘリポートの標示をすること

(ア) 上空から確認できる吹き流しをたてること

(イ) 着陸地点に石灰でHを標示すること

イ 危険防止に留意すること

(ア) 離着陸時は、風圧等による危険及び運行上の障害防止のため関係者以外を接近させないこと

(イ) 着陸地点付近に物品等異物を放置しないこと

(ウ) 現地に自衛隊員が不在の場合、安全を確保するため必ず監視員を配置すること

(エ) 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講じること

第3 受入体制の整備

1 市の準備

市長（本部長）は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するとともに、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置するものとする。

2 留意点

市長（本部長）が自衛隊に対し、作業を要請するに当たっては、次のことに留意するとともに、県と協議の上、あらかじめ計画をたて、活動の円滑化を図るものとする。

(1) 派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な諸施設等の準備

(2) 派遣部隊の活動に対する協力

(3) 派遣部隊と県及び市の連絡調整

第4 活動内容等

1 活動の内容

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

(2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

(3) 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等の搜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等

(5) 消火活動

利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は通常派遣要請者が提供）

(8) 通信支援

災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施

(9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

(10) 炊飯及び給水

炊飯及び給水の支援

(11) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は抛出品の譲与

(12) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去

(13) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

2 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う水道光熱費及び電話料等

(4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

第5 撤収要請

自衛隊の派遣が必要なくなつたと認める時は、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、自衛隊の撤収を要請する。知事に対し災害派遣要請の方法に準じて撤収の連絡を行う。

3-2 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画

災害応急対策の実施に当たり、近隣市町村・県・国をはじめ、防災関係機関・団体等との連携に関する事項について定める。

なお、市は事前に他の地方公共団体等と相互応援協定を締結し、災害時の応援協力体制を構築するとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努める。

第1 要請に関する事項

市は、次の事項を可能な限り明らかにして要請する。

- 1 被害の状況
- 2 援助を必要とする理由
- 3 援助を必要とする物資等の品目、数量、要請場所、輸送手段及び経路
- 4 援助を必要とする人員の活動内容、職種、人員、要請場所、派遣の期間及び交通手段
- 5 その他要請措置内容、要請場所及び期間等

第2 その他の応援要請

長期にわたる職員の派遣の要請又は派遣は、地方自治法第252条の17の規定による。また、職員派遣のあつせんについては、災害対策基本法第30条第1項の規定による。

1 県に対する応援要請

- (1) 市長（本部長）からの知事等に対する応援要請（災害対策基本法第68条）
- (2) 市町村相互間の応援に対する必要な指示、調整（災害対策基本法第72条）
- (3) 市長（本部長）の事務の代行（市が事務を出来ない状態にある場合）

2 他の市町村長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）

指定地方行政機関の長や他の市町村長に対する長期にわたる職員派遣の要請及び知事へのあつせんについては、災害対策基本法第29条から第30条第1項、地方自治法第252条の17の規定による。

市は、次の事項を可能な限り明らかにして要請する。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を必要とする理由
- (3) 援助を必要とする物資等の品目、数量、要請場所、輸送手段及び経路
- (4) 援助を必要とする人員の活動内容、職種、人員、要請場所、派遣の期間及び交通手段
- (5) その他要請措置内容、要請場所及び期間等

ア その他の応援要請

長期にわたる職員の派遣の要請又は派遣は、地方自治法第252条の17の規定により、又、内閣総理大臣のあつせんについては、災害対策基本法第30条第1項の規定による。

(ア) 県に対する応援要請

- 市長（本部長）からの知事等に対する応援要請（災害対策基本法第68条）
- 市町村相互間の応援に対する必要な指示、調整（災害対策基本法第72条）
- 市長（本部長）の事務の代行（市長（本部長）が事務を出来ない状態にある場合）

(イ) 他の市町村長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）

指定地方行政機関の長や他の市町村長に対する長期にわたる職員派遣の要請及び知事へのあっせんについては、災害対策基本法第29条から第30条第1項、地方自治法第252条の17の規定による。

イ 相互応援協定等

『資料編 協定及び広域応援』

(6) 国の機関に対する職員派遣の要請

市長（本部長）は、市内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請するものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項

(7) 民間団体等に対する要請

市長（本部長）は、市内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請するものとする。なお、市においては、市内土木建設業団体等と協定を結んでおり、その協定に基づき協力を要請するものとする。

(8) 受入れ体制の確保

ア 連絡体制の確保

市長（本部長）は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県及び他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

イ 連絡窓口の明確化

市長（本部長）及び知事は、国及び関係都道府県・市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。

ウ 受入施設の整備

市長（本部長）及び知事は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。

(9) 経費の負担

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

- ア 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費
- イ 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

また、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

3 関係機関の連携強化

市は、災害発生時に、警察、自衛隊等の関係者等に参集を要請し、必要な協議調整の場を設けるなど、被害情報の共有化を促進する。

4 法律に基づく相互応援協力要請

(1) 法律に基づく相互応援協力体制は、次に定めるところによる。

ア 防災会議の所掌事務遂行のための協力、要請等

(ア) 関係行政機関等に対する協力要請等（災害対策基本法第21条・第45条）

(イ) 地方防災会議等相互の関係（災害対策基本法第22条）

イ 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣要請等

(ア) 指定地方行政機関の長に対する要請（災害対策基本法第29条）

(イ) 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣について、知事に対するあつせん要請（災害対策基本法第30条）

ウ 応急措置の実施又は応援の要求

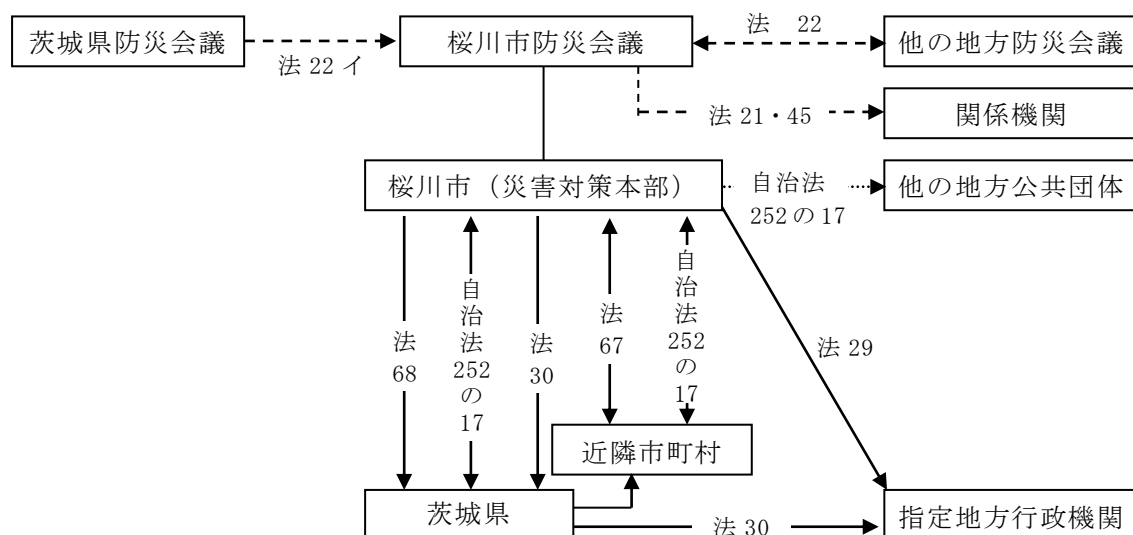
(ア) 知事等に対する要求（災害対策基本法第68条・地方自治法第252条の17）

(イ) 他の市町村長等に対する要求（災害対策基本法第67条・地方自治法第252条の17）

エ 大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請

(ア) 知事等に対する要求（消防組織法第24条の3）

(イ) 他の市町村長等に対する要求（消防組織法第21条）



-----> 防災会議の所掌事務遂行のための協力、要請等
 —————> 職員の派遣要請
> 応援措置実施の応援要請

(法＝災害対策基本法をいう。)

(2) 職員の派遣要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(3) 職員の派遣のあつせん

災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、次の事項を記載した文書をもって、知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関若しくは他の地方公共団体の職員の派遣についてあつせんを申請するものである。

- ア 派遣のあつせんを求める理由
- イ 派遣のあつせんを求める職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣のあつせんについて必要な事項

5 消防機関の応援要請

(1) 応援要請

被災地の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

また、県境にある市町村は隣接県の市町村に対する応援要請が必要であると判断した場合には、消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

【応援派遣要請を必要とする災害規模】

- ア 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- イ 災害が拡大し茨城県内の他市町村又は茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害
- ウ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- エ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- オ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

緊急消防援助隊の要請先

平 日：県消防安全課	NTT029-301-2896	地域衛星 008-100-2896
休日・夜間：県防災・危機管理課	NTT029-301-2885	地域衛星 008-100-2880

(2) 応援受入体制の確保

ア 受入窓口の明確化

応援受入窓口は、市災害対策本部又は消防本部に設置する指揮本部とする。

イ 受入施設の整備

市長及び知事は、人、物資等の応援を速やかに受入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

ウ 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

(ア) 災害状況の情報提供、連絡・調整

(イ) 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示

(ウ) 部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供（公園等）

(エ) 消防活動資機材の調達・提供

(3) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、各協定書及び緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱による。

3-3 県防災ヘリコプターによる災害応急計画

災害時における県防災ヘリコプターによる応急対策としては、その機動性を活かして被災状況等の情報収集、緊急物資輸送などの措置を実施する。

第1 県消防防災ヘリコプター支援要請計画

1 ヘリコプターの支援要請

市長（本部長）は、現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次の一に該当するときは、知事に対しヘリコプターによる支援の要請を行う。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 火災防御活動
- (4) 災害応急対策活動

2 支援要請手続き

(1) 要請方法

支援要請は、市長（本部長）又は消防長が防災危機管理課に対し手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を防災航空隊に提出する。ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

(2) 要請に際し県に対して連絡すべき事項

支援を要請する場合は、次の事項について連絡を行う。

- ア 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- イ 要請を必要とする理由
- ウ 活動内容、目的地、搬送先
- エ 現場の状況、受入体制、連絡手段
- オ 現場の気象条件
- カ 現場指揮者
- キ その他の必要事項

(3) 市において措置する事項

- ア 離発着場の選定
- イ 給油方法の指示
- ウ 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）
- エ 患者の搬送については医師が承認し、又、搬送のため、搭乗できる者は医師1名又は看護師1名とする。

3 防災ヘリコプター緊急運航要請基準

防災ヘリコプターの運航基準は、次のとおりである。

(1) 救急活動

- ア 山村等からの救急患者の搬送
- イ 傷病者発生地への医師搬送及び医療機材等の輸送
- ウ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- エ 高速道路等の大規模事故における傷病者の搬送
- オ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

- ア 河川、海岸での水難事故等における捜索・救助
- イ 山岳遭難事故等における捜索・救助
- ウ 高層建築物火災による救助
- エ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出
- オ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(3) 災害応急対策活動

- ア 地震、台風、豪雨等の災害の状況把握
- イ 被災地等の孤立場所等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- ウ ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等の状況把握
- エ 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達
- オ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

- ア 林野火災等における空中からの消火活動
- イ 火災における情報収集、伝達、住民等への避難誘導等の広報
- ウ 交通遠隔地への消火資機材、消火要員等の輸送
- エ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

近都県市等との航空消防防災応援協定による相互応援

(6) 災害予防対策活動

- ア 災害危険箇所等の調査
- イ 各種防災訓練等への参加（他の公共団体の長から要請を含む。）
- ウ 住民への災害予防の広報

(7) 自隊訓練

(8) 一般行政活動

「茨城県防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領」に基づく一般行政利用活動

(9) その他総括管理者が必要と認める活動

4 緊急運航の要請基準

(1) 緊急運航の要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、上記「3 防災ヘリコプター緊急運航要請基準」の(1)から(5)までに掲げる活動で次の要件を満たす場合に運航することができるものとする。

(2) 緊急運航の要請

緊急運航の要請は、市長（本部長）が「防災ヘリコプター緊急運航要請書」（別記様式）により県消防安全課長に行うものとする。

5 茨城県ドクターヘリコプターの緊急要請

市長又は消防長はドクターヘリコプターの緊急運行を要請する場合は、「茨城県ドクターヘリコプター運航マニュアル」に基づき要請するものとする。

第4節 被害軽減対策

4-1 災害警備計画

災害時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が発生する。県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、住民の避難誘導、救助、犯罪の予防、交通の規制などの災害警備活動を行い、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序を維持するものとする。

第1 災害警備本部の設置

- 1 警察本部長は、災害の種別、規模及び態様等を判断して、警察本部に災害警備本部を設置するほか、警察署に現地災害警備本部を設置する。
- 2 災害警備本部の組織及び事務分掌は、別に定める「県警察災害警備計画」による。

第2 警備体制及び警備部隊の編成運用

別に定める「県警察災害警備計画」による。

第3 災害警備活動等

災害発生時に行う災害警備活動は、概ね次のとおりとする。

- 1 災害情報の収集及び伝達
- 2 危険箇所の警戒
- 3 被害実態の把握
- 4 住民の避難勧告等及び誘導
- 5 交通規制及び交通秩序の確保
- 6 被災者の救出及び負傷者の救護
- 7 被災地及び避難施設の警戒
- 8 犯罪の予防及び検挙
- 9 広報活動
- 10 死体の見分、検視及び行方不明者の調査
- 11 災害警備活動のための通信の確保
- 12 関係機関の災害救助活動及び復旧活動に対する協力

4－2 避難計画

災害に際し、危険地域にある住民を安全地域に避難させ人身被害の軽減を図る。また、災害のため、現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校、公民館、神社、寺院等の既存の建物、又は野外に設置した仮設物等に収容し保護する。さらに、要配慮者に十分配慮するとともに、ホテルや旅館等の多様な施設の確保に努める。

第1 避難勧告等

1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

避難勧告等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である市長（本部長）を中心として、相互に連携をとり実施する。

実施責任者	内 容	根拠法令等
市 長	○ 要配慮者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき避難準備・高齢者等避難開始を提供する。	防災基本計画
	○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、当該地区の住民等に対し避難勧告を行う。 ○ 危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するとき、避難指示（緊急）を行う。	災害対策基本法 第60条
	○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法 第63条
知 事	○ 災害が発生した場合で、当該災害により市長が避難のための勧告及び指示を発令できなくなったとき、市長に代わって行う。	災害対策基本法 第60条第5項
	○ 災害が発生した場合で、当該災害により市長が警戒区域の設定ができなくなったとき、市長に代わって行う。	災害対策基本法 第73条
警 察 官	○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難指示（緊急）が必要と認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難指示（緊急）を行う。	災害対策基本法 第61条
	○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要性が認められるが、市長若しくはその委任を受けた職員が現場にいないとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法 第63条第2項

実施責任者	内 容	根拠法令等
警 察 官	○ 災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警察官職務 執行法第 4 条
知事又は その命を受け た職員及び 水防管理者	○ 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示する。 ○ 水防管理者が指示を実施する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第 29 条
知事又は その命を 受けた職員	○ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示する。 ○ この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	地すべり等 防止法第 25 条
災害派遣を 命じられた 部隊等の 自 衛 官	○ 災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。	自衛隊法第 94 条

2 市長が不在の場合の避難勧告等の措置

市長が不在の場合、又は、災害時の通信途絶により、市長に連絡の取れない場合の避難勧告等の措置の判断決定については、次の意思決定順位により判断を行うものとする。

第 1 位 副市長 → 第 2 位 総務部長

3 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の基準

避難勧告等は、原則としてあらかじめ桜川警察署長及び桜川消防署長と協議し、関係機関相互の意見を調整した後、概ね次の基準により行う。また、避難勧告等を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

ア 気象状況、地形その他過去の災害の発生例等を勘案して災害発生のおそれがあり、今後の状況によっては避難勧告、避難指示（緊急）を行うことが予想される場合で、避難に時間を要する要配慮者は速やかに避難を開始し、危険予想地区の住民に対しては避難の準備をさせるために行う。

イ 伝達すべき内容は、勧告者、避難すべき理由、危険地域、携帯品、その他の注意とする。

ウ 伝達の方法は、広報車、携帯マイクとし、状況に応じて防災行政無線、ラジオ、テレビ等を利用し、徹底を図る。

(2) 避難勧告

ア 当該地域又は土地建物等に災害の発生するおそれがある場合に行う。

イ 伝達すべき内容は、地域名、避難路及び避難先、避難時の服装及び携行品、避難行動における注意事項等とする。

ウ 伝達方法は避難準備・高齢者等避難開始に準じて行うが、必要に応じて戸別に伝達する。

(3) 避難指示（緊急）

- ア 状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は災害が発生し、危険となった地域に行く。
- イ 伝達すべき内容は、避難勧告に準じて行う。
- ウ 伝達方法は、避難勧告に準じて行うものとし、状況に応じてサイレン警鐘を併せて行い、伝達の確実を期する。

4 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の内容

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を出す場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難が必要な地域
- (2) 避難先
- (3) 避難路
- (4) 避難の理由
- (5) その他必要な事項

5 避難措置の周知

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を出した者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡するものとする。

(1) 住民への周知徹底

避難の措置を行うに当たっては、当該実施者はその内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて住民に周知徹底を図るものとする。この場合、文書（点字版を含む。）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

また、市は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者をはじめ住民への周知漏れを防ぐよう努める。

(2) 関係機関相互の連絡

市は、避難の措置を行ったときは、その内容を関係機関相互に連絡するものとする。なお、市長（本部長）は避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を出したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

6 避難勧告等の種類

要配慮者など、避難に時間がかかる方へ早めの避難を促す「避難準備・高齢者等避難開始」、通常の避難行動ができる者へ避難を促す「避難勧告」、危険が切迫し早急な避難を促す「避難指示（緊急）」の３段階に分かれている。緊急性や避難の拘束力は「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」の順に高くなる。

避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして、警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

時期を失することなく避難勧告等が発令されるよう、県から積極的に助言を受ける。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。

警戒レベル	住民が 取るべき行動	住民に行動を 促す情報	住民が自ら行動を取る際の判断の参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難勧告等	洪水に関する情報		土砂災害に 関する情報
			水位情報が ある場合	水位情報が ない場合	
警戒レベル 5	・すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・災害発生情報	・氾濫発生情報	・大雨特別警報（浸水害）	・大雨特別警報（土砂災害）
警戒レベル 4	・指定緊急避難場所等への避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示（緊急）	・氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布（非常に危険）	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）
警戒レベル 3	・要配慮者等は避難する。 ・要配慮者以外の者は、避難の準備をし、自発的に避難する。	・避難準備・高齢者等避難開始	・氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）
警戒レベル 2	・避難に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報	・氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布（注意）	・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒レベル 1	・災害への心構えを高める。	・早期注意情報			

7 避難準備・高齢者等避難開始の留意点

- (1) 避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する必要がある。避難準備・高齢者等避難開始については、それを発令したからといって必ずしも避難勧告・指示を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には避難準備・高齢者等避難開始のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに避難準備・高齢者等避難開始を発令すべきである。

- (2) 平成 26 年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備・高齢者等避難開始を積極的に活用することとし、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に推奨することが望ましい。
- (3) 立退き避難が困難となる夜間において避難勧告等が発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始を発令することを検討する。具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合等が該当する。
- (4) 発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

第 2 避難勧告等の決定

それぞれの勧告等を行う時期は、気象情報等及び降雨量、その他の情報を勘案の上、防災事務連絡会議で協議し、市長（本部長）が勧告して決定する。この場合において、降雨量が下表の第 1 警戒体制に該当することとなったときは、総務部長は直ちに防災課長又は防災担当に連絡し、防災事務連絡会議を開催する。

避難勧告等を行う場合は、原則として、桜川警察署長（警備係）及び桜川消防署長と協議する。

避難勧告等の発令基準（土砂災害）

区分	内容	
土砂災害	【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	1～5のいずれかに該当する場合 1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（警戒レベル3相当情報「土砂災害」）する場合 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報「土砂災害」）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 4：桜川市内土砂災害警戒区域内の9カ所の雨量観測地点で日雨量が100mmを超へ、その時点以降に降雨の継続が予想される場合 5：土砂災害警戒区域内の9カ所の雨量観測地点で時間雨量50mmを超える予想の場合
	【警戒レベル4】 避難勧告	1～5のいずれかに該当する場合 1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）が発表された場合 2：土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）する場合 3：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 4：桜川市内土砂災害警戒区域内の9カ所の雨量観測地点で日雨量が120mm、時間雨量30ミリを超へ、その時点以降に降雨の継続が予想される場合 5：土砂災害警戒区域内の9カ所の雨量観測地点で時間雨量80mmを超える予想の場合
	【警戒レベル4】 避難指示（緊急）	次に該当する場合 1：避難勧告等による立退き避難が充分でなく、再度、立退き避難を居住者に促す必要がある場合
	【警戒レベル5】 災害発生情報 特別警報	次に該当する場合 1：土砂災害が発生した場合 2：土砂災害警戒区域内の9カ所の雨量観測地点で時間雨量100mmを超える予想の場合 3：桜川市内に特別警報が発令された場合

1 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条に基づき、市長（本部長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

その際、避難勧告等の発令対象区域や警戒区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

設定権者	災害の種類	内 容（ 要 件 ）	根 拠 法 令
市 長	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 63 条
知 事	災害全般	災害が発生した場合において、当該災害の発生により、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第 73 条
警 察 官	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合において、市長若しくは市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第 63 条第 2 項
	火 災 洪 水	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防職員又は消防団員から要求があったとき。 水防上緊急の必要がある場合において、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者から要求があったとき。	消防法第 36 条において準用する同法第 28 条 水防法第 14 条第 2 項
消防職員 又は消防団員	火 災	火災の現場	消防法第 36 条において準用する同法第 28 条
消防団長、 消防団員又は 消防機関に 属する者	洪 水	水防上緊急の必要がある場合	水防法第 14 条
災害派遣を 命じられた 部隊等の 自衛隊	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長若しくは市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り	災害対策基本法第 63 条第 3 項

2 避難誘導

- (1) 避難の誘導は、警察官・消防職員・消防団員・市職員等が連携し実施する。特に、要配慮者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うよう留意する。
- (2) 消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平常時から避難路の安全性の向上に努める。
 - ア 避難路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。
 - イ 危険な地点には標示、縄張り等を行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- (3) 要配慮者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。
- (4) 学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童生徒等、施設利用者等を安全に避難誘導する。
- (5) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」の措置を講じべきことにも留意する。
- (6) 避難の方法
 - 避難勧告等に際しては、次の点についても周知徹底を図る。
 - ア 避難に際し、火気、薬品、その他危険物等の始末及び電気、ガスの保安措置の実施
 - イ 1～2食程度の食糧、最小限の着換肌着、照明器具等の携行
 - ウ 避難時の状況に応じて防寒具、雨具等の携行
 - エ 携行品の制限
 - 緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、タオル、ちり紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食糧、日用身の回り品等とする。
- (7) 避難誘導の方法
 - 市が行う避難誘導は、住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行うものとする。特に、要配慮者が迅速に避難できるよう、本地域防災計画に沿った避難支援を行うことが重要である。
 - ア 避難路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。
 - イ 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
 - ウ 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講じること。
 - エ 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員安全避難を図ること。
 - オ 避難誘導は収容先での、救援物資の配給等を考慮して、できれば自治会等の単位で行うこと。

(8) 避難の順序等

- ア 住民間の避難の順位は、避難行動要支援者の避難を優先する。なお、避難時の周囲の状況により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむをえないときは、屋内安全確保等の安全確保措置を講じべきことにも留意する。
- イ 地区ごとの避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地区内居住者の避難を優先する。
- ウ 自力で避難できない場合や避難途中危険がある場合、あるいは病院等の入院患者、施設の高齢者、子供の避難については、車両等により移送する。

第3 避難所の開設

避難勧告等を行った場合及び住民が自発的に避難を開始した場合は、市長（本部長）は速やかに必要な避難所を開設し、市職員を管理要員として当該避難所へ派遣する。

また、県が協定を締結しているゴルフ場にも連絡し、避難所開設を要請する。

なお、施設の使用に当たっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、二次災害の危険から安全な場所であるかどうかを検討して選定するとともに、管理保全に十分留意する。

1 開設の手順（おおよその目安）

開設の手順は、おおよそ次のとおりとする。

- | |
|---|
| ① 当該施設の点検を行い、避難所として開設可能な場合、その旨を本部に報告する。 |
| ↓ |
| ② 本部の指示により施設の門を開ける。 |
| ↓ |
| ③ 施設の入口扉を開ける。 |
| ↓ |
| (すでに避難者があるときは、とりあえず広いスペースに誘導する。) |
| ↓ |
| ④ 避難所内事務所を開設 |
| ↓ |
| ⑤ 避難者の受入れ（収容）スペースを指定 |
| ↓ |
| ⑥ すでに避難している人を指定のスペースへ誘導 |

(1) 開設時の留意事項

ア 開設

避難所の開設は、原則として、市長（本部長）の指示により行う。

ただし、夜間等に発生するなど突発的な災害の場合、避難の必要が生じると自主的に判断された時は、市長（本部長）からの指示がなくとも非常参集職員又は居合わせた職員が施設入口（門）の開錠をし、門を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。

特に、避難住民が集まっている時は、速やかに上記の作業を行い、とりあえず、体育館や大会議室など広いスペースに誘導し、避難した住民の不安を緩和するとともに、無用の混乱防止に努める。

また、電力供給が停止しているときは、施設に設置している非常用発電機を使用し、避難者の不安解消に努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置づける。

イ 区画の指定

避難した市民の受入れスペースの指定に当たっては、事情の許す限り、自治会等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設定し、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるようにする。また、要配慮者に配慮した区画の指定（別途にスペースを確保する等）を行う。そのほか、スペースの指定の表示方法については、床面に色テープ又は掲示等のわかりやすいものになるよう努める。

ウ 報告

避難所開設に当たった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに対策本部に対して、電話（FAX若しくは口頭）又は無線によりその旨を報告する。

対策本部は、避難所の開設を確認後、福祉班に対して、市民に対する避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

本部班は、消防長、知事及び警察署長等関係機関に対して、開設の状況を連絡する。

なお、連絡すべき事項は、次の要領による。

- 避難所開設の日時、場所、施設
- 収容状況及び収容人員
- 開設期間の見込み

（２）避難所内事務所の開設

前記の措置をとった後、避難所内に事務所を速やかに開設し、「事務所」の表示等を掲げて、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の存在を明らかにする。なお、避難所開設以降は、事務所には要員を常時配置する。また、事務所には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード等）を準備する。

避難所の名称及び所在地は、以下のとおりであり、平常時より防災マップ等により周知を図る。また、避難所の開設に当たっては、災害の状況により、その都度災害対策本部長が指示し、その全部若しくは一部を開設する。ただし、災害の状況により、これらの施設では収容できない場合又は不適當と認めるときは、概ね次の順序により適宜設定する。

ア 公民館・集会所

イ 寺院

ウ その他の公共的施設

エ その他民間の施設

『資料編 避難施設』

2 避難所の開設基準

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある避難者を一時的に収容し、保護するため必要と認められるときは、避難所を開設する。

原則として市が避難所の開設の要否を判断するが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設する。

3 避難所の運営

(1) 市は、避難所の開催時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。

また、避難所の運営について、管理責任者の権限を明確にし、学校教職員など施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な初動体制を図るとともに、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努め、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

(2) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事し、この期間は 7 日以内を原則とする。

ア 施設等開放区域の明示

イ 避難者誘導・避難者名簿の作成

ウ 情報連絡活動

エ 食糧・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配

オ ボランティアの受入れ

カ 炊き出しへの協力

キ 避難所運営組織づくりへの協力

ク 重傷者への対応

(3) 自主防災組織等は、避難所の運営に関して、市に協力するとともに、役割分担を決め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。

(4) 市は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿等の作成により、時間経過ごとに避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品（仮設トイレや仮設風呂を含む。）の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行う。

(5) 市は、他の市町村と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保する。

(6) 市は、ボランティア活動について、受入窓口の設置や災害ボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。

(7) 市は、要配慮者に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行う。

(8) 市は、避難誘導、避難所開設に関する広報活動を行う。

(9) 市は、必要により、桜川警察署と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。なお、市で対応が困難な場合は、県に要請する。

(10) 市は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。

(11) 市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(12) 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受入れられるよう配慮する。

(13) 市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(14) 避難所での食糧の調理、加工

ア 「かめない」、「飲み込みにくい」人に合わせて調理、加工できるよう、小規模な調理のできる調理場を設置する。

イ 育児用調整粉乳を調乳するために必要な清潔なスペース、ほ乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。

(15) 運営の手順

ア 避難所運営の手順は、次のとおりとする。

- | |
|---------------------------|
| ① 避難者名簿（カード）の配布、作成 |
| ↓ |
| ② 部屋割り |
| ↓ |
| ③ 食糧、生活必需品の請求、受取、配給 |
| ↓ |
| ④ 避難所の運営状況の報告（毎日正午、その他適宜） |
| ↓ |
| ⑤ 避難所の運営記録の作成 |

イ 運営上の留意事項

(ア) 避難者名簿（カード）の作成

避難者名簿（カード）は、避難所運営のための基礎資料となる。

避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、まず避難者名簿（カード）を配り、避難した市民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示する。

避難者収容記録簿は、集まった避難者名簿（カード）をもとに、可能な限り早期に作成し、事務所内に保管するとともに、一時間ごとに本部班に報告する。

避難者カード（例）

避難所名：						
住 所						
氏 名	続柄	性別	年齢	入所日	退所日	特記事項

ウ 部屋割り

部屋割りは、避難所内での指示伝達、意見の把握を効率的に行うための区分けである。部屋割りの単位は、地区単位を基本とし、概ね 30 人程度で編成する。

また、部屋内の班編成については、家族、隣人等をもって 5 人程度により編成する。各部屋には代表者を選定し、以後はすべての情報等の受渡しは、代表者を經由して行う。

各部屋の代表者の役割

- ① 市職員等からの指示、伝達事項の周知
- ② 避難者数、給食数、物資の必要数の把握と報告
- ③ 物資の配布の指示
- ④ 各避難者の要望のとりまとめ
- ⑤ 施設の保全管理

エ 食糧、生活必需品の請求、受取、配給

避難所の責任者となる職員は、避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達の不可能なものについては、本部に報告し、本部班を通じて、調達を要請する。

また、到着した食糧や物資を受け取ったときは、その都度、避難所物品受渡簿に記入の上、各部屋に配給を行う。

オ 運営状況及び運営記録の作成

避難所の責任者となる職員は、避難所の運営状況について、1 日に 2 回（正午及び午後 5 時）、現況を本部へ報告する。ただし、傷病人の発生等、特別な事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。

また、避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

4 大災害における特別措置

大災害が発生し、予定した避難所が使用できなくなり、避難所を開設することができず、又は適当でない場合には、隣接市町村の施設使用について知事に要請報告する。

ただし、事態が急迫し、時間的余裕がないときは、隣接市町村に対して直接要請し、その応援を得て開設する。

5 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

- (1) 市は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。
- (2) 市は、要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、県及び近隣市町村との協力体制を整備することにより、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進める。

6 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心がける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

- (1) 自治組織の結成とリーダーへの協力
- (2) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- (3) 要配慮者への配慮
- (4) プライバシーの保護
- (5) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

7 福祉避難所における支援

(1) 福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、要配慮者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。

(2) 福祉避難所の整備

避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。

(3) 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

(4) 食糧品・生活用品等の備蓄

市は、食糧品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

(5) 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。

(6) 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ア 避難者名簿（名簿は随時更新する。）
- イ 福祉避難所開設の目的
- ウ 箇所名、各対象収容人員（高齢者、障害者等）
- エ 開設期間の見込み

第4 避難者の健康管理

1 被災者の健康状態の把握

- (1) 市は、医師、看護師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。
- (2) 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討ができるよう努める。
- (3) 継続的内服が必要な者及び食事指導が必要な者についても配慮する。

- (4) 高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。
- (5) エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。

2 被災者の精神状態の把握

被災によって生ずるPTSD（Post-traumatic Stress Disorder 心的外傷後ストレス障害）を発症（示している）する（した）者（被災者）及びPTSDによる不適応症状を持つ被災者への継続的な対応を行うために、県精神保健福祉センター及び筑西保健所に心の救護所を速やかに設置し、カウンセリング等適切な対応を行うとともに、広報活動により周知徹底する。

- (1) 避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- (2) 幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。
- (3) 継続的要援助者のリストアップ

援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

- (4) 関係機関との連携の強化

症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

3 継続的要援助者のリストアップ

市及び県は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

4 関係機関との連携の強化

市及び県は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

5 避難所等の生活環境の整備

避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言するとともに関係機関と連携して生活環境の整備に努めるものとする。

- (1) 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）
- (2) 衣類、寝具の清潔の保持
- (3) 身体の清潔の保持
- (4) 精神保健に関する相談
- (5) 室温、換気等の環境
- (6) 睡眠、休養の確保
- (7) 居室、便所等の清潔
- (8) プライバシーの保護

6 避難所の防疫指導

避難所は施設が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を収容するため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、県防疫職員の指導のもとに市における防疫活動を実施する。この場合、施設内で衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

第5 精神衛生・カウンセリング

1 心の救護所の設置及び救護活動の実施

市は、県精神保健福祉センター（以下「センター」という。）及び筑西保健所に協力を得ながら、その施設内に心の救護所を設置する。

また、必要に応じて、ボランティア団体等に対し、精神科医療チームの派遣及び救護活動の実施の要請を行う。

心の救護所は、各精神科医療チームの派遣等支援体制の進展に応じて次のことを実施する。

（１）第一段階

常駐の医師による筑西保健所での診療、筑西保健所から避難所への巡回診療及び訪問活動

（２）第二段階

ア 精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開

イ 筑西保健所による長期の継続が必要なケースの把握、対応

（３）第三段階

各心の救護所におけるメンタルヘルスケアシステムの構築、夜間巡回等

（４）第四段階

ア 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動

イ PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

心の救護活動の情報集約及び救護活動を行う関係者への情報の提供（FAXニュース等）は、原則としてセンターに一元化する。センターは、筑西保健所における心の救護所、一般医療チーム、精神科医療チーム（ボランティアによる派遣チーム等を含む。）等との連絡、調整を行うものとし、被災地の保健・医療の現況、実施に当たっての治療、ケアの方針等を示す。

2 精神障害者への緊急対応

治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者に対して、市は県と連携し、県精神病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための体制を確保する。こうした病状の悪化した精神障害者を受入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、センター等に情報提供を行う。

3 児童生徒等、高齢者、外国人に対する心のケア対策の実施

ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者に対して十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行うものとする。

【プレイセラピーとは】

子どもの心の問題の解決を手伝う方法として考えられた援助法で、子どもの心の様々な思いを、観察者が対象者と一緒に遊びながら、遊びや行動を観察し理解していく手法を用いる。

4 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、市は「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレットを被災者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

5 ニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

(2) 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、県職員・市職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図る。

円滑なコミュニケーションが困難な外国人については、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努める。

第6 広域避難者への支援

1 広域避難者への支援体制の整備

広域避難者が発生した場合、広域避難者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

2 滞在施設の提供

被災市町村からの広域避難の要請を受けた場合、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第7 在宅避難者への支援

1 生活支援の実施

避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食糧・物資の供給等生活支援を行う。

また、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

2 避難所等での物資の供給

在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、避難所等で物資の供給を行う。

3 支援体制の整備

在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食糧・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう、支援体制の整備に努める。

4－3 輸送計画

被災者、災害応急対策員の移送並びに救助用物資、災害対策用資材の輸送は、本計画の定めるところによる。

第1 緊急輸送等の実施

1 緊急輸送活動の基本方針

(1) 輸送に当たっての配慮事項

市及び防災関係機関は、輸送活動を行うに当たって、次の事項に配慮して行う。

ア 人命の安全

イ 被害の拡大防止（二次災害の発生防止を含む。）

ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の想定

ア 第1段階

(ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資

(イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

(ウ) 政府災害対策要員、県・他市町村災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員・物資

(エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等

(オ) 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

(ア) 上記アの継続

(イ) 食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資

(ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

(エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

(ア) 上記イの継続

(イ) 災害復旧に必要な人員及び物資

(ウ) 生活必需品

(エ) 郵便物

(オ) 廃棄物の搬出

2 緊急輸送道路の確保

(1) 被害状況の把握

被害状況を迅速、かつ、的確に把握するため、組織機能を有効に活用して調査、把握し各関係機関に連絡する。

(2) 緊急輸送道路啓開の実施

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県に報告する。また、県指定の緊急輸送道路と、災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点とを結ぶ市道について啓開し、応急対策の実施体制の確保を図るものとする。

(3) 啓開資機材の確保

市は、市保有の資機材及び市内関係業者、関係機関から資機材を調達し道路を啓開する。

(4) 輸送車両等の確保

市は、本地域防災計画に基づき車両等の調達先、予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あっせんを要請する。

3 緊急輸送活動の実施及び運営

(1) 市有車両（公用車）による輸送

各部の配車要求に対し円滑な運営を図るため、財政班は配車表を作成し、各車両の調達を行い活動する。

ア 第1号指令

市役所全公用車は、本指令と同時に財政班の指定する場所に集合し出動命令を待つ。財政班は、各部の配車要求と本部の指示に従い、作業内容に応じ車種を選定し速やかに配車する。

イ 第2号指令

本指令と同時に財政班は、協力機関の車両の緊急出動を要請し、公用車を併せ配車する。

ウ 第3号指令

第1段階として公用車及び協力機関の登録車両を配車し、同時に災害の規模と作業内容に応じ、民間車両を緊急調達する。

なお、状況により隣接市町村の輸送力の応援を求める。

(2) 鉄道による輸送

災害時において、自動車による輸送が不可能なとき、あるいは遠隔地で物資機材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適当な場合、東日本旅客鉄道株式会社に緊急配車を要請する。

(3) 陸上、航空自衛隊による輸送

災害時において、市が緊急に車両・ヘリコプター等の必要が生じたときは、県を通じて車両等の供給要請を実施する。

(4) 社団法人茨城県バス協会

災害時において、車両などによる被災者移送の必要が生じたときは、市は、県を通じて社団法人茨城県バス協会に対し、乗合自動車等の供給を要請する。

(5) 茨城県トラック協会

災害時において、人員及び物資等の輸送の必要が生じたときは、市は、県を通じて茨城県トラック協会に対し、貨物自動車等の供給を要請する。

(6) 空中輸送の支援

市は、緊急輸送に必要なヘリコプターの臨時着陸場を確保する。

(7) 燃料確保等

市有車両の燃料その他の災害応急対策を実施するために必要とする燃料については、業者等に依頼し、必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。

4 交通規制の実施

- (1) 市道における道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をするものとする。この場合には警察、関係機関と緊密な連絡をとり行うものとする。
- (2) 市道以外の道路施設でその管理者に通知し、規制するいとまがないときは、桜川警察署に通報して、道路交通法に基づく規制を実施し、又は市が災対法第 63 条により警戒区域を設定し、立入制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行うものとする。

5 迂回路の設定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議の上、迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止するものとする。

6 広報

道路交通の規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し広報することにより、一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。また、併せて近隣市町村に対しても速やかに規制の内容を通知するものとする。

7 各車両の遵守事項

- (1) 出動した車両は、命令された作業が終了したときは、直ちに本部班長に報告すること。
- (2) 命令を受けて出動した車両は、出動先で原則として命令以外の作業はしないこと。
ただし、人命に係る等やむを得ない場合は速やかにその作業を終了し、本部班長にその旨報告すること。
- (3) 待機中の車両の運転手は、命令がない限り指定場所及び車両から離れないこと。

4－4 消防計画

大規模災害発生による出火、災害に迅速に対応するため、消防活動を円滑に行うことを定める。また、生命身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を救出・保護するための対策について定める。

第1 基本方針

1 消火活動

- (1) 市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止及び初期消火活動を実施する。
- (2) 消防班は、関係防災機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消防活動を実施する。

2 人命救助・救急活動

強風や土砂災害等により、家屋の倒壊、障害物の落下、自動車事故、危険物・毒物等の漏えい等により複合的に災害が発生することが予想される。このことから、消防の人員資機材を活用し、人命救助、救急活動を優先的にを行い、人命の安全確保に努める。

3 安全避難の確保

火災発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については、住民の安全避難を確保するための活動を行う。

第2 初動体制の確立

1 災害対策本部の初動措置

(1) 通信及び情報収集体制の確立

通信施設の機能試験及び非常電源の点検を実施し、通信体制を確保するとともに、情報収集体制の確立を図る。

(2) 特別配備体制の確立

発生した災害の規模により、有線その他の方法により職員の非常招集を指令し、特別配備体制の確立を図る。

(3) 出火防止措置及び庁舎等の被害状況の確認

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施するとともに庁舎及び附属施設の被害の有無を確認する。

2 消防班の初期措置

(1) 出火防止措置

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施する。

(2) 第1次行動

ア 人命の安全

消防車両等に救援資機材、又は消火用ホース等を積載し、車両前で待機する。

イ 車両の安全確保

土砂災害や、河川氾濫による消防車両の出動障害を避けるため、署所の立地条件、建物の構造等を考慮し、消防車両等を車庫前又は安全な場所へ移動する。

ウ 災害状況の調査

庁舎周辺の火災発生状況及び、周辺道路の通行障害の状況を調査する。

(3) 第2次行動

ア 資機材の確保

携帯用非常電源及び非常用燃料の確保に努める。

イ 災害状況の把握

火災の発生、建物の倒壊、道路等の被害状況及び救急・救護等の発生状況の情報収集に努める。

3 非常参集

気象台の発する注意報・警報・特別警報により、災害の発生、又は発生のおそれがあることを知った場合は、消防団員は分団詰所に自発的に参集し、直ちに活動体制をとる。また、状況に応じて消防団本部から指令を伝達する。

4 出火防止の広報

地域内の火気始末、火気使用、出火防止等の広報を実施する。特に高齢者等要配慮者については、優先し活動を行う。

5 初期消火活動

火災を発見した場合は、直ちに消防本部に通報するとともに、消火活動を実施し、延焼防止に当たる。同時多発の場合は、二次災害等を配慮して、住民に協力を求める。

第3 情報の収集

情報の収集は、有線電話の途絶、無線施設の障害等により極度に制限されることが予想されるため、通信機器からの情報だけでなく、通行人からの通報や防災ヘリコプターによる偵察、巡回により、情報の収集に努める。

第4 火災防御活動

1 初動措置後の火災防御活動

(1) 一般防御活動

消防隊は初動措置完了後、直ちにポンプ車等を出動させ、管内の木造家屋密集地等の警戒活動及び火災の発見に努め、火災の早期鎮圧と延焼拡大の防止を図る。

また、火勢の状況により応援隊を要請する。

(2) 市街地優先防御

一般市街地の火災防御活動を優先する。事業所等の火災は、自衛消防隊の消防力による消火を基本とし、市街地に延焼拡大のおそれのある場合に、局部的に支援する。

(3) 重点防御

発生火災が、消防力を上回る場合は、延焼拡大の危険性の高い地域並びに人命の保護及び市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点に消火する。

(4) 集中防御

多発火災が発生して、現有消防力をはるかに上回るときは、河川、広幅員道路、耐火建築物等を防御線として設定し、集中的な防御活動を行う。

2 消防隊の運用

(1) 部隊指揮

ア 消防長の指揮のもとに、管轄区域内の災害活動を実施する。

イ 地震直後の初動期における消防隊の運用は、消防長が決定し、迅速に災害活動を実施する。

(2) 部隊運用

ア 出動部隊数を制限し、必要最小限の部隊で対応する。

イ 参集職員で、予備隊を臨時に編集し、増強隊として、運用する。

ウ 消防本部及び消防団との連携を密にし、総合的な部隊運用体制の確立に努める。

3 消防団の活動

(1) 活動範囲

原則として分団区域を優先して行うものとするが、消防団本部又は市本部からの指示並びに隣接区域等の火災発生及び被害状況等により応援活動を実施する。

(2) 任務

ア 消火活動並びに各消防隊との連携及び飛火警戒

イ 人命救助及び避難誘導

ウ 中継送水等の相互応援

エ 残火処理の徹底

オ 情報収集、伝達

カ その他命令による業務

4 自主防災組織等による消火活動

(1) 出火防止

市民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

(2) 消火活動

市民及び自主防災組織等は、消防機関に協力し又は単独で地域での消火活動を行うよう努めるものとする。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。

第5 消防活動体制の整備

市は、地域における地震、台風、水火災等の災害を防御し、これらの被害を軽減するため消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について十分な計画を樹立しておく。

1 危険区域の調査及び被害想定図の作成

市は、地域内における危険地域のうち、概ね次に掲げる危険区域について調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動の円滑な実施を図る。

- (1) 住宅密集地帯の火災危険区域
- (2) がけくずれ等の危険区域
- (3) 浸水危険区域
- (4) 特殊火災危険区域（高層建築物、地下街、危険物及び放射線関係施設等）

2 応援協力体制の確立

(1) 応援派遣要請

市は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

ア 応援要請時に記載する事項

- (ア) 災害の状況
- (イ) 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、機具等の品名及び数量
- (エ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- (オ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (カ) その他必要な事項

イ 職員派遣のあっせん時に記載する事項

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項
- (オ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(2) 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、又、緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

第6 救助・救急活動

1 救助・救急活動の方針

救助・救急活動は消防隊及び救急隊により実施することを基本とする。また、消防長の指揮のもとに、関係機関と連携を密にし、救助活動を実施する。

2 活動要員

(1) 救助活動

ア 正確な情報収集を行い、速やかに分析し、人命の危険性が高いと判断したところから救助活動に当たる。また、救助活動は、自力脱出不能者を救助することを原則とする。

イ 救助活動は、要救助者の安全に留意し、状況により重機等を活用する。

ウ 救助活動が長時間にわたる場合は、交替要員を配置するものとする。

(2) 救急活動

ア 重傷者から順次救急搬送を実施する。(トリアージ)

イ 避難所等に応急救護所を必要に応じ配置し、負傷者の応急救護、医療機関への搬送を行う。なお、負傷者が多数発生している場合の応急救護所等への搬送は、必要により付近住民及び住民自治組織等の協力を求め実施する。

ウ 医療機関に対し、診療、収容の可否等の確認をするとともに、情報の提供を行い、又必要により現場へ医療搬送を行う。

3 病院施設

負傷者などを搬送する市内の病院施設は、以下のとおりとする。

市内の病院

名 称	所 在 地	電 話
さくらがわ地域医療センター	桜川市高森 1000	0296-54-5100
医療法人鴻仁会上の原病院	桜川市上野原地新田 159-2	0296-75-3128

第 7 緊急消防援助隊の要請及び受入れ

大火災発生時における災害の鎮圧、及び多数の人命救助の必要がある場合の要請は、県を通じて行う。

1 初動措置後の火災防御活動

市長（本部長）は、市の消防力をもってしても消火、人命救助、救出ができないと認める場合は、他の消防機関の応援を求める。この場合の応援部隊の受入れについては、応援消防隊数を勘案し、あらかじめ受入れ場所を決定しておく。

2 応援消防隊との情報等連絡方法

(1) 県内の応援消防隊にあっては、消防無線県内共通波を使用する。

(2) 無線通話が集中・殺到し通信困難な場合は、伝達要員を配備する。

3 大部隊の一時集結予定場所

避難者等で混雑している場合の大部隊の一時集結場所は、災害規模、被害の状況等一時集結予定場所の被害状況等に応じ選定する。なお、総合指揮所については、市本部又は市本部の近辺の場所として、自衛隊、応援消防隊と調整する。

4 応援消防隊の指揮等

応援消防隊が集結予定場所へ結集したときは、消防長は応援消防隊に対し、応援を要する事案（消火、救助、救急等）ごとに任務を振り分け応援消防隊の指揮をとる。

第 8 事業所の自衛消防隊等に対する応援協力要請

災害時における消防機関の行う人命救助、消火活動等について、被災を受けていない事業所の自衛消防隊、その他応急活動に必要な重機、装備を保有する事業所に対し、応援協力要請をする。

1 自主防災組織、事業所、住民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、住民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

2 応援消防隊との情報等連絡方法

- (1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- (2) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- (3) 警察署・消防署への連絡

第9 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

4－5 水防計画

本計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき本市における洪水による水害を警戒し、かつ、防御して、これによる被害を軽減し、もって住民その他公共諸施設の安全を確保するため定める。

第 1 水防の責任

1 水防管理団体の責任（水防法第 3 条）

水防管理団体は、各々その管轄区域内の水防活動が十分に行われるよう次の事項を整備確立する。

- (1) 水防組織の確立
- (2) 水防団、消防団の整備
- (3) 水防倉庫、資機材の整備
- (4) 通信連絡系統の確立
- (5) 平常時における河川、海岸、堤防、ため池等の巡視
- (6) 水防時における適切な水防活動の実施
 - ア 水防に要する費用の自己負担の確保
 - イ 水防団又は消防団の出動体制の確保
 - ウ 通信網の再点検
 - エ 水防資機材の整備、点検及び調達並びに輸送の確保
 - オ 雨量、水位観測を的確に行うこと
 - カ 農業用取水堰及び水閘門、ため池等の操作
 - キ 堤防、ため池等決壊及び決壊後の措置を講じること
 - ク 水防上緊急に必要なときの公用負担権限の行使
 - ケ 住民の水防活動従事の指示
 - コ 警察官の出動を要請すること
 - サ 避難のための立退きの指示
 - シ 水防管理団体相互の協力応援
 - ス 水防解除の指示
 - セ 水防てん末報告書の提出

2 水防本部の設置

市長（本部長）は、本市に係わる洪水予報及び水防警報が発令されたとき又は集中豪雨等により市内各所に水防作業を必要とする災害が発生し、若しくは予想されるときで、市長（本部長）が必要と認めたときは、洪水等の危険が解除するまでの間、水防本部を設置し、水防事務を処理することとする。なお、市災害対策本部が設置されたときは同組織に吸収される。

3 監視、警戒

(1) 平常監視

市長（本部長）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに関係機関に連絡して必要な措置を講じる。

(2) 非常警戒

市長（本部長）は、水防本部を設置したときから水防区域の監視及び警戒を厳にし、異常を発見した場合は、直ちに水防作業を開始することとする。

また、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

ア 堤防裏のりの漏水等による亀裂及び欠け崩れ

イ 堤防表のりで流水の当りの強い場所の亀裂及び欠け崩れ

ウ 堤防天端の亀裂、沈下及び越水状況

エ 橋梁等の構造物と堤防との取合せ部分の異常

4 水防用資機材の調達

水防用資機材の調達については、必要に応じ市内関係業者より調達するものとする。

5 気象状況、水位、決壊の通報連絡

市長（本部長）は、洪水予報又は水防警報を受令したとき及び大雨により出水のおそれを察知したときは、関係機関に連絡するとともに状況変化に即応して水防活動がとれる体制を整えることとする。

(1) 水位の通報

ア 水防団待機水位（通報水位）に達したとき及び事後毎時間水位が下がるまで

イ 氾濫注意水位（警戒水位）、最高水位に達したとき及び下がったとき。

(2) 決壊の通報

堤防決壊又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちにその旨を関係機関に通報しなければならない。

6 水防活動に従事する者の安全配慮

水防活動時にはライフジャケットを着用し、安否確認のため、災害時でも利用可能な通信機器を携行するとともに、ラジオを携行する等、最新の気象情報等を入手できる状態で水防活動を実施する。

第2 水防非常配備体制の基準

1 出動準備

(1) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき、かつ出動の必要が予測されるとき。

(2) 気象状況等により危険が予知されるとき。

2 出動

(1) 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。

(2) その他被害発生のおそれがあるとき。

3 警報の伝達

水防法に基づく予報又は警報の伝達を受けた場合、水防管理者が必要と認めたときは、水防関係機関等にこれを伝達するとともに、次の方法により住民に周知する。

(1) 消防署（筑西広域消防本部）

サイレンの吹鳴、広報車等による市内巡回伝達等、周知の徹底と消防団に対する連絡の徹底

(2) 消防団

サイレンの吹鳴、巡回広報等による周知の徹底

(3) 市

防災行政無線の利用、広報車等による市内巡回伝達を実施し、住民への周知徹底

4 応援

水防法第16条の規定に基づき水防管理者は緊急の必要のあるときは、他の水防管理者、市長（本部長）、消防団長に対し応援を求めることができる。

5 避難のための立退き

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、水防管理者は水防法第22条の規定により必要と認められる区域の居住者に対し、消防車、広報車等により立退き又はその準備を指示するとともに警察署長に通知する。これらを実施するため水防管理者は、警察署長、その他関係機関と協議の上、事前に避難計画を作成して周知しておく。

6 水防報告と水防記録

災害対策本部長に報告する事項は次のとおりとし、作成した記録は、これを保管しなければならない。

(1) 天候状況並びに警戒中の水位観測表

(2) 警戒出動及び解散命令の時刻

(3) 消防団員（水防員）又は消防機関に属する者の出動の時刻及び人員

(4) 水防作業の状況

(5) 堤防、その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果

(6) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分

(7) 水防法第21条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所

(8) 障害物を処分した数量及びその理由並びに除去の場所

(9) 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者氏名とその理由

(10) 応援の状況

(11) 警察及び自衛隊の援助状況

(12) 立退きの状況及びそれを指示した理由

(13) 現場指揮者名

(14) 水防関係者の死傷の有無

(15) 殊勲者及びその功績

(16) 今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見

(17) 堤防、その他の施設について緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況

(18) 居住者の出動状況

(19) その他必要な事項

7 水防解除

水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ水防警戒の必要がなくなったときは、市長（本部長）は、水防解除を命ずるとともに、広報等によって一般に周知し、また関係機関にも連絡するものとする。

8 水防顛末の報告

水防が終結したときは、市長（本部長）は、遅延なく水防顛末報告書の必要事項をとりまとめ、県に報告するものとする。

4－6 交通計画

災害により道路、橋梁等の道路施設に被害が発生し、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、又は交通の混乱により応急対策に支障をきたすおそれがあるときの交通規制並びにこれに関連した応急の対策は、本計画に定める

第1 交通応急対策計画

災害時における交通の安全、緊急輸送の確保のための交通応急対策については、道路管理者（市道においては市長）、公安委員会、警察その他関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところにより実施する。

1 被災情報及び交通情報の収集

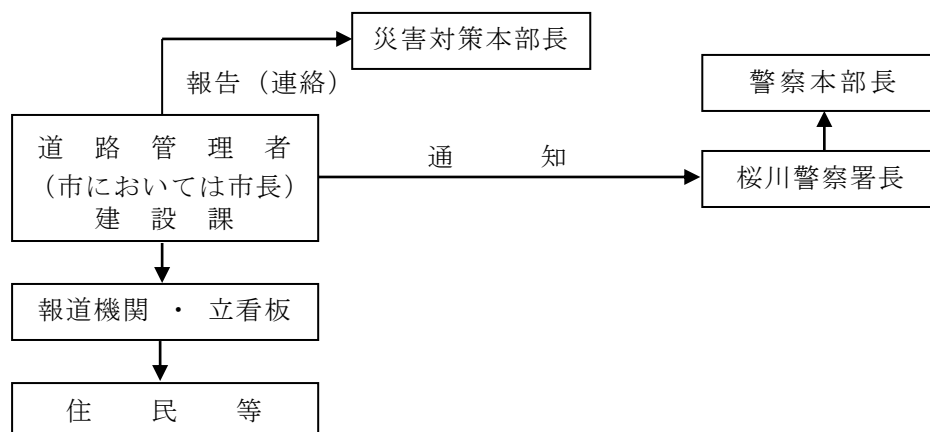
風水害等の発生後、道路管理者は緊密に連携して、所管する道路について点検を行い、被災状況を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

2 交通の確保

道路管理者は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

（1）道路法第46条に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊、欠壊、その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行い、規制を行うときは、その内容を下図により通知するとともに、住民等に周知させるように努める。



（2）市が管理する道路

ア 道路、橋梁等

- (ア) 警察官、建設課において随時巡視し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努める。
- (イ) 危険箇所、災害箇所を発見した場合は、被災状況を調査するとともに直ちに桜川警察署と協議し、必要な交通規制を行い、これに係る迂回路等を指定して交通の安全確保を図る。
- (ウ) 危険箇所、災害箇所については、各管理機関のもとに緊急措置を行い速やかに交通を確保する。

(エ) 電力・通信・水道、その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関に通報するとともに、桜川警察署と協議し必要な交通規制を行う。通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める業務計画により、応急措置を行い速やかに交通を確保する。

(オ) 市内の主要道路のうち、災害を受けやすい箇所、代替道路を調査し、あらかじめ実態を把握する。

イ 危険箇所の選定

市長（本部長）は、桜川警察署長と協議して交通の危険が発生するおそれのある区間をあらかじめ選定する。

ウ 危険区間台帳の整理

市長（本部長）は、前項により選定した区間について危険区間台帳を作成し、1部を桜川警察署長に送付する。

エ パトロールの強化

災害時においては危険区間のパトロールを強化する。

オ 通行の禁止・制限

市長（本部長）は、災害時に交通の危険が生ずると認められる場合は桜川警察署長と協議の上、必要な通行の禁止又は制限措置をとり、道路法第45条に規定する道路標識を設置する。

カ 放置車両や立ち往生車両等の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

キ 情報の収集及び交換

市長（本部長）は、桜川警察署長と協力して通行の禁止又は制限に必要な情報の収集及び交換に努める。また、情報担当者を指定して気象及び道路状況の情報収集に当たらせる。

道路管理者の行う通行禁止又は制限の実施については、道路法第46条の規定により道路管理者の適正な判断に基づき実施されるものであるが、主要道路管理者がそれぞれ定めている規制措置の実施基準又は要綱は、概ね次のとおりである。

実 施 者	範 囲	根 拠 法
国土交通大臣 知 事 市 長	1 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2 道路についての工事のため、止むを得ないと認められる場合	道路法第46条
県公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はおそれがある場合	災害対策基本法第76条 道路交通法第5条 道路交通法第6条

3 被災区域への流入抑制

道路管理者は、災害が発生した直後において、次により避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図る。

- (1) 道路管理者は、混乱防止及び緊急交通路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通規制等を実施する。
- (2) 道路管理者は、流入規制のための交通規制等を行う場合は、県と連絡を取りつつ行う。
- (3) 災害対策基本法に基づく交通規制〔災害応急対策期（発災時から4、5日ないし1週間程度）〕

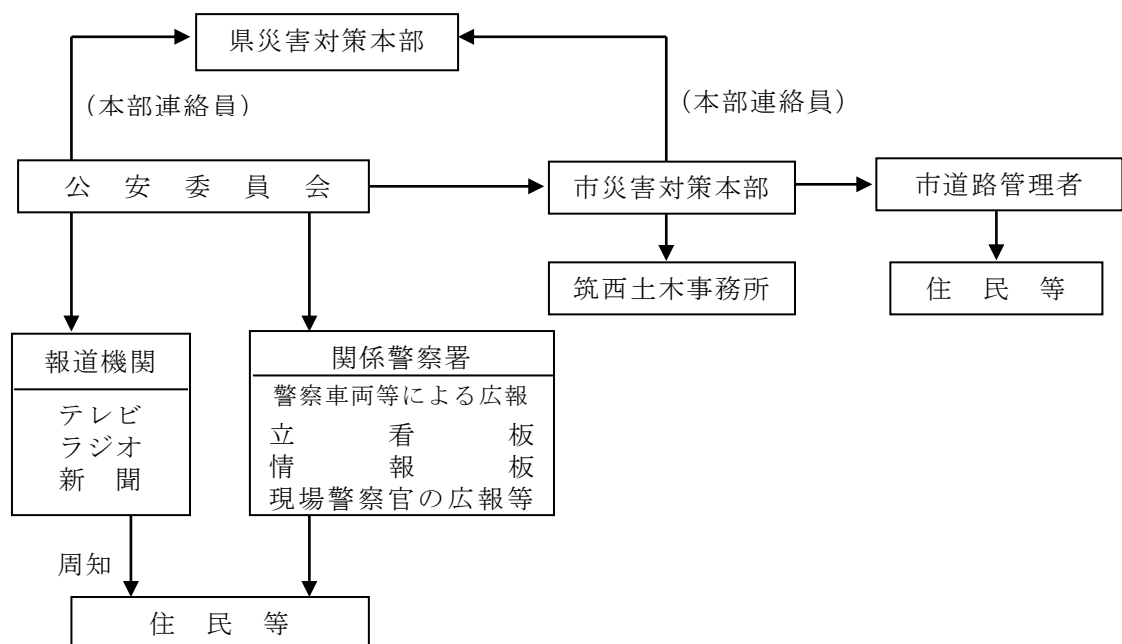
この時期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるため、道路管理者は、道路交通の実態を迅速に把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、交通管理者（警察署）は交通規制を迅速に実施する。

ア 規制を行う区域及び区間

道路管理者は、区域規制を被災地及びその周辺で、区間規制を当該被災地に至る複数のルートで行うが、関係機関が行う災害応急対策の進捗状況、道路交通の復旧状況等に応じて、区域規制を区間規制へ変更するなど臨機応変に規制を変更する。

イ 周知徹底

道路管理者は、災害対策基本法に基づく交通規制を行う場合、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は、始期）等について、垂れ幕、看板、交通情報板、警察車両をはじめ広報車両、現場警察官等あらゆる広報媒体を活用し住民等に周知する。



ウ 規制方法

道路管理者による規制は、災害対策基本法施行令に基づいて、次のいずれかの方法で行う。

(ア) 標示を設置して行う場合

標示は、交通規制の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に設置し、車両の運転者に対して、緊急交通路における交通規制の内容の周知に努める。

(イ) 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するためアの標示を設置する時間的余裕がない場合、又は標示を設置して行うことが困難な場合については、警察官の現場における指示により規制を行う。

エ 迂回対策

(ア) 道路管理者は、幹線道路等の通行禁止等を実施する場合、必要に応じて迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置する。

(イ) 道路管理者は、迂回路について安全対策のために必要があると認められるときは、大型車の通行禁止や速度規制等の交通規制を実施するほか、危険箇所がある場合は必要な表示を行う等の措置を講じる。

オ 広報活動

(ア) 道路管理者は、一般車両が被災地域に流入することにより交通渋滞に拍車をかけ、緊急通行車両の通行障害になることを避けるため、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報についてドライバーをはじめ広く市民への周知に努める。

(イ) 道路管理者は、ドライバー等への広報に当たり、警察車両等による広報、立看板、横断幕、情報板及び現場警察官等による広報等あらゆる広報媒体を活用する。

(4) 道路交通法に基づく交通規制〔復旧・復興期〕

この時期は、防疫、医療活動、被災者への生活物資の補給、ガス、電気、水道等のライフラインの復旧等の活動が本格化し、それらに並行して、道路の補修等も進み、復興物資等の輸送が活発化することから、道路管理者は、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り替える。

この際、道路管理者は、広域交通規制についても再検討を行い、規制の強化又は段階的な規制緩和や除外車両の取扱いなど、地域のニーズを把握しながら適正な交通規制の見直しを行う。

ア 規制期間

道路交通法に基づく交通規制を行うべき期間としては、一般的に災害発生後4、5日から1週間が経過し、概ね人命救助等の災害応急対策に一定の目途がついたときから、復旧・復興活動のために使用される車両に対する優先通行を必要としなくなるまでの間が適当であるが、道路管理者は、災害の規模、態様、被災状況及び道路の復旧状況等に応じた弾力的な運用を行う。

イ 規制ルートの設定

道路管理者は、規制ルートの設定について、復旧・復興活動に必要とされる交通需要を考慮して適切なルートを設定し、「復旧・復興関連物資輸送ルート」、「生活関連物資輸送ルート」等適切な名称を付して周知を行う。

ウ 規制内容

道路管理者は、道路交通法に基づく規制を行うに当たり、一般車両のほか、必要に応じて復旧・復興活動車両についても、車種制限及び台数制限等を行う。

(ア) 車種制限及び台数制限

道路管理者は、復旧・復興に係る交通需要を関係機関等から把握し、交通容量との関係を考慮して各制限内容を決定する。

(イ) 一般車両の通行制限

道路管理者は、復旧・復興活動の円滑化を図るため、原則として一般車両の通行を禁止し、事前にその趣旨、内容等について広報を徹底する。

(ウ) 規制内容の見直し

道路管理者は、復旧・復興段階において、道路及び橋梁等の復旧状況を随時把握し、規制時間、規制区間、規制車種等について、逐次見直しを図る。

4 道路の応急復旧作業

(1) 道路啓開の実施

ア 道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り、計画的に道路啓開を実施する。

イ 道路管理者は、被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送（交通）路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。

(2) 応急復旧業務に係る建設業者との連携

道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時の障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員・機材等を確保する。

4－7 保健計画

本計画では、被災地における被災住民の健康保持を図るための対策について定める。

第1 健康相談等

市は、筑西保健所と連携し避難所等を巡回して、避難者の健康状態について調査を行うとともに、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行うものとする。

第2 栄養指導等

市は、県及び栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、避難所での巡回相談、指導の実施及び栄養相談に関する活動を行うものとする。

具体的には次のとおり。

- 1 離乳期の乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の要配慮者への指導、相談
- 2 長期に食事管理が必要な糖尿病、腎臓病患者等の指導、相談
- 3 被災生活が長期にわたるに伴う食生活上の問題点（ビタミン・ミネラルの不足、繊維質の不足、高塩分食等）についてのケア
- 4 その他必要な指導、相談

第3 派遣要請

市は、災害の規模が大きく対応が困難であると判断した場合は、県を通じて他市町村等へ保健師等の派遣要請を行う。

第4 健康管理

1 被災者の精神状態の把握

- (1) 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- (2) 市は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

2 継続的要援助者のリストアップ

市及び県は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

3 関係機関との連携の強化

市及び県は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

第 5 食品衛生の確保

市は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努める。

4－8 文教対策計画

学校の施設が災したり、あるいは地域の避難施設となった場合等により、通常の教育ができなくなった場合は、関係機関と緊密に連携し児童生徒等の安全及び教育の確保をするものとする。

第1 児童生徒等の安全確保

1 情報等の収集・伝達

(1) 市は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、校長等に対し、被害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。

(2) 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、速やかにあらかじめ定めるところにより教職員に伝達するとともに、自らラジオ・テレビ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。

なお、児童生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮する。

(3) 校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、又は、そのおそれがある場合は、直ちにその状況を、市教育委員会、その他関係機関に報告する。

(4) 市及び各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。

2 児童生徒等の避難等

(1) 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難先等を迅速に指示する。

なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行う。

(2) 避難の誘導

校長等及び教職員は、避難を指示した場合は、児童生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。

なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市、その他関係機関の指示及び協力を得て行う。

(3) 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域ごとの集団下校、又は教員による引率等の措置を講じる。なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

(4) 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努める。

なお、この場合、速やかに市に対し、児童生徒数等その他必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるものとする。

(5) 保健衛生

市及び各学校は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努めるものとする。また、校長等は、災害時には、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講じる。

第2 応急教育

1 教育施設及び授業

市の教育委員会並びに私立学校設置者は、相互に協力して教育施設等を確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- (2) 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併又は二部授業を行う。
- (3) 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- (4) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館・体育館その他の公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用し授業を行う。
- (5) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
- (6) 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

2 教育施設の応急復旧対策

被害の発生した学校、幼稚園は、災害の多少を問わず次のような措置を講じる。

- (1) 被害の軽易な復旧については、学校（園）長が教職員の協力を得て応急復旧を行い、遅滞なく学校教育班に報告する。
- (2) 業者を必要とする被害の復旧については、学校教育班の指示を受け応急復旧を行う。
- (3) 被害を受けた部分については、本工事を実施する前に学校（園）長は、学校教育班の指示を受け、一時的な復旧作業を行う。
- (4) 被害の状況によっては、職員を派遣し、機能の回復に万全を期す。
- (5) 校舎が全壊した場合等は、教育計画に基づき、体育館の仮間仕切、仮便所等の設置等を実施する。
- (6) 被害の発生した公民館、歴史民俗資料館等社会教育施設及び文化財には、(2)に準じた措置を行う。

3 応急教育実施の予定場所

校長等は、教育施設や児童生徒等の被災状況によって教育実施に困難をきたしたときは、適当な教育施設を確保するため緊急にして適切な措置を講じるとともに逐次、実施の状況を学校教育班へ報告する。

4 応急教育方法

- (1) 校長等は、教育施設や児童生徒等の被災状況を確認し、安全にして適切な応急教育方法の措置を講じるとともに実施の状況を逐次学校教育班へ報告する。
- (2) 応急教育方法を実施するに当たり、次の事項に留意する。
 - ア 災害の状況に応じ、休校、短縮授業、二部授業、分散授業等の措置
 - イ 児童生徒等の通学の安全を期するための適切な措置と指導
 - ウ 児童生徒等の衛生、保健管理上適切な措置と指導

5 教材、学用品の調達及び配給の方法

- (1) 校長等は、災害により補給を要する教材、学用品の実数及び補給の状況を逐次、学校教育班に報告する。
- (2) 学校教育班は、桜川市災害対策本部及び茨城県災害対策本部と連絡を取り、被災並びに補給の状況を報告するとともに教材、学用品の確保並びに配給について適切な措置を講じる。
- (3) 通常の場合、県（教育庁・教育委員会、権限を委任された場合は市長）が、各校長等の協力を得て、調達から配分までの業務を行う。

6 給与の方法

- (1) 市長（本部長）は、各校長等からの報告により、学用品を一括購入し、各学校（園）長に配布する。
- (2) 前号により配布を受けた校長等は、これを児童生徒等に交付する。
- (3) 市長（本部長）は、学校教育班と被災の状況を調整する等、各学校相互間で不均衡にならないように配慮しなければならない。
- (4) 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

7 学校給食等の措置

- (1) 災害地域における学校給食の応急措置について、応急的に当該学校の児童生徒等に対して臨時的に政府あっせんの学校給食用脱脂粉乳及び小麦粉を使用して、学校給食を実施する場合は、茨城県教育委員会に協議する。
- (2) 学校給食の実施に当たっては、教育委員会はその実施校数、人員、給食種別（完全給食、補食給食、未実施の別）及び実施期間について県教育委員会へ報告する。
- (3) 応急給食の実施に当たっては、衛生管理に万全を期し食中毒等の事故が発生しないよう十分注意する。

8 児童生徒等の健康管理

- (1) 被災児童生徒等への心のケア
 - ア 教職員によるカウンセリング
 - イ 電話相談等の実施
 - ウ 教育相談センター、県精神保健福祉センター、こどもセンター等の専門機関との連携
- (2) 教職員の心の健康管理
 - ア グループワーク活動の展開
 - イ 災害救急医療チーム派遣制度の確立

9 教育実施者の確保

災害に伴い教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等により教職員の確保を講じるものとする。

(1) 被災教職員の裏付対策

- ア 複式授業の実施
- イ 二部授業の実施
- ウ 非常勤講師又は臨時講師の発令
- エ 教育委員会事務局職員の応援

10 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、教育委員会、学校は事前に次の措置を講じるものとする。

- (1) 市は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。
- (2) 市は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。
- (3) 避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- (4) 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
- (5) 避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。

4－9 労務供給計画

災害時において応急対策を実施する場合は、本市職員をもってこれらに充てるが、本計画は特定作業あるいは労力に不足を生ずる場合に労務の供給を受けるための計画とする。

第1 市労務要員の確保

労務者等の雇上げは、それぞれの応急対策実施機関において行うものとするが、災害対策本部における雇上げは、その職種等によって関係部が行うものとする。

1 雇上げの方法

- (1) 災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労務者等の雇上げは、茨城労働局を通じて行う。
- (2) 求人を受けた茨城労働局は、求職者のうちから適格者を紹介する。また、必要に応じて求人連絡により労働力の確保に当たる。

2 災害救助法による労務者の雇上げ

(1) 労務者雇上げの範囲

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の捜索
- カ 死体の処理
- キ 救援用物資の整理配分

(2) 期間

雇上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

第2 給与の支払

賃金等の給与額は、その時における雇上地域の慣行料金以内によることを原則とするが、法令その他により別に基準のあるものはこの限りでない。

第3 従事命令又は協力命令

災害応急対策を実施するための人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合、次に掲げる執行者は、災害対策基本法、災害救助法、警察官職務執行法、消防法及び水防法の定めるところにより従事命令又は協力命令を発することができる。

従事命令・協力命令の種類と執行者

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長、警察官
		災害対策基本法第65条第2項	

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 律	執行者
災害救助作業 (災害救助法に 基づく救助)	従事命令	災害救助法第 24 条	知事
	協力命令	災害救助法第 25 条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く 応急措置)	従事命令	災害対策基本法第 71 条第 1 項	知事 市長（委任を受けた場合）
	協力命令		
災害救助対策作業 (災害応急対策全般)	措置命令	警察官職務執行法第 4 条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防職員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者、消防団長、消防長

第 4 その他

- 1 医療、土木建設関係者等の雇上げに当たっては、被害状況を説明し従事作業用の器具等を持参させるようにする。
- 2 土木の応急復旧作業等は、その内容に応じて請負又は委託等適当な方法によるものとする。

4－10 地域の孤立対策計画

本計画では、大規模な災害により道路や通信が途絶し孤立した地域に対して、本市、県及び防災関係機関が一体となった対策を実施し、地域住民の安全確保を図ることを定める。

第1 孤立した場合の対応

1 市

- (1) 孤立した地域が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立や被災に関する情報を速やかに提供する。
- (2) 避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
- (3) 居住地や避難所が道路の寸断や土地の水没等により孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災行政無線、衛星携帯電話等の通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。
- (4) 医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。
- (5) その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

2 県

- (1) 市からの孤立情報を受けて、消防防災ヘリコプターの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。
- (2) 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
- (3) 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

3 電気通信事業者

- (1) 孤立した地域との連絡手段を確保するため、移動型無線機を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星対応の特設公衆電話を設置する。
- (2) 被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。

4 道路管理者

災害時相互応援協定に基づき建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

5 桜川警察署

安否確認、行方不明者の搜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

6 他機関の通信設備の利用

市長（本部長）及び知事は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第55～57条）。

また、市長（本部長）若しくは指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長若しくは知事は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第79条）。

使用又は利用できる通信設備

・警察通信設備	・航空通信設備	・鉄道通信設備
・消防通信設備	・海上保安通信設備	・電力通信設備
・水防通信設備	・気象通信設備	・自衛隊通信設備

4－1 1 医療・助産計画

災害のため、その地域の医療機能が麻痺、又は低下した場合や医療機関の診療能力を超える患者が発生した場合における医療及び助産対策について定める。

第 1 実施機関

- 1 市長（本部長）は、必要に応じて救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。
- 2 本市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- 3 2により知事が行う場合は、日本赤十字社茨城県支部（以下「日赤茨城県支部」という。）の長と締結した委託契約に基づき日赤茨城県支部が組織する救護班により実施し、必要に応じて県が組織する救護班、国立病院等で組織する救護班及び社団法人茨城県医師会（以下「県医師会」という。）が組織する救護班の応援を求めて実施する。

第 2 市の対応

市長が実施する医療及び助産は、次に掲げる場合とする。

- 1 災害救助法が適用された場合において、市長（本部長）の要請により知事が派遣する救護班が到着するまでの間
- 2 災害救助法が適用されない小災害の場合
- 3 災害救助法が適用された場合において、災害の状況により知事が市長（本部長）に委任したとき

第 3 実施の方法

災害救助法を適用する分については同法により、同法によらない分については同法に準じて行う。

第 4 救護所の設置

1 救護所を設置

- (1) 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
- (2) 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
- (3) 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合
- (4) 救護所の設置予定場所、名称、収容人員などをあらかじめ定めておく。
- (5) 地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地元医師会と協議の上、救護所を廃止する。

広域災害・救急医療情報システム参加医療機関（緊急告示医療機関）

	医療機関名	所在地	電話番号
桜川市	さくらがわ地域医療センター	高森 1000	0296-54-5100

2 救護班の編成

- (1) 救護班は、医師（班長）、看護師、補助員をもって編成する。
- (2) 救護班の数は、状況に応じ市長（本部長）が定める。
- (3) 救護班の事務処理に必要な帳簿は、次に掲げる。

- ア 救護班活動状況
- イ 医療実施状況
- ウ 助産台帳

- (4) 救護班の活動は以下の内容とする。

被災地に入った救護班は、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

発災後 3 日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等要配慮者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。

- (5) 市長（本部長）は、救護班の編成に当たって、必要に応じ、医師会に協力を要請する。
 - (6) 医療救護活動に従事する医療従事者が不足し、対応できない場合は、次の事項を明示して県に医療救護チーム・災害派遣医療チーム（DMA T 等）の派遣を要請するものとする。
- ア 必要人数
 - イ 期間
 - ウ 派遣場所
 - エ その他必要事項

3 医薬品等の供給

- (1) 品目

区分	期間	主な医薬品
緊急処置用	発災後 3 日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3 日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※ 市は、特に、発災後 3 日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

- (2) 調達方法

ア 市は、救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、筑西保健所等に要請し、補給を受ける。

イ 市は、医薬品の供給が自力では困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給あつせんを受ける。

ウ 市は、県内の医薬品卸売業者が、約3週間分の医薬品の在庫を有していることから、県を通じて流通在庫の活用を図り、医薬品卸協同組合、医理化機器協会等との連携を強化する。

(3) 搬送、供給方法

ア 市は、搬送に当たっては、あらかじめ定めた緊急輸送路を活用する。

イ 販売業者は、市域の集積拠点まで搬送し、市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努める。

第5 医療関係ボランティアの活用

災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

第6 在宅要医療患者の医療救護

- 1 市は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。
- 2 市は、医療機関での治療継続が必要な場合は、市内の医療機関若しくは県災害医療本部へ調整を依頼する。
- 3 医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて市災害対策本部に提供する。

4-1-2 危険物等災害防止対策計画

災害の発生に伴う、危険物施設等からの有害物質の漏えいに対処するとともに、付近の住民の避難誘導を迅速に行い、危険物等災害を最小限にとどめるために、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害の発生を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図ることを定める。

また、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

第1 危険物等流出対策

災害により危険物等施設が損傷し、河川等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合は、市及び県並びに危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

1 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、市、県等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

2 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

3 市の対応

市は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

4 地域住民に対する広報

災害等により危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため次により広報活動を実施する。

(1) 危険物等取扱事業所

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに市に必要な広報を依頼するものとする。

(2) 市

市は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

第2 火薬類

1 実施責任者

市長（本部長）及び火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者とする。

2 応急措置

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

- ア 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移して見張人をつけるものとする。
- イ 通路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じるものとする。
- ウ 火薬庫の入口、窓等を粘土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告するものとする。
- エ 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄するものとする。

3 市の措置

市は、施設管理責任者及び関係機関と緊密な連絡を取り立入検査を実施して災害の予防に努め、災害の発生のおそれがあるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入を禁止又は制限するとともに、区域内住民に対する避難、立退きの指示勧告又は救出、救護並びにその他必要な防災措置を実施するものとする。

市は、災害発生との連絡を受けた場合には、速やかに把握した被害状況等を県に報告する。

第3 高圧ガス

1 実施責任者

市長（本部長）及び高圧ガス製造業者等とする。

2 応急措置

(1) 製造業者等の措置

- ア 直ちに事業所内における火気の取扱を停止するとともに、製造施設等の異常の有無を点検する。
- イ 高圧ガスの製造施設、販売施設、貯蔵所、若しくは消費施設又は充てん容器等が危険な状態になったときは、適切な災害発生防止のための措置を講じる。
- ウ 製造施設等に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、直ちに関係機関に通知する。
- エ 必要な場合は、従業員及び付近住民に対し、危険状態にあることを周知し、退避するよう警告する。

3 市の措置

火薬類の応急措置に準ずる。

第4 石油類、毒物及び劇薬

1 実施責任者

市及び施設の所有者、管理者又は占有者とする。

2 応急措置

(1) 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置

- ア 施設内の使用火は完全に消火するとともに、状況に応じて施設内の電源は、保安経路を除いて切断するものとする。
- イ 施設内における貯蔵施設の補強並びに付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物資に対する保安措置を強化するものとする。
- ウ 施設内の消火設備を点検し、その機能を確認するものとする。

3 市の措置

(1) 立ち入り禁止地区の設定

被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と緊密な連絡を取り、立入禁止区域の設定をするとともに区域内住民に対する避難、立退きの指示・勧告をするものとする。

(2) 消防力の有機的運用

火災の防御は、消防班がその消防力を有機的に運用して実施する。特に火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣等を関係機関等に要請するものとする。

(3) 危険物の排除

流出、転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させるものとする。

(4) 立ち入り制限

漏油した場合、危険区域はロープ等で区画し、係員を配置するものとする。

第5 放射性物質

1 実施責任者

市及び施設の所有者又は管理者とする。

2 応急措置

(1) 施設等の措置

- ア 火災等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、医療機関等と緊密な連絡を取り、危険のある場所の認知及び放射線量の測定を併せて行い延焼防止に主眼をおき、汚染区域の拡大を防止するものとする。
- イ 大量放出又はそのおそれのある場合は、危険区域内の避難誘導に当たるとともに立入禁止区域を設定するものとする。

3 市の措置

火薬類の応急措置に準ずる。

4－13 燃料対策計画

災害時においても、庁舎の自家発電用燃料や応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。

このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を、迅速・的確に実施する。

第1 災害応急対策車両への燃料の供給

1 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

市は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、県石油業協同組合に対し、あらかじめ指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。

2 「災害時緊急給油票」の発行

市は、事前に指定のできない市外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。

3 緊急車両への燃料の供給

災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用人が専用・優先給油所において給油を行う場合には、あらかじめ定めるルールに従い給油を受けるものとする。

第2 燃料の確保

市は、重要施設や災害応急対策車両の燃料の調達が困難であると判断した場合には、県に対し燃料の確保を依頼する。

第3 住民への広報

市は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、住民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第5節 被災者生活支援

5－1 被災者の把握

災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

第1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

1 登録窓口の設置

市は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

2 避難者等の調査の実施

(1) 調査体制の整備

市は、救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

ア 調査チームの編成

イ 調査・報告方法の確立

(2) 調査の実施

市は、(1)に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。

第2 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した「被災者台帳」を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、災害救助法に基づき、県が支援を行ったときは、必要に応じて、被災者に関する情報の提供を要請する。

第3 り災証明書の発行

発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及びり災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく、り災証明書を発行する。

また、平常時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。

5－2 被災者のメンタルケア

本計画では、災害に伴い様々な精神症状に陥ることがある被災者が、精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、県や各関係機関との協力の上、速やかに的確な対策を講じることについて定める。

第1 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

- 1 呆然自失、無感情、無表情な状態反応
- 2 耐えがたい災害体験の不安による睡眠障害、驚愕反応
- 3 現実否認による精神麻痺状態
- 4 家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀状態
- 5 被災後、しばらくしても不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く心的外傷後ストレス症候群
- 6 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪積感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

第2 心的外傷後ストレス症候群（PTSD）の症状

上記の症状の中で、被災者が生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、心的外傷後ストレス症候群については、よりの確な対応をとるものとする。具体的には、次のような症状が、長期間続く。

- 1 災害のイメージ、思考、知覚を伴う、苦痛に満ちた回想、夢、幻覚が持続的に再体験される。
- 2 外傷に関連する刺激を回避しようとし、一般的な反応性（思考、活動、興味、人生の展望等）が鈍くなる。
- 3 覚醒の亢進を表す持続的な症状（不眠、怒り、集中困難、警戒心、驚愕反応）がある。

第3 メンタルケア

人は災害によって、「家」、「地域社会」、「家族」を失う危険性がある。このどれかを失った被災者にどのような援助ができるか、メンタルケアができるかを考える必要がある。

上記の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市は、県や各関係機関の協力を得て、次のような対策をできる限り、早い時期に講じるものとする。

- 1 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- 2 関係機関等による精神保健相談
- 3 各種情報を提供するための、避難所等における、被災者むけの講演会の実施
- 4 専門施設での相談電話の開設
- 5 広報誌及び情報広報誌等による、被災者への情報提供
- 6 小・中学校での児童生徒等への、精神的カウンセリング

第4 被災者に対する配慮

被災者に対し、次のことについて配慮することが必要である。

- 1 被災者が、現状認識にいたる時期までに、物心両面でのあらゆる人間的配慮を差し伸べる。
- 2 被災者が立ち直り、自立した生活ができるようになるまで支援する。
- 3 大規模な災害のあと当然生じる諸反応や立ち直りの問題について、被災者及び被災者と接触する者に対する支援を促進する。
- 4 被災後の適応が危ぶまれたり、障害が生じるような者に対して、個別的な手当を確保する。
- 5 社会精神医学面での手当と、その他の救援措置を組み合わせ提供すること。
- 6 被災者の多様性を認識して、それに応じた措置を講じること。
- 7 治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者に対して、市は県と連携し、県精神病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための体制を確保する。こうした病状の悪化した精神障害者を受入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、センター等に情報提供を行う。
- 8 災害後の期間を通じて被災者たち、その代表、さらにその地域社会の救援担当者に対する適切な配慮が、円滑かつ段階的に移行するよう計画し監視すること。なお、上記の事項は災害対策要員である本市及び防災関係機関の職員においても同様に考慮する必要があるため、本市においては災害時の職員の健康管理をメンタルケアも含めて実施するものとする。

第5 児童生徒等、高齢者、障害者、外国人に対する心のケア対策の実施

ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者に対して十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行うものとする。

【プレイセラピーとは】

子どもの心の問題の解決を手伝う方法として考えられた援助法で、子どもの心の様々な思いを、観察者が対象者と一緒に遊びながら、遊びや行動を観察し理解していく手法を用いる。

5-3 ボランティア団体等支援計画

大規模災害発生時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、市は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、市社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、行政が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

第1 各主体の役割

1 市社会福祉協議会の役割

災害が発生し、災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部と協議して災害ボランティアセンターを設置する。

なお、災害ボランティアセンターの設置・運営については、市社会福祉協議会を主体として、NPO法人等の各種団体、個人ボランティア等の協力を得て、共同方として組織する。

2 市の役割

(1) 災害ボランティアの受入れ体制の整備

市社会福祉協議会と協議し、災害ボランティアセンターを設置する場所を指定する。

(2) 災害ボランティアセンターの運営支援

ア 災害ボランティアセンターへ職員を派遣し、常駐させる。また、同時に市災害対策本部へ市社会福祉協議会職員を受入れ、相互の情報共有を図る。

イ 災害ボランティア活動に必要な情報を提供する。

3 災害ボランティアセンター

(1) 災害ボランティアセンターは、センターの運営や避難所などの施設運営に係るボランティア需要の把握を行う。

(2) 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関などへボランティア需要に基づいた情報の発信を行う。

(3) 駆けつけたボランティアの受入れ、登録を行う。

(4) ボランティア活動を支援する救援物資の確保、仕分けを行う。

(5) その他、ボランティア需要に基づいた活動を行う。

第2 災害ボランティアセンターの活動内容及びボランティアの区分

1 災害ボランティアセンターの活動内容

災害ボランティアセンターは、ボランティア活動のコーディネート（調整）等に必要な次の活動を行う。

- (1) ボランティア需要の把握
- (2) ボランティアの受入情報の発信
- (3) ボランティアの受付及び登録
- (4) ボランティア派遣希望の受付
- (5) ボランティア派遣調整
- (6) ボランティア活動情報の集約及び管理
- (7) ボランティア活動保険加入業務
- (8) その他のボランティア活動及び災害ボランティアセンターの運営に必要な業務

2 ボランティアの区分

ボランティアの区分は、次のとおりとし、各ボランティアを必要とする被災地域、避難所、被災者等に派遣する。

(1) 職能による区分

ア 一般ボランティア

専門知識・技術や経験、年齢性別に関係なく、労力、物資、場所、情報等を提供する。

イ 専門ボランティア

医師や看護師、被災建築物の応急危険度判定士、障害者や外国人等に対する専門的な知識や技能を活用するボランティア。また必要物資等の提供企業も含むものとする。

(2) 所属による区分

ア 個人ボランティア

組織や団体に属さず、個人として活動するボランティア

イ 団体ボランティア

何らかの組織や団体に属し、組織等の一員として活動するボランティア

5－4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

災害後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくためには、きめこまやかで適切な情報提供を行う。また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

第1 ニーズの把握

1 被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズの集約に努める。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

- (1) 家族、縁故者等の安否
- (2) 不足している生活物資の補給
- (3) 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- (4) メンタルケア
- (5) 介護サービス
- (6) 家財の持出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

2 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、市職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- (1) 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- (2) 病院通院介助
- (3) 話相手
- (4) 応急仮設住宅への入居募集
- (5) 縁故者への連絡

3 被災者情報の把握、情報の共有化

被災者台帳の積極的な作成・活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を市と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

第 2 相談窓口の設置

1 総合窓口の設置

市は、総合窓口を速やかに設置し、県、他市町村、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

この総合窓口は、被害の程度の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

2 各種相談窓口の設置

市は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

- (1) 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- (2) 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- (3) 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- (4) 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- (5) 外国人（安否確認、震災関連情報等）
- (6) 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）
- (7) 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- (8) 消費（物価、必需品の入手）
- (9) 教育（学校）
- (10) 福祉（障害者、高齢者、児童生徒等）
- (11) 医療・衛生（医療、薬、風呂）
- (12) 廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体）
- (13) 金融（融資、税の減免）
- (14) ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）
- (15) 手続き（り災証明、死亡認定等）
- (16) 複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）

第 3 生活情報の提供

市は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を各種媒体を活用して積極的に提供する。

第 4 保険や共済制度の活用

保険や共済制度は、災害等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市は、それらの制度の普及促進に努める。

5－5 生活救援物資の供給

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、住民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、食糧、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行うものとする。

第1 給水計画

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、本計画の定めるところによる。

なお、次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。

- ・被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定すること
- ・保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を盛り込むこと
- ・水道事業者等が果たす役割、市が果たす役割、自治会等による住民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定めること
- ・高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援方策を盛り込むこと
- ・継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにすること
- ・応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること

1 実施機関

- (1) 飲料水の供給は市長（本部長）が行う。
- (2) 本市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- (3) 水道施設の応急復旧は、水道事業者が行う。

2 飲料水の供給

災害救助法が適用された場合の飲料水の供給は同法及びその運用方針によるものとし、その概要は次のとおりであるが災害救助法が適用されない場合においても、これに準じて実施するものとする。

水道班は、浄水場、配水池、耐震性常時通水型貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応する。

(1) 実施内容

ア 飲料水の供給を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

イ 飲料水供給の方法

(ア) 水道水の搬水給水

企業水道、簡易水道、会社及び個人等が所有する水道から給水タンク、補助タンク等をもって搬水し消毒の上給水を実施する。

(イ) ろ水器による給水

水道水の搬水給水を補う方法として、県、近隣市町村、その他関係機関が所有するろ水器を利用してろ水し、薬品による消毒、検水ののち応急的に給水する。

(ウ) 要配慮者への配慮

高齢者等の要配慮者等への給水については、運搬等の支援に配慮する。

ウ 飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認により、期間を延長することができる。

エ 供給のため支出できる費用

飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、ろ過器その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費として、当地域における通常の実費とする。

オ 給水量

水道班は、災害発生から3日以内は、1人1日3リットル、10日までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

カ 給水方法

(ア) 飲料水は、概ね次の方法によって供給し、又は確保する。

- a 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、タンク車又は容器により運搬供給する。
- b 飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、次亜塩素酸ナトリウム溶液を投入し、又は支給して飲料水を確保する。
- c 高齢者等の要配慮者等への給水については、運搬等の支援に配慮する。

(イ) 水道班は、必要な人員、資機材等が不足するときは、「茨城県水道災害相互応援に関する協定」等による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

- a 給水を必要とする人員
- b 給水を必要とする期間及び給水量
- c 給水する場所
- d 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量
- e 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
- f その他必要な事項

キ 応急給水の広報

応急給水実施について、給水の時間や場所などの内容を広報する。広報は、放送等のほか、文字情報等を活用し、確実に伝達できる方法を併用し実施する。

時系列 \ 内容	期 間	1 人当たり水量 (ℓ/日)	水量の用途内訳	給水方法と 応急給水量の想定
第 1 次給水	災害発生から 3 日間	3	生命維持のため 最小限必要量	自己貯水による利用と併せ 水を得られなかった者に対 する応急拠点給水
第 2 次給水	4 日目から 10 日まで	20	調理、洗面等最低限生 活に必要な水量	自主防災組織を中心とする 給水と応急拠点給水
	11 日目から 21 日まで	100	最低限の浴用洗濯に 必要な水量	復旧した配水幹線・支線に設 置する仮設給水管からの給 水
第 3 次給水	22 日から 28 日まで	被災前水量 (約 250ℓ)	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水共 用栓の設置

※ 期間は、水道が 4 週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

市内における給水拠点及び給水能力

上水道の状況

(平成 30 年)

年間配水量 (m³)	年間有収水量 (m³)	有 収 率 (%)	1 日最大 配水量 (m³)	1 日平均 配水量 (m³)
4,266,613	2,740,598	64.23	13,219	11,689

資料：水道課

給水タンク等配備状況

給水タンク		
容量 (ℓ)	個数	合計 (ℓ)
1,000	3	3,000
500	7	3,500
300	3	900
200	4	800
100	2	200
20	21	420
11.5	2	23
9	3	27

非常用水袋 (10L 用)	非常用発電機
3,000	6

浄・配水場一覧

岩瀬		真壁		大和	
施設名	容量 m ³	施設名	容量 m ³	施設名	容量 m ³
富谷配水場	2,800	真壁浄水場	—	羽田配水場	576
友部配水場	380	真壁配水場	2,500	本木配水場	74
犬田配水場	350	—	—	大曽根浄水場	180
亀岡配水場	354	—	—	高久浄水場	656
堤上浄・配水場	294	—	—	—	—
池亀配水場	242	—	—	—	—
猿田第1配水場	262	—	—	—	—
猿田第2配水場	56	—	—	—	—
門毛第1配水場	102	—	—	—	—
門毛第2配水場	65	—	—	—	—
大泉配水場	134	—	—	—	—
11 施設	5,039	2 施設	2,500	4 施設	1,486

3 検査の実施

市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請する。

第2 食糧供給計画

災害により食糧の配給販売機関等が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者に対し応急的な炊き出しを行い、又は住家に被害を受けたため一時縁故先等へ避難する者に対し必要な食糧品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護する計画とする。

1 実施機関

- (1) 食糧の供給は、市長（本部長）が実施する。
- (2) 本市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- (3) 救助法が適用され応急食糧が必要と認める場合、市長（本部長）は、あらかじめ知事から指示されている範囲で、知事を通じ水戸食糧事務所長又は政府食糧を保管する倉庫の責任者に対し、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領（昭和61年2月10日付食糧庁長官通達）」に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請する。

2 食糧の調達

市が備蓄している食糧を供出することはもとより、さらに不足が生じたときは、あらかじめ協力を依頼している食品製造業及び小売業等関係業界から食糧を調達し供給を行う。

(1) 食糧調達

被災者に対する食糧の供給について第1次的には本市の備蓄食糧を活用し、なお不足する場合、又は備蓄品以外の食糧等を必要とする場合は、市内の販売業者等から調達する。なお、調達が困難な場合には、知事にそのあつせんを依頼するが、連絡がつかない場合は、「災害救助法が発効された場合における災害救助法用米穀の緊急引渡に関する協定書」に基づき、当該地域を管轄する農政事務所に対して、災害救助用米穀の引渡しを要請する。

3 食糧の給与

市は、あらかじめ定めた食糧供給計画に基づき、被災者等に対する食糧の調達、供給を行う。

(1) 県、近隣市町村への協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食糧の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

ア 食糧の供給要請等

被災者等への食糧の供給に備え、備蓄倉庫に次の食糧を備蓄する。

主食／食	缶詰かゆ／缶	粉ミルク／缶	乾パン／缶
2,000	150	20	480

市は、食糧の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して県に供給あつせんを要請する。

- (ア) 供給あつせんを必要とする理由
- (イ) 必要な品目及び数量
- (ウ) 引渡しを受ける場所及び引渡責任者
- (エ) 荷役作業者の派遣の必要の有無
- (オ) その他参考となる事項

(2) 食糧の集積地

食糧の集積については、市はあらかじめ定めた救援物資集積場所を活用し、調達した食糧の供給を行うものとする。市は、集積場所ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期するものとする。

(3) 食糧の供給

食糧の集積については、市はあらかじめ定めた救援物資集積場所を活用し、調達した食糧の供給を行うものとする。

ア 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。

イ 配分漏れ又は重複支給の者がいないようにするため、組又は班等を組織し、各組に責任者を定めるものとする。

(4) 供給品目

米穀（米飯を含む。）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、高齢者、乳幼児に対する炊き出しその他による食品の供給は、温かなもの、軟らかなもの、ミルク等配慮したものを給与するものとする。

(5) 供給対象者

ア 避難所等に収容された者

イ 住家の被害が全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事ができない者

ウ 通常の供給機能が一時的に阻害混乱し、主食の供給を受けられない者

(6) 炊き出しその他による食品給与費の経費及び限度額

ア 経費内容

主食費、副食費、燃料及び雑費

イ 限度額

アの経費のうち雑費を除く合算額が災害救助法の定める1人1日の金額を限度とする。

ウ 炊き出し

炊き出し場については、被害の状況及び避難所の開設状況を考慮の上、資料編「5 避難施設」の中から選定するが、必要に応じてこれ以外の場所についても炊き出し可能とする。

エ 炊き出し要員

食糧供給は、福祉班が担当するが、炊き出し作業については日赤奉仕団、各種婦人団体、ボランティア、避難者等の協力を得て実施する。

オ 炊き出し用具の調達

炊き出し用具は、市の備蓄器具を使用し、借上げできないものについては適宜、現地において調達する。

(7) 炊き出しその他による食品給与の期間

炊き出しその他による食品給与の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内において3日以内を現物により支給する。

4 協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食糧、生活必需品等の給与の実施が困難と認めたときは、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

第3 衣料・生活必需品等供給計画

災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与するものとする。

1 実施機関

- (1) 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与は市長（本部長）が行う。
- (2) 本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村・県・その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2 実施の方法

災害救助法を適用する分については同法により、適用のない分については同法に準じ、福祉班で行う。

(1) 給与又は貸与品目

ア 供給対象者

全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 物資供給範囲

災害のため供給する衣料、生活必需品等の物資は、次に掲げるもののうち必要と認めた最小限度のものとする。

- (ア) 寝 具 就寝に必要な最小限度の布団又は毛布等
- (イ) 外 衣 普通衣、作業衣、運動靴等
- (ウ) 肌 着 シャツ・ズボン下・パンツ等
- (エ) 身 廻 品 タオル・手拭・洗面具等
- (オ) 炊事道具 鍋・釜・包丁・バケツ等
- (カ) 日 用 品 石けん・塵紙・歯ブラシ・歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取り線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等
- (キ) 食 器 茶わん・汁わん・皿・はし、スプーン、紙コップ、ほ乳ビン等
- (ク) 光熱材料 マッチ・ローソク・カセットコンロ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等附属器具等
- (ケ) その他（ビニールシート等）

ウ 備蓄物資

被災者への供給に備え、次の物資を備蓄する。

毛布／枚	タオル／枚	哺乳瓶／本	トイレ紙ロール	飲料水袋／枚
810	570	20	240	1,000
生理用品／個	紙おむつ／枚	成人おむつ／枚	懐中電灯／組	仮設トイレ
3,200	640	225	90	10 (3)

※ 仮設トイレの（ ）内については、要配慮者用トイレ数を計上

エ 物資の調達

被災者に対する物資の供給については、第1次的には本市の備蓄品を活用し、なお不足する場合、又は備蓄品以外の品目を必要とする場合には、調達協定業者や小売業者から調達する。ただし、災害の規模等により本市のみで対応できないときは、知事に対して物資の調達を要請する。

また、市は調達協定業者と連絡を密にし、物資調達可能数量の常時把握に努める。

オ 物資の給与又は貸与期間

衣料、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から 10 日以内とする。

カ 物資及び救援物の輸送配分

調達された物資は、災害の状況等を考慮し、その都度被害状況別、避難所別、世帯別に配分計画をたてて支給する。

救援物資は、集積場で受付、仕分け等の業務を行い、市職員により配分計画に基づき、被災者に配分する。仕分け、配分等に際しては、ボランティア等に協力を求める。

なお、個人からの救援物資の受入れに関して、次の事項について福祉班を通じて呼びかける。

(ア) 救援物資の送付は依頼品目に限定し、可能な限り義援金による支援に替える。

(イ) 荷物には、物資の内訳及び数量等を明記する。

(ウ) 腐敗しやすい生鮮食糧品の送付は行わない。

(2) 記録簿等の作成

給与又は貸与の実施には、責任者を定め給貸与の記録簿、受領書等を整理保存する。

5－6 要配慮者安全確保対策計画

災害時に、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になる要配慮者に対し、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行う。

なお、市は、あらかじめ定める避難情報の提供方法や支援対策をマニュアル化し、適切な避難支援ができるよう努める。

第1 実施機関

- 1 要配慮者関連施設入所者等に対する安全確保対策は、施設管理者が実施する。
- 2 在宅要配慮者に対する安全確保対策は、市長（本部長）が実施する。
- 3 市のみで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第2 状況把握の早期実施

在宅や避難所で生活する災害弱者への安全確保対策を的確に行えるよう、状況把握を早期に行う。

1 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の確保

要配慮者に対する応急救助活動の実施に当たっては、地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保する必要がある。

2 要配慮者関連施設入所者等に対する安全確保対策

（1）救助及び避難誘導

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等の安全かつ速やかな救助及び避難誘導を実施する。

市は、施設管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、近隣市町村に応援を要請する。また、近隣の要配慮者関連施設、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請する。

（2）搬送及び受入先の確保

施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

市は、施設管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、他の要配慮者関連施設に受入先を確保する。

（3）食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市に対し応援を要請する。

市は、施設管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

施設管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の要配慮者関連施設及び市に対し応援を要請する。

市は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の要配慮者関連施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

市は、被災した施設入所者等や他の施設に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

電気・ガス・水道等の各ライフライン事業者は、要配慮者関連施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

第3 避難誘導対策

1 避難行動要支援者名簿による情報共有

災害時は避難行動要支援者名簿について、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や安否確認を迅速に行う。

2 避難誘導体制

自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等の避難支援等関係者の協力を得て、要配慮者に迅速に避難準備・高齢者等避難開始等を伝達するとともに避難準備行動及び避難誘導及び安否確認を行う。

第4 在宅要配慮者に対する安全確保対策

1 安否確認、救助活動

在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員・児童委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。

2 搬送体制の確保

要配慮者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や要配慮者関連施設所有の自動車により行う。

3 要配慮者の状況調査及び情報の提供

民生委員・児童委員・ホームヘルパー・点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等、及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、住宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

4 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した食糧・飲料水・生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

なお、市は、福祉避難所の食糧品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行うものとする。

5 保健・医療・福祉巡回サービス

市は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

6 保健・医療・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

第5 児童に係る対策

- 1 市は県とともに、孤児、遺児等の保護を必要とする児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- 2 市は県とともに、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行う。

第6 外国人に対する安全確保対策

1 外国人の避難誘導

語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

2 安否確認、救助活動

警察、近隣住宅（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

3 情報の提供

（1）避難所及び在宅の外国人への情報提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ・情報誌などの発行、配布を行う。

（2）テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット（ホームページ、メール）等を活用して外国語による情報提供に努める。

4 外国人相談窓口の開設

速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

また、市は「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

なお、支援活動においては外国人旅行者についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。

第7 避難所等での配慮

- 1 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに安否確認を行う。
- 2 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分配慮する。
- 3 視覚・聴覚障害者に対しては、的確な情報が伝わるよう配慮し、情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては文字又は手話等による情報提供を行うよう努める。
- 4 避難所において、車椅子や粉ミルク等の要配慮者の生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う。
- 5 避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所や入院、公的住宅等への一時避難ができるよう事前に協定等を締結しておくよう努める。
- 6 仮設住宅への収容や公営住宅の入居に際しては、要配慮者世帯を優先して入居させる。

5－7 帰宅困難者対策計画

本計画では、災害発生時において、帰宅が困難な通勤・通学者、出張者、旅行者等に対して配慮した災害応急対策の実施を定める。

災害発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

また、市は帰宅困難者のための避難所を定めるものとする。

第1 各機関の取組み

帰宅困難者対策は、一人ひとりの心がけが大切であるところから、市は事前に通勤・通学者を中心にリーフレット・ポスターによる普及啓発を行い、発災後、被災した帰宅困難者の迅速な把握に努める。

また、帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため、市は帰宅困難者に対して必要な情報を提供するものとする。なお、帰宅困難者がむやみに移動を開始し混乱することのないよう、対応を徹底する。徒歩や代替交通手段等での帰宅が困難なものに対しては、旅館やホテルの借り上げによる一時的な避難所の手配を実施する。

1 市の取組み

(1) 普及啓発

市は、企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 備蓄の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(3) 情報提供

市は、交通事業者との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

(4) 交通事業者との連携体制の整備

市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。

2 企業の取組み

(1) 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間とどめるよう努めるものとする。

(2) 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分、出来れば1週間分程度の必要な水、食糧、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

(3) 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、安全対策等の環境整備に努めるものとする。

(4) 事業継続計画（BCP）等への位置づけ

企業等は、事業継続計画（BCP）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

(5) 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話がふくそうすることを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171、SNS等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

(6) 市、自主防災組織等との連携

企業等は、市や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。

第2 大規模集客施設の取組み

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

5－8 義援物資対策

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受入れ、迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。このため、被災地が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。

第1 義援物資の供給

- 1 各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。
- 2 各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、市ホームページ等を通じて情報発信する。
- 3 ボランティア等との連携、協力し、必要物資を迅速に被災地へ届ける。
- 4 早期に民間輸送業者の協力を依頼し、迅速かつ効率的な配布を行う。
- 5 協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資等を提供する。
- 6 受入物資を配布するとともに、物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。

第2 義援物資の受入れ及び保管

受入れ・照会窓口を開設し、受入れ要員を配置するとともに受入れ物資リストを作成する。受入れた物資は、集積拠点に輸送し保管する。

5－9 愛玩動物の保護対策

災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう必要な措置を講じるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。

第1 市の役割

1 動物同伴施設の設置

市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受入れられるよう配慮する。

2 相談窓口の設置

被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を生活環境課に設置する。

3 避難訓練時の配慮

避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。

第2 飼い主の役割

- 1 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。
- 2 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

5－10 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

第1 郵便関係

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む。）の料金免除を実施する。
なお、取扱いは日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社は、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受局はすべての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。

4 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することができる。

5 郵便局窓口業務関係

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

第 6 節 災害救助法の適用

被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。

第 1 被害状況の把握及び認定

救助法の適用に当たっては、被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

1 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯を 1 世帯とし、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については 1 / 2 世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては 1 / 3 世帯とみなして算定する。

2 住家の滅失等の算定

（1）住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 70% 以上に達した程度のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のもの。

（2）住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 20% 以上 70% 未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のもの。

（3）住家の床上浸水

（1）及び（2）に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

3 住家及び世帯の単位

（1）住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ 1 住家として取扱う。

（2）世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第 2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条に定めるところによるが、本市における適用基準は、次のいずれかに該当する場合である。

- 1 基準1号（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号）
市の住家滅失世帯数が、下表の基準に達したとき。

市 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
42,632 人（平成27年国勢調査）	60 世帯

- 2 基準2号（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が下表の基準に達したとき。

市 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
42,632 人（平成27年国勢調査）	30 世帯

- 3 茨城県の地域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上である場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- 4 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

第3 救助法の適用手続き

- 1 市長（本部長）は、本市における災害が前記「第2 救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、法の適用について協議する。
- 2 市長（本部長）は、前記「第2 救助法の適用基準」の3の後段及び4の状態で被災者が現に救助を要する状態にある場合は、救助法の適用を要請しなければならない。
- 3 災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

第4 救助法による救助の種類

1 救助の実施機関

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。

なお、市長（本部長）は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告することとする。

2 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、資料編「災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりである。

第 5 救助法に基づく救助費用の申請及び補助申請

1 救助法に基づく救助費用の申請

救助法に基づく救助実施の費用は、請求書に経費支払証拠書類の写を添えて、知事に申請する。

2 救助法が適用されない場合の災害救助費用の補助申請

救助法が適用されない場合において、市長が、被服、寝具等の生活必需品の給付（生活必需品購入のための金銭給付を含む。）又は災害による死亡者の埋葬を実施した場合は、茨城県り災救助基金管理規則（昭和 46 年茨城県規則第 39 号）の定めるところにより、知事に要した額の補助申請をする。

第7節 応急復旧・事後処理

7-1 建築物の応急復旧

災害の発生により破損した建築物が、引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅の提供又は応急修理を行い保護していくものとする。

第1 建築物等の応急危険度判定

本計画では、大規模な災害により被災した建物等が引き続き安全に利用できるかどうかを判定し、二次災害の発生防止を図ることについて定める。

1 応急危険度判定の基本事項

（1）判定実施の判断

市長（本部長）の判定実施の決定により、都市整備班に「判定実施チーム」を設置し、応急危険度判定士の協力により判定活動をする。

（2）判定基準

「被災建築物応急危険度判定マニュアル」による応急危険度判定調査票を適用する。

（3）判定ステッカー

「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に定められた判定ステッカーを使用し、判定結果に基づいて調査建築物に貼り付ける。

2 応急危険度判定活動

（1）判定の対象

判定の対象建築物は、市長の定める判定街区の建築物とする。

（2）判定実施期間

判定実施時期及び作業日数は、概ね2週間程度とし、一人の判定士は3日間を限度に判定活動を行うものとする。

（3）判定の関係機関

市長（本部長）は、判定の実施主体として判定作業に関わる判定士の指揮、監督を行う。県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

3 判定士の派遣・派遣要請

（1）判定士の派遣

市長（本部長）は、災害の程度に応じて必要と認められる場合は、直ちに判定士の派遣を行う。判定結果の責任については、市が負う。

（2）判定士の派遣要請

市長（本部長）は、二次災害を防止するため、必要と認められた場合には、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

第2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった世帯に対する住宅の対策は、本計画の定めるところによる。

1 実施機関

- (1) 応急仮設住宅の供与は市長（本部長）が実施するものとする。ただし、救助法を適用したときは知事が行う。
- (2) 市又は県のみで実施が困難な場合は、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2 仮設住宅の建設

(1) 住宅対策の種類と順序

ア 災害直後に直ちに行う必要のあるもの

- (ア) 避難所の設置による被災者の応急収容
- (イ) 応急仮設住宅の建設供与、住宅の応急修理及び障害物の除去
- (ウ) 建築基準法による被災市街地の建築制限又は禁止及び応急仮設住宅に対する制限緩和の区域指定
- (エ) 住宅復旧資材の値上り防止及び資材の手当、あっせん

イ アの対策に引き続きできるだけ早く実施すべきもの

- (ア) 住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）による災害復興住宅の建設、補修及び一般個人住宅の災害特別貸付
- (イ) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による既設公営住宅の復旧（再建、補修）
- (ウ) 公営住宅法による災害公営住宅の建設
- (エ) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理の設計及び事業実施

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 実施機関

市は、被災者等への応急仮設住宅の建設、管理を実施する。なお、大規模災害等、市で対応が困難と考えられる場合には、県による建設を依頼する。また、救助法が適用された場合の被災者の応急仮設住宅の供与については、知事の職権の委任を受けて市長（本部長）が行う。

イ 実施の方法

救助法が適用されたときは、同法の基準により、適用にいたらない小災害の場合は、同法の基準に準じて行う。

ウ 供給対象者

- (ア) 住家が全焼、全壊又は流出した者であること。
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 自らの資力でもってしては、住家を確保することのできない者であること。

エ 設置戸数

全壊、全焼、流出世帯の合計数の3割以内とするが、状況によって、内閣府と協議する。

市は被災状況等をもとに必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。

オ 供給方法

- (ア) 市は、平常時から、業界の協力が得られるよう努めるとともに、あらかじめ建設可能な土地を把握する。
- (イ) 建設に当たっては、速やかに内閣府と協議するとともに、二次災害の危険がないよう配慮する。
- (ウ) 市は、大規模災害を想定し、あらかじめ広域的な団体等と協定を締結するほか、市は次の事項を可能な限り示して供給あっせんの要請があったとき、若しくは自ら必要があると認める場合に対応する。
- a 被害戸数
 - b 設置を必要とする戸数
 - c 調達を必要とする建設業者数
 - d 連絡責任者
 - e その他参考となる事項
 - ・ 除去した障害物の集積場所：被災地付近の空地に一時集積する。
 - ・ 建築資材及び必要機械器具については、市内の業者に依頼し調達する。建設業者は、市の指名競争入札参加者名簿等に登録されている業者とする。
 - ・ 建設及び管理者：災害公営住宅は、原則として市が建設し、管理する。

カ 住宅の構造

住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。

市は、必要に応じ、高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

キ 入居者の認定

「自らの資力では住宅を得ることができない者」とは、概ね次のような者をいい、十分調査し、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を聞く等、実情に配慮する。

入居対象者及び入居予定者の選考業務は、県が市の協力を得て行う。

- (ア) 住家が全焼、全壊、又は流出した者であること
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること
- a 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護者及び要保護者
 - b 特定の資産のない失業者
 - c 特定の資産のない未亡人、母子世帯
 - d 特定の資産のない老人、病弱者、身体障害者
 - e 特定の資産のない勤労者
 - f 特定の資産のない小企業者
 - g その他これに準ずる者

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先入居に努めるものとする。

ク 管理主体

応急仮設住宅の管理は、市の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じ県から委任された場合、市が行う。

ケ 生活環境の整備

(ア) 市は、仮設住宅の整備と併せて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進する。

(イ) 市は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細やかな対応に努める。

(3) 住宅の応急修理

ア 実施責任機関

市は、住宅が半壊又は半焼した者のうち、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施する。また、救助法が適用された場合における住宅の応急修理については、知事の権限の委任を受けて市長（本部長）が行う。

本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

イ 市は、建設業者が不足する事態の発生や、建設資機材を調達することが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示して、あつせん、調達を依頼する。

- (ア) 被害戸数（半焼・半壊）
- (イ) 修理を必要とする戸数
- (ウ) 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建設業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

ウ 実施の方法

救助法が適用されたときは次の基準により、適用されない小災害のときは、実情に応じ市長（本部長）がその都度決定する。

住宅の応急修理の対象基準は、応急仮設住宅の入居基準の例による。

(4) 空家住宅の確保

ア 対象

市営住宅のほか、県内各市町村の所有する空家

イ 募集

市及び提供する事業主体が募集を行う。

(5) 障害物の除去

ア 実施責任機関

市は、住宅等に流入した土砂等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。また、救助法が適用された場合における住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は、知事の権限を受けて市長（本部長）が行う。市は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限りの次の事項を示して応援を求める。

- (ア) 除去を必要とする住家戸数
- (イ) 除去に必要な人員

- (ウ) 除去に必要な期間
- (エ) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (オ) 除去した障害物の集積場所の有無
- (カ) その他参考となる事項

イ 実施の方法

救助法が適用されたときは同法により、適用されない小災害の場合は実情により市長（本部長）がその都度決定する。

障害物除去の対象基準は、応急仮設住宅の入居基準の例による。

(6) 住宅相談窓口の設置

都市整備班に住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

(7) 要配慮者に対する配慮

要配慮者向け応急仮設住宅の設置に努め、仮設住宅への収容や公営住宅の入居に際しては要配慮者がいる世帯を優先して入居させる。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

(8) 応急仮設住宅の管理

県と連携し、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。

7-2 ライフライン施設の復旧計画

災害発生に際し、ライフライン施設を防護し、住民の生活の安定を確保するための計画である。

第1 上水道施設

水道班は、災害の発生状況に応じて送水を停止するなど、必要な措置を講じるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

1 応急復旧の実施

(1) 大規模な災害による断水をできる限り短期間かつ狭い範囲にとどめ、市民生活への影響を最小限に抑えるため、取水、導水、浄水施設等の水源施設の十分な機能を確保し、水源地からの主要幹線の復旧を最優先し、次いで配水枝管と給水装置の順に復旧を進め、早急な給水の再開に努める。

(2) 宅地内給水装置の復旧は、給水装置の所有者等から修繕申し込みのあったものについて行うものとするが、次に掲げるものについては、申し込みの有無に関わらず、応急措置を実施する。

ア 配水管の通水機能（配水）に支障を及ぼすもの

（ア）漏水が多量なものの復旧

（イ）被災給水装置の閉栓

イ 路上漏水で、交通等に支障を及ぼすもの

ウ 建築物その他の施設に大きな影響を及ぼすおそれのあるもの

2 資機材、車両及び人員の確保

水道班の備蓄資機材及び車両をもって対応し、不足した場合は、市指定給水装置工事事業者の応援を求めるほか、配水管等については、メーカーの協力を求める。

3 災害時における広報

広報は、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行う。

市内の一部地域を対象とする広報は、水道班が広報車等により広報を行うが、被害が広範囲に及ぶときは、報道機関の協力を得て行う。

4 応援要請

市、市指定給水装置工事事業者で応急復旧体制を整えることが不可能な場合は、県を通じて、他の市町村に応援を要請する。

第2 下水道施設

下水道班は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講じる。

1 応急復旧の実施

(1) 終末処理場、ポンプ場

終末処理場、ポンプ場の機械・電気機器は、浸水等の被害を受けると施設全体が機能停止する危険が大きい。このため、本復旧までの一時的な機能の確保を目的として、管路の仮締切り、配管ルートの切り回し等の応急対策を実施する。

(2) 管渠

管渠施設の構造物、機能的被害程度を判断して、管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、可動式ポンプによる下水の排除、仮排水管の設置などの応急復旧を実施する。

(3) 排水設備

市民からの修理相談を受付ける窓口を設置し、修理の対応可能な施工業者を紹介する。

2 資機材、車両及び人員の確保

(1) 下水道施設の応急復旧に当たっては、関係業者の協力を得て行う。

(2) 資機材が不足する場合は、県に要請し、備蓄の提供若しくはその他関係業者からの調達の協力を求める。

3 災害時における広報

広報は、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行う。

市内の一部地域を対象とする広報は、下水道班が広報車等により広報を行うが、被害が広範囲に及ぶときは、報道機関の協力を得て行う。

第3 電力施設

災害に対処するため、電気事業者は、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期する。

1 災害対策組織の編成

電気事業者は、災害が発生又は発生のおそれがある場合、直ちに定められた防災体制を確立する。

2 電力供給の確保

電気事業者は、電力供給施設に災害等が発生し、停電した場合は、定められた系統運用要領により、迅速に復旧を行うとともに、速やかに電力供給施設等の被害状況の調査を行い、被害の拡大防止と応急復旧等電力供給に必要な措置を講じる。

3 他電力会社間の電力融通

電気事業者は、災害が発生し、電力供給に著しい不均衡が生じた場合は、「全国融通電力受給契約」、「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急融通を行う。

4 災害時における広報

電気事業者は、被害状況及び復旧状況に関して関係機関に連絡するとともに、当該地域への広報を行う。

5 対策要員等の確保

電気事業者は、防災体制が発令された場合、防災計画の出動計画に基づき、対策要員を確保する。なお、交通途絶等により出動できないものは、最寄りの事業所に出動する。

6 広域応援体制の確立

電気事業者は、対策要員等の確保、復旧資機材の確保、電力の融通など応急対策に関し、広域応援体制をとるよう努める。

7 設備の応急復旧

電気事業者は、自社で定めた応急復旧計画に基づき応急復旧を行う。

なお、復旧に当たり可能な限り、地区別の復旧予定時期を明示するよう努める。

第4 電気通信施設

1 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）	
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

※ 上記のうち特に重要なユーザ（緊急通信受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等）については、最優先での対応に努める。

2 復旧を優先する電気通信サービス

- (1) 電話サービス（固定系・移動系）
- (2) 総合デジタル通信サービス
- (3) 専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含）
- (4) パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）
- (5) 衛星電話サービス

3 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	1に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、2に示す復旧優先サービスの復旧のほか、避難所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他のサービスについては3日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引続きできるだけ迅速に行う。長くても10日以内*を目標とする。

* 激甚な災害等発生時は被災状況により最大約1ヵ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で、約2週間、東日本大震災の場合で約1ヵ月）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

第5 LPガス供給施設

1 LPガス販売事業者の措置

LPガス販売事業者は、事業所内及び供給先において災害発生の防止に努め、災害が発生したときは、桜川警察署及び消防本部等関係機関に協力し災害の鎮静に努め、災害が沈静化した後は、全力で復旧に努めるものとする。

(1) 広報活動

ア 消費先に対し、ガス栓閉止等の広報をするものとする。

イ 消費先に対し、L P ガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報するものとする。

(2) L P ガス供給施設の被害状況把握

L P ガス販売事業者は、安全点検を実施し、被害状況の把握に努めるものとする。

(3) 容器の回収（処分）

ア 使用後廃棄された不要容器による二次災害を防止するため、回収に努めるものとする。

イ 必要に応じて各種メディアを活用し、周知徹底するものとする。

(4) 被害復旧活動資機材の備蓄

ア 製造設備の資機材

架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対しては、各製造所において備蓄している復旧用資機材をもって対応する。

イ 導管材料

緊急時の初期復旧対策用としての各種材料は、各事業所、メーカー及び各工事会社等の貯蔵品で対応する。

ウ 車両・工作機械・計器類

非常時には工事会社から動員する。なお、必要に応じて県内の他の事業所が、被災事業所に諸機材を貸与し、緊急事態に対応する。

7－3 農地農業計画

各種災害に対する農林水産業関係の応急対策は、市、県、農政局、茨城森林管理署、その他関係機関の協力のもとに本計画の定めるところにより実施する。

第1 実施内容

1 農地

(1) 農地が被災し当該農地が湛水し自然排水を待つとき、復旧工事の施行又は農作物の生産に重大なる支障を生ずるおそれがある場合は、ポンプ排水工事及び堤防切開工事を行う。

(2) 農業用施設

ア 堤防

ため池堤防ののり崩れの場合における腹付工事及び土止杭棚工事を行う。

イ 水路

仮水路（素掘）木造置樋、木造掛樋、土管敷設工事及び揚水機工（応急）を行う。

ウ 頭首工

一部被害の場合は土のう積等を行う。完全被災における石積工、杭棚工、杵堰、そだ堰工及び揚水機工（応急）を行う。

エ 農道

特に重要な農道の必要最小限度の仮道、軌道及び仮橋の建設を行う。

2 農業

(1) 農作物の応急措置

災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

(2) 家畜の応急措置

ア 風害

(ア) 被害畜舎の早期修理、復旧に努める。

(イ) 外傷家畜の治療と看護に努める。

(ウ) 事故圧死病傷畜の早期処理により余病の併発を防止する。

イ 水害

(ア) 畜舎内浸水汚物の排除清掃を図る。

(イ) 乾燥後畜舎内外の消毒を励行する。

(ウ) 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、併せて病傷家畜に対する応急手当を受ける。

(エ) 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努める。

(オ) 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施する。

7－4 清掃計画

被災地におけるごみ及びし尿の収集、処理等の清掃業務を適切に行い、環境衛生の万全を期す。

第1 廃棄物処理の実施

被災地域におけるごみ処理、し尿くみ取り等の清掃は、市長（本部長）が実施する。ただし、災害の規模が大きく災害対策本部において処理できないときは、県又は隣接市町村に応援を求めて実施する。

1 計画の方針

災害時における廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の処理は、混乱の中で大量に収集、運搬及び処理を必要とするほか、処理施設の被害、通信、交通のふくそう等多くの困難が予想されるので、地域住民の保健衛生の確保及び環境の保全を図るよう迅速かつ適切に行うものとする。

2 実施責任者

被災地における清掃計画の樹立とその運営は、市長（本部長）が行うものとする。

3 状況の把握及び清掃計画

災害が発生した場合、職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努め、あらかじめ定める清掃計画に基づき仮設トイレの設置、廃棄物の収集、運搬及び処理、市民に対する広報等緊急清掃作業を実施する。

4 協力要請

状況により、市民自らによる処理及び集積場所への運搬を行うよう、広報等により協力を求めるものとする。また、ごみ、し尿等の処理が不可能な場合は、近隣市町村及び市内関係業者の応援を要請する。なお、近隣市町村等の応援、協力をもってしても困難な場合は、県に対して協力のあつせんを要請する。

第2 ごみ及びし尿等の処理

1 生活ごみの収集処理

- (1) ごみ処理施設の被害状況を把握し、応急復旧に努めるとともに、被災地における生活ごみを迅速かつ適正に処理を行うものとする。また、住民に対して、その内容を周知し、収集及び処理を実施する。
- (2) 災害廃棄物の処理についても、迅速かつ適正に行う。また、災害ごみが大量に発生した場合における仮置場については、岩瀬塵芥処理場とする。なお、極力分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努める。また、アスベスト等の有害物質の適切な処理にも努めるものとする。
- (3) 災害廃棄物の一時的仮置場を開設するときは、定期的な消毒を実施する。
- (4) 災害廃棄物の総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、県本部等に処理の応援を要請する。

ごみ焼却施設

組合名（構成市）	所 在 地	規 模	処理方式	使用開始年月
筑西広域市町村圏事務組合 （筑西市・結城市・桜川市）	筑西市下川島 658	240（t/日）	連 続	15. 3

※ 注 処理方式「連続」は連続燃焼炉である。

粗大ごみ処理施設

組合名（構成市）	所 在 地	規 模	処理方式	使用開始年月
筑西広域市町村圏事務組合 （筑西市・結城市・桜川市）	筑西市下川島 658	50（t/日）	併 用	15. 3

※ 注 処理方式「併用」とは、可燃性、不燃性粗大ごみを併せて破砕処理する施設である。

2 し尿処理

- （１）下水道施設及びし尿処理施設等の被害状況を把握して、その応急復旧に努めるとともに、水洗便所の使用制限等について住民に対し広報する。
- （２）下水道施設及びし尿処理施設等が復旧し、し尿等の計画的な処理が可能となるまでの間、住民に対し避難所又は地区ごとに仮設トイレの設置提供等必要な処理を講じる。
- （３）仮設トイレの排出量を考慮した、総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、県本部等に処理の応援を要請する。
- （４）消毒剤等の資機材の準備、確保

市は、仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

- （５）県等への応援要請

ア 市は、し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保に当たり、処理能力が不足する場合には、近隣市町村等に応援要請を行う。

イ 市は、近隣市町村等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な支援の要請を行う。

し尿処理施設

組合名（構成地区）	所 在 地	規模 kl/日	処理方式	竣工(使用開始) 年 月
筑北環境衛生組合 （笠間市・桜川市の内岩瀬地区・ 大和地区、筑西市の内協和地区）	桜川市長方 1245	100	標・脱	61. 3

3 死獣処理

死獣は、市が処理するものとし、処理できない場合には筑西保健所と協議の上、環境衛生上支障のない所で焼却等の処理をするものとする。

7－5 防疫計画

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等、悪条件下に行われるものであるから、迅速かつ強力に実施し、感染症の流行を未然に防止するため万全を期す。

なお、本計画に定めのない事項は、地震災害対策計画編第3章第7節7－4「防疫計画」の定めるところによるものとする。

第1 実施内容

防疫の実施に当たっては、特に次の事項に留意する。

- 1 事前に防疫体制を確立し、周到な計画を行う。
- 2 警戒体制を厳重にするとともに、災害発生時においては、組織的かつ有機的な活動を実施する。
- 3 災害時の防疫は、伝染病予防法（以下「法」という。）に基づき、市及び県が実施する。

第2 災害防疫の実施方法

災害防疫の実施方法の概要は、次のとおりである。

1 防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図るとともに、県の指示に基づき伝染病予防委員を選任し防疫活動に従事させる。

2 広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により地区組織を通じ広報活動の強化に努めるとともに、住民の社会不安の防止に留意する。

3 清潔方法及び消毒方法の実施

法第16条の規定による清潔及び消毒の方法は次によるものとし、使用する薬剤及び器具については速やかに整備拡充を図る。

（1）清潔方法

ア 実施に当たっては、道路、溝きょ、公園等公共の場所を中心に行う。

イ 各個人による清掃を原則とするが、状況に応じ市長（本部長）は適切な指導を行う。

ウ 収集したゴミ、汚泥、その他の汚物は、焼却埋没等衛生的に適切に処分する。この場合の取扱は廃掃法によるものとする。

（2）消毒方法

伝染病予防法施行規則（以下「規則」という。）第21条又は第27条に定めるところにより行う。

4 患者の隔離収容方法

発見された伝染病患者及び保菌者等については、法第7条の規定により早急に隔離収容する。隔離病舎が被災した場合又は交通事情等の理由により収容困難な場合は、県の指示により適当な場所に臨時隔離所を設け収容する。

5 報告

市長（本部長）は、警察・消防等諸機関、その他関係団体と緊密な協力のもとに、次の事項について、知事に報告する。

- （１）被害の状況
- （２）防疫活動状況
- （３）災害防疫所要見込額
- （４）その他

第 3 事前準備

1 内容

（１）組織

ア 災害防疫対策連絡協議会

平常時から関係機関相互の協力体制を確立しておくため、関係部課関係行政機関等をもって協議会を開催し、防疫に関する協議及び情報の連絡を行う。

イ 災害防疫対策本部の設置計画

災害時には災害防疫対策本部を設置するが、その組織運営等について事前に計画を樹立しておく。

（２）防疫計画の策定

市内の地理的環境的条件及び過去における被害状況等を勘案して災害予想図等を作成するとともに、災害防疫対策連絡協議会の意見を聞き、できるだけ周到な防疫計画をたてる。

（３）器具機材の整備

最低限常備する必要がある物件は、普段から整備し、災害時又はそのおそれのあることが顕著となった際に備えるべき物件については、あらかじめ周到な計画をたてておくとともに、備蓄している物件は、随時点検を行い、いつでも使用できる状態に保っておく。

（４）職員の訓練及び動員計画

職員の訓練については、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、防疫計画をもとに事務の配分、作業量などに応じ、これに充当すべき職員の確保を計画する。

（５）予防教育及び広報活動

台風シーズン前など適当な時期において、災害時の予防方法につき新聞、広報誌等により広報活動を実施するとともに、衛生組織を強化しその協力を得て住民に対する予防教育を徹底する。

2 災害発生時の対策

（１）警戒体制の確立

予測される災害の規模に応じて必要限度の防疫組織を設け、状況に応じていつでも災害対策本部の編成に切り替えられるよう体制を整え、知事の指示、命令に対しても臨機の措置がとれ、県と一体的行動がとれるようにする。

(2) 状況の把握

気象庁・警察・消防本部などの諸機関、団体などと連絡をとり、情報の早期把握に努める。

(3) 器具機材の整備

すでに確保している器具の点検を行い、配置計画をたて、購入又は借上げを行うべき器具については、状況に応じ逐次調達する。

(4) 予防教育及び広報活動

事前に準備されているパンフレットなどの利用、広報車等により速やかに住民に対する予防教育及び広報活動を開始する。

3 災害防疫活動

(1) 災害防疫対策本部を設置し、班の編成、具体的計画の樹立を図る。

なお、知事の指示があった場合は、必要に応じて感染予防委員を選任し、必要な防疫活動に当たらせる。

(2) 予防教育及び広報活動

住民に対する予防教育の徹底を期するため、広報活動を強化すること。この場合、特に社会不安の防止に留意する。

(3) 清潔の方法

災害時は、汚物・土砂・竹木などの散乱あるいは堆積により、衛生環境が悪化し、感染症流行の端緒となるのが通常であるが、これらの衛生的処理に伴う作業は、その目的とするところによって感染症予防法（平成 10 年法律第 114 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、救助法など、法律的根拠を異にして行われるものであるが、清潔方法は感染症予防法に基づき感染症患者が発生した地域及びその周辺の地域等に対して、感染症予防の目的で実施される衛生的処理について行う。

ア じん芥、汚泥等は埋立て若しくは焼却し、又は適当な場所に投棄し、これらの汚物の収集及び処分については廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）に定める基準に従って行う。

イ し尿の処理

浸水地域内のし尿処理は、感染症予防上極めて重要であるから、迅速、適切な処理が強く要請される。この処理は平常時はもちろん、災害時においても一般的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律により行われるが、感染症患者が発生した地域及びその周辺地域については、知事の指示に基づき、感染症予防法による清潔方法の一環として実施する。

し尿の運搬及び処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

(4) 消毒の方法

感染症予防法第 27 条の規定による知事の指示に基づき、市は速やかに消毒方法を施行するものとし、実施は感染症予防法施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 14 条及び第 16 条の定めるところにより行う。

ア 飲料水の消毒

(ア) 給水施設として井戸を利用している場合の消毒は、水量の50分の1の煨製石灰^{かせい}を乳状にしたもの、又は水量の500分の1クロール石灰水(クロール石灰5分、水95分)を投入し、十分攪拌^{かくはん}した後12時間以上放置する。なお、特に必要ある場合は、全水量を汲み出して井戸さらいを行い新たに湧き出した水に対して5,000分の1に当たるクロール石灰水を投入して約30分間放置する。

(イ) 給水施設が上水道又は簡易水道である場合の消毒は、塩素滅菌処理を確実に行うとともに管末における遊離塩素量を測定する。

通常の管末塩素量は、0.1ppm以上であるが、災害地を含む地域に給水する場合は0.2ppm以上とし、給水施設が直接影響を受け断水後に給水する場合、特に水量不足による時間給水について洪水などにより特に水質が悪化した場合等では0.4ppm程度とする必要がある。

イ 家屋内の消毒

汚水などで汚染された台所、炊事場、炊事具及び食器棚などを中心にクレゾール水など消毒薬を用いて噴霧又は拭浄し、食器等は煮沸消毒を行い、床下には湿潤の程度に応じ所要の石灰などを散布する。

ウ 便所の消毒

便所は3%の石炭酸水、クレゾール若しくはホルマリン水をもって拭浄又は散布し、便槽には煨製石灰末^{かせい}、石灰乳又はクロール石灰水^{かくはん}をそそぎ、十分攪拌する。

エ 芥溜及びその周辺の土地には石灰乳又はクロール石灰水を、溝渠には煨製石灰末^{かせい}、石灰乳又はクロール石灰水を散布し、じん芥は焼却する。

なお、煨製石灰末^{かせい}は、乾燥した場所の消毒には適当でないので、この場合には石灰乳又はクロール石灰水を用いる。

オ 患者運搬用器具等の消毒

病毒に汚染された資材などを運搬した器具は、使用の都度石炭酸水、クレゾール水、若しくはホルマリン水で拭浄又は散布する。

(5) 薬剤、器具等の確保は、次により行う。

被災地域における薬剤の必要総量の算出基準は、概ね次のとおりであるから、これに準拠して薬剤の所要量を算出し、手持量を確認の上不足分を速やかに調達し、それぞれ適宜の場所に配置する。

薬剤所要量の算出方法

区 分	薬剤の種類 (例示)	薬剤量の算出方法
全壊・半壊家屋	クレゾール	全半壊戸数 × 200g
	普通石灰	全半壊戸数 × 6 kg
	次亜塩素酸ナトリウム	井戸の数 (概数) × 1340ml

(6) ねずみ族、昆虫等の駆除

ア 災害時におけるねずみ族、昆虫等の駆除の対象地域は、災害の性質や程度、伝染病のまん延のおそれ等の状況を勘案し、選択的、重点的に定め、できる限り自治会単位で実施する。

災害の規模、環境衛生の状況などを総合判定して指定するものであるが、次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として地域指定がなされる。

(ア) 県下で被害戸数5,000戸を超える場合

(イ) 一浸水地域で被害戸数1,000戸を超える場合（同一原因により同時に浸水を受けた一連の地域であって、市町村の行政区画に関わらない。）

(ウ) 県下における市町村又はその一部の地域の被害が下表のいずれかに該当する場合

被害率	5%以上	10%以上	15%以上	20%以上	25%以上
市又はその一部の地域の数	10箇所以上	7箇所以上	5箇所以上	3箇所以上	1箇所以上

(エ) 市又は市の一部の区域の被害率が10%を超えること。

(オ) 市又は市の一部の区域の被害率が5%以上であって、その被害が集中的かつ著しいものであること。

(カ) 市庁舎などを含む中央地が甚大な被害を受け、市の機能が著しく阻害されたこと。

イ 県の指示に基づき、市は速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

実施要領及び薬剤の使用基準によって行うが、災害時には、次の事項に留意する。

(ア) り災家屋については、無差別に行うことなく実情に応じ重点的に実施する。

例えば、床上浸水の地域であっても、水害が一過性で環境の汚染が著しくないときは、ねずみ族、昆虫等の駆除を必要としない場合があり、又大部分が床下浸水を受けた地域でも期間が長い、あるいは汚物、汚泥などが広範囲に散乱し、ハエ等の発生が著しい場合は、家屋のみならず、それ以外の不潔な地帯にも広く実施する。

(イ) 家屋内においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及びごみ、汚物の堆積地帯に対しては、殺虫効果のある殺虫剤を使用する。

又、便所などに使用する殺蛆剤としては、オルソジクロールベンゾール剤などを用いる。

ウ 薬剤、器具などの確保は、次により行う。

り災地域における薬剤の総所要量の算出基準は、概ね次のとおりであるから、これに準拠して所要量を算出し速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し、適宜の場所に配置しておく。

散布場所、種類例	算出方法
家屋内 1%フェニトロチオン油剤等	指示地域内のり災戸数×85.8㎡×(1-0.5)×0.05 $\frac{1}{100}$ (家屋39.6㎡の場合)

散布場所、種類例	算出方法
便所等 オルソジクロールベンゾール剤	指示地域内のり災戸数 $\times 1 \text{ m}^2 \times 0.06 \frac{\text{g}}{\text{m}^2}$
家屋外及びごみ等 1.5%フェニトロチオン粉剤等	指示地域内のり災戸数 $\times 56.1 \text{ m}^2 \times 15 \text{ g}$ (敷地 56.1 m^2 の場合)

(7) 家用水の供給等

家用水の供給については、『第5節5－5第1 給水計画』に基づいて実施するほか、衛生的処理についての十分な指導と配水容器の衛生的処理に留意する。

(8) 患者に対する処置

- ア 災害地において感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに感染症指定医療機関に収容の措置をとる。
- イ 交通途絶等のため感染症指定医療機関に収容することが困難な場合は、できるだけ近い被災地域内の適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。ただし、やむを得ない事由によって隔離施設への収容措置をとることができない病原体保有者に対しては、自宅隔離を行い、し尿の衛生的な処理などについて厳重に指導する。

(9) 避難所の防疫指導

避難所は施設が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を収容するため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、県防疫職員の指導のもとに市における防疫活動を実施する。この場合、施設内で衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

(10) 報告

次に掲げる報告は、所定の様式により筑西保健所長を経由して知事に提出するものであるが、概要はできるだけ電話をもって事前に報告する。

- ア 被害状況
- イ 防疫活動状況
- ウ 災害防疫所要見込額

(11) 記録の整理

災害防疫に関し整理すべき書類は、概ね次のとおりである。

- ア 災害状況報告書
- イ 防疫活動状況報告書
- ウ 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- エ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
- オ 家用水の供給に関する書類
- カ 患者台帳
- キ 防疫作業日誌
- ク 防疫経費所要額調及び関係書類

4 災害防疫完了後の措置

(1) 災害防疫完了報告

市長（本部長）は、災害防疫活動を終了したときは、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、筑西保健所長を経由して知事に提出する。

(2) 災害防疫経費の精算

災害防疫に要した経費は、他の防疫活動に要した経費とは明確に区分し、防疫活動終了後、直ちに精算を行う。

7－6 障害物の除去計画

災害により、住居又はその周辺に運びこまれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の日常生活を保護する。

なお、本計画に定めのない事項は、地震災害対策計画編第3章第7節7－5「障害物の除去計画」の定めるところによるものとする。

第1 実施機関

障害物の除去は、市長（本部長）が実施する。ただし、救助法適用時は知事が自ら行うことを妨げない。市のみで困難な場合は、近隣市町村・県・国、その他関係機関の応援を得て実施する。

第2 障害物の除去

1 建築関係障害物の除去

市は、災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。当該市町村のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

2 道路関係障害物の除去

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする。

また、緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件について、必要と認められる場合は除去を実施する。

3 河川関係障害物の除去

河川管理者は、所管する河川について漂流物等障害物の状況を把握し、危険が認められる場合は除去を実施する。

4 障害物の集積場所

除去した障害物は、市民の日常生活に支障のない場所を選定し集積するものとする。

7-7 死体の捜索及び処理埋葬計画

災害により現に行方不明の状態にあり、又は周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、災害の際に死亡した者については、死体識別等のための処理を行った後、死体の応急的な埋葬を実施する。

第1 実施機関

行方不明者等の捜索、収容、処理及び埋葬は市長（本部長）が行う。ただし、救助法が適用された場合は、市及び県が連携して実施する。

本市のみでは困難な場合は、県その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第2 行方不明者・死体の捜索

1 対象者

災害により行方不明の状態にある者若しくは周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

2 実施方法

(1) 本市は、警察と協力して、行方不明者及び死亡していると推定される者の届出受理を行う。

(2) 本市は、救出に必要な機械器具を借上げて実施する。

(3) 行方不明者及び死体の捜索については、消防班を主体とし、警察、自衛隊等の関係機関及び地域住民、ボランティア等の協力のもとに行うものとする。

3 応援の要請等

災害対策本部において、被災その他の理由により捜索が実施できないとき、又は死体が流出等により他の市町村にあると認められるとき等にあつては、次の方法で応援を要請するものとする。

(1) 災害対策本部は、県に死体捜索の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町村に捜索応援を要請する。

(2) 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

ア 死体が埋没又は漂着していると思われる場所

イ 死体数、氏名、性別、年令、容ぼう、特徴、持物等

ウ 応援を求めたい人数又は舟艇器具等

エ その他必要な事項

4 救助法適用時の基準

(1) 捜索期間

災害発生の日から10日以内とする。

(2) 費用

救助法により支弁されるのは、舟艇その他捜索のために使用する機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

第3 死体の検分処理

市長（本部長）は、死体を発見したときは、速やかに桜川警察署に連絡し、その検分をまわって処理するものとする。

1 方法

死体の処理は、災害対策本部において消防班又は医師が奉仕団等の協力により処理場所を借上げ、次の方法により処理するものとする。ただし災害対策本部において実施できないときは、警察等関係機関の出動応援を求めるものとする。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- (2) 死体の一時保存（寺院等を集中安置所に指定し、身元不明遺体を集中安置する。）
- (3) 検案（死因その他についての医学的検査を行う。）
- (4) 死体の収容

検視、検案を終えた死体は、市の設置する死体安置所に収容する。

ア 死体安置所の設置

被害が甚大な場合には死体の収容、安置所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村に設置、運営の協力を要請するものとする。

イ 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

ウ 身元不明死体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明死体が多数発生し、遺骨、遺品とともに少なく、身元確認に長期間を有すると考えられる場合には、身元不明死体を集中安置する。

エ 身元確認

市は、警察、医師会、歯科医師会と協力をして、死体の身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

2 救助法適用時の基準

(1) 期間

災害発生の日から10日以内とする。

(2) 費用の範囲

死体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用及び死体の一時保存のための費用

第4 死体の埋葬

災害により死亡した者で、市長（本部長）が必要と認めたときは、次の方法により埋葬するものとする。

1 方法

埋葬の実施は、福祉班において火葬に付すものとし、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。なお実施に当たっては次の点に留意すること。

- (1) 事故死等による死体については、警察機関から引継を受けた後埋葬する。

- (2) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たるとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後埋葬するものとする。
- (3) 死体等のうち身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人としての取扱いの例による。

2 救助法適用時の基準

(1) 埋葬期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

(2) 費用の範囲

棺・骨つぼ・火葬に要する経費で埋葬の際の人夫及び輸送に要する経費を含む。

火葬場所

	施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
火 葬	きぬ聖苑 (筑西広域事務組合)	〒308-0855 茨城県筑西市下川島 655 番地 1	TEL 0296-33-6635 FAX 0296-33-6633

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後民生の安定、社会経済活動の早期回復を図り、被災した各施設の原形復旧に合わせて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の被害に備える事業計画とし、早期復旧を目標に、その実施を図り、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討の上、次の事項について計画する。

また、復興の必要性が認められた場合、復興方針を策定し、その方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

第1 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧計画
 - ア 河川公共土木施設事業復旧計画
 - イ 砂防設備事業復旧計画
 - ウ 林地荒廃防止施設事業復旧計画
 - エ 道路公共土木施設事業復旧計画
- (2) 農林水産施設事業復旧計画
 - ア 農地、農業用施設事業復旧計画
 - イ その他施設
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

第2 復旧事業の方針

1 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、復旧事業の実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

2 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについて、市は、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を以て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

3 緊急査定の促進

被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

4 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因を考慮し、災害の再発防止及び速やかな復旧が図られるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

5 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果をあげるよう努める。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

第1 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

1 災害調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

2 激甚災害の指定手続き

大規模な災害が発生した場合において激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等は以下のとおりである。

（1）市の実施事項

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

（2）県に対する手続き

ア 市は被害状況等を県に報告し、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業について県の調査に協力する。

イ 関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努める。

（ア）激甚災害指定の促進

市は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、国及び県の機関と密接な連絡をとる。

（イ）特別財政援助額の交付手続き

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出しなければならない。

3 激甚災害に係る財政援助措置

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア 公共土木施設災害復旧事業

イ 公共土木施設災害関連事業

ウ 公立学校施設災害復旧事業

エ 公営住宅等災害復旧事業

オ 生活保護施設災害復旧事業

カ 児童福祉施設災害復旧事業

キ 老人福祉施設災害復旧事業

ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

ケ 障害者支援施設災害復旧事業

コ 婦人保護施設災害復旧事業

- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
- セ たん水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農林水産業の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

第3節 被災者生活再建支援法の適用計画

本法の目的は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、市町村単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することにある。

第1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用に当たっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

1 被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。

- (1) 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
- (2) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- (3) 当該自然災害により被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- (4) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(2)及び(3)に掲げる世帯を除く。）

2 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救済法における基準を参照

第2 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- 1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した桜川市の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第1号）
- 2 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した桜川市の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- 3 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した茨城県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第3号）

- 4 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した桜川市の区域にあって、上記、1、2、3に規定する区域に隣接するものに係る当該自然災害（支援法施行令第1条第4号）

第3 支援法の適用手続き

1 市の被害状況報告

市長（本部長）は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

第4 支援金の支給額

1 複数世帯の場合

（単位：万円）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊（第1-1-（1））	建設・購入	100	200	300
解体（第1-1-（2））	補修	100	100	200
長期避難（第1-1-（3））	貸借	100	50	150
大規模半壊 （第1-1-（4））	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	貸借	50	50	100

2 単数世帯の場合

（単位：万円）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊（第1-1-（1））	建設・購入	75	150	225
解体（第1-1-（2））	補修	75	75	150
長期避難（第1-1-（3））	貸借	75	37.5	112.5
大規模半壊 （第1-1-（4））	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	貸借	37.5	37.5	75

第5 支援金支給申請手続き

1 支給申請手続き等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

2 必要書類の発行

支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- （1）住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- （2）り災証明書類

3 支給申請書等のとりまとめ

被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上、すみやかに県に送付する。

第6 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支給金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給する。

1 支援金の現金支給

市は、口座振替による支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第4節 茨城県被災者生活再建支援補助事業の適用計画

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法（以下「法」という。）の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」という。）により、法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

第1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

補助事業の適用に当たっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

1 被災世帯の認定

補助事業の対象となる被災世帯は次に掲げるものをいう。

- (1) 当該自然災害により住家が全壊した世帯
- (2) 当該自然災害により住家が半壊し、又はその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、又は解体されるに至った世帯
- (3) 当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（(2)に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）
- (4) 当該自然災害により住家が半壊した世帯（(2)及び(3)に掲げる世帯を除く。）

2 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

救助法における基準を参照

第2 補助事業の適用基準

補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条の規定により、次に掲げるとおりである。

- 1 県内において法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- 2 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

第3 補助事業の適用手続き

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

第4 支援金の支給額

1 複数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊 解体	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	貸借	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	貸借	50	50	100
半壊		25		25

2 単数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊 解体	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	貸借	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	貸借	37.5	37.5	75
半壊		18.75		18.75

第5 支援金支給申請手続き

1 支給申請手続き等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

2 必要書類の発行

支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- (1) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- (2) り災証明書類

第6 支援金の支給

市において、被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は、直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。

第5節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画

第1 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

- 1 天災融資法に基づく融資
- 2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資
- 3 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）
- 4 農業災害補償

第2 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫）の融資、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

- 1 資金需要の把握連絡通報
- 2 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置
- 3 中小企業者に対する金融制度の周知
- 4 その他の措置

第3 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

- 1 災害復興住宅建設資金
- 2 新築購入、リ・ユース（中古住宅）購入資金
- 3 補修資金

第6節 義援金品受付・配分計画

大規模災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。

市は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講じる。

第1 義援金品の取扱いに関する広報

災害状況に応じて、義援金品の募集を行うものとし、募集に当たっては、被災者が必要とする物資及び受入希望しない物資の内容を把握し、その内容のリスト及び送り先、義援金品の受付方法等について新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て、一般市民に呼びかける。

また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改定するよう努めるものとする。

第2 義援金の受付・配分

1 義援金の受付

市長（本部長）は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、直ちに義援金の受付窓口の設置を財政班に指示し、義援金の受付を実施する。

2 義援金の配分

（1）配分方法の決定

義援金の配分は、被害の状況等が確定した後、委員会を設置し配分計画を決定する。

（2）配分計画の立案

配分計画は、被災地区、被災者の人数及び世帯、被災状況等を考慮して、世帯又は人員を単位として福祉班が立案する。

（3）配分の実施

福祉班は、様々な受入ルートから入ってくる義援金を統括的に管理し、配分する。また、必要に応じて日赤奉仕団、自主防災組織等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に行う。

第3 義援品の受付・配分

1 義援品の受付

市長（本部長）は、義援品の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、直ちに義援品の受付窓口の設置を企画班に指示し、義援品の受付を実施する。

2 義援品の配分

福祉班は、被災者が必要とする物資及び受入希望しない物資の内容を把握し、義援品の効果的な配分を行う。

第 7 節 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害により家族を失い、精神又は身体に著しい障害を受け、又は住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）」に基づく桜川市の条例に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

また、各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付するものとする。

第 1 災害弔慰金の支給

対象災害	・当該市町村において住居が 5 世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の自然災害 ・県内において、救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の自然災害 ・救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の自然災害
受給遺族	ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ アの遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者と死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
支給限度額	① 生計維持者が死亡した場合 500 万円 ② その他の者が死亡した場合 250 万円
費用負担割合	国（1 / 2）、県（1 / 4）、市（1 / 4）

第 2 災害障害見舞金の支給

対象災害	・当該市町村において住居が 5 世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の自然災害 ・県内において、救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の自然災害 ・救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の自然災害
災害の程度	上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号の同程度以上と認められるもの
支給限度額	① 生計維持者が障害を受けた場合 250 万円 ② その他の者が障害を受けた場合 125 万円
費用負担割合	国（1 / 2）、県（1 / 4）、市（1 / 4）

第 3 災害援護資金の貸付

対象災害		・都道府県内において救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の自然災害	
支給額		①世帯主の 1 ヶ月以上の負傷 150 万円 ②家財の 1 / 3 以上の損害 150 万円 ③住居の半壊 170(250) 万円 ④住居の全壊 250(350) 万円 ⑤住居の全体が滅失 350 万円 ⑥①と②が重複 250 万円 ⑦①と③が重複 270(350) 万円 ⑧①と④が重複 350 万円 () は特別の事情がある場合	
貸付条件	所得制限	世帯人数	市民税における総所得
		1 人	220 万円
		2 人	430 万円
		3 人	620 万円
		4 人	730 万円
		5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
		ただし、その世帯の住所が滅失した場合にあっては、1,270 万円とする。	
	貸付利率	年 3 % (措置期間中は無利子)	
	措置期間	3 年 (特別の事情がある場合は 5 年)	
	償還期間	10 年 (措置期間を含む。)	
	償還方法	年賦又は半年賦	
貸付原資負担		国 (2 / 3)、県 (1 / 3)	

第 4 災害見舞金の支給

県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県災害見舞金支給要項」に基づき、見舞金を支給する。

対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの (1) 一の市町村の区域内において、5 世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 (2) (1) の災害により発生したその他の市町村での被害 ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 (1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2) 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 (3) 茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第 3 条第 2 項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者
支給額	・死 亡 1 人当たり 10 万円 ・重度障害 1 人当たり 5 万円 ・住家全壊 1 世帯当たり 5 万円 ・住家半壊 1 世帯当たり 3 万円 ・床上浸水 1 世帯当たり 2 万円
費用負担割合	県 (10/10)

第 8 節 生活福祉資金の貸付

「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付けを行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として災害援護資金及び住宅資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、更生資金、福祉資金、療養・介護資金及び修学資金に限り、貸付対象とすることができる。

第 9 節 母子父子寡婦福祉資金

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和 39 年法律第 129 号）に基づき、災害により被害を受けた母子父子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、茨城県母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

住 宅 資 金	貸付対象者	母子父子家庭の母、父又は寡婦
	貸付限度	150 万円以内（特に必要と認められる場合 200 万円以内）
	償還期間	6 月以内の据置期間経過後 6 年以内（特に必要と認められる場合 7 年以内）
	貸付利率	年 3 %ただし据置期間中は無利子

第 10 節 その他の保護計画

被害を受けた地域の市民生活を安定させるため、前各節に掲げるほか、被災者に対する次の対策を講じるものとする。

第 1 被災者に対する職業のあっせん

- 1 被災により他に転職を希望する者に対しては、公共職業安定所は、本人の希望適性等を考慮し、就職のあっせんを行う。
- 2 被災者の就職を開拓するため、職業訓練校において職業訓練を実施するよう努める。

第 2 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

第 3 生活保護

被災者の恒久的生活確保のため県及び市は、低所得者に対し概ね次の措置を講じるものとする。

生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査の上、困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置をする。

2 航空災害対策計画

第1章 災害予防

第1 茨城県の航空状況

本県には、公共用ヘリポートが1箇所（つくば）、非公共用飛行場が2箇所（阿見、龍ヶ崎）、非公共用ヘリポートが2箇所（前山下妻、茨城県庁）設置されているほか、自衛隊の飛行場が2箇所（霞ヶ浦（陸上自衛隊）、百里（航空自衛隊））及び茨城空港がある。

また、茨城県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されている。

第2 航空交通の安全のための情報の充実

1 安全確保情報伝達体制の確保（百里空港事務所）

航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供するものとする。

2 気象情報発表伝達体制の確保（水戸地方気象台）

航空機の安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。

3 航空交通の安全情報の活用（航空運送事業者）

航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因ごと等に分類、整理し、事故予防のために活用し必要な措置を講じるものとする。また、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進するものとする。

第3 航空機の安全な運行の確保

1 航空運送事業者等への安全指導

（1）航空関係諸規則の遵守の徹底等（百里空港事務所）

航空運送事業者等に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導するものとする。

（2）定期的な安全指導（東京航空局）

航空運送事業者等に対し、定期的に行う安全指導において、適切な運航管理体制の整備、安全意識の高揚その他事故防止に資する事項について重点点検を行うものとする。

第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

（1）情報の収集・連絡

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、それぞれ次の対策を講じるとともに、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

ア 百里空港事務所の対応

民間企業、報道機関、住民等からの情報等、多様な災害関連情報の収集体制の整備に努めるものとする。

イ 県の対応

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、現地において機動的な情報収集を行うため、ヘリコプターテレビシステム等の画像による情報収集システムの整備を推進するとともに、災害現場で情報の収集・連絡に当たり要員をあらかじめ定めるなど、情報収集体制を整備するものとする。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

ウ 市の対応

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

(2) 情報の分析整理（県）

収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(3) 通信手段の確保（市）

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、本編第2章第1節1-4「情報通信ネットワークの整備」に準じるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、応急活動のための職員初動マニュアルによる、職員の災害時活動内容等の周知徹底を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が減災への重要な事項となることから、関係各機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援協定の締結等、平素からの連携強化に努める。

なお、市はすでに次の協定を締結しており、こうした既成協定をもとに、より具体的かつ実践的な連携体制強化に努める。

ア 県の対応

(ア) 「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）

(イ) 「災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県）

イ 市の対応

(ア) 「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）

(イ) 「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

ウ 警察本部の対応

緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の整備・推進を図るものとする。

エ 消防機関の対応

緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 捜索活動への備え（警察本部）

捜索活動を行うため有効な装備、資機材、車両等の整備に努めるものとする。

(2) 消火救難及び救助・救急、消火活動への備え（県、市）

災害時において、迅速かつ的確な応急活動を促進するために、本市に係わる防災関係各機関においては、個々の実情に応じ、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両、航空機等の整備に努める。

(3) 医療活動への備え（県、警察本部、市、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等）

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、本編第2章第3節3-2「医療救護活動への備え」に準じて実施する。

4 緊急輸送活動への備え（県、警察本部、市）

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、整備業者等との間で締結している「交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定」等の推進を図るとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え（県、市）

家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画を作成するよう努めるものとする。

6 防災関係機関の防災訓練の実施（百里空港事務所、県、市、防災関係機関）

市は、県や航空輸送事業者が相互に連携した訓練等に参加し、航空機災害に対する防災知識の習得に努める。

第 2 章 災害応急対策

市内における航空機の墜落等の航空災害による多数の死傷者等の発生に対応するため、防災関係機関は、次に掲げる対策を講じる。

第 1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 航空事故情報等の収集・連絡

ア 発見者の対応

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官に通報しなければならないものとする。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

イ 百里空港事務所の対応

航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を県に行うものとする。

ウ 県の対応

百里空港事務所又は自衛隊等から受けた情報を、関係市町村及び関係機関へ連絡するものとする。また、県に航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡があった場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ、国土交通省等に連絡するものとする。

エ 市の対応

航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接情報基準に該当する事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告するものとする。

オ 自衛隊の対応

自衛隊機による事故災害発生の場合は、陸上自衛隊又は航空自衛隊は速やかに県及び関係機関に連絡するものとする。

なお、「霞ヶ浦飛行場周辺における航空事故及び航空事故に伴う災害発生の場合における連絡調整に関する協定」（昭和 54 年 10 月）、「百里基地に係る事故の通報に関する協定」（昭和 61 年 11 月）及び「百里基地周辺における航空事故及び航空事故に伴う災害発生の場合における連絡調整に関する協定」（昭和 54 年 3 月）の事故については、協定に基づき連絡するものとする。

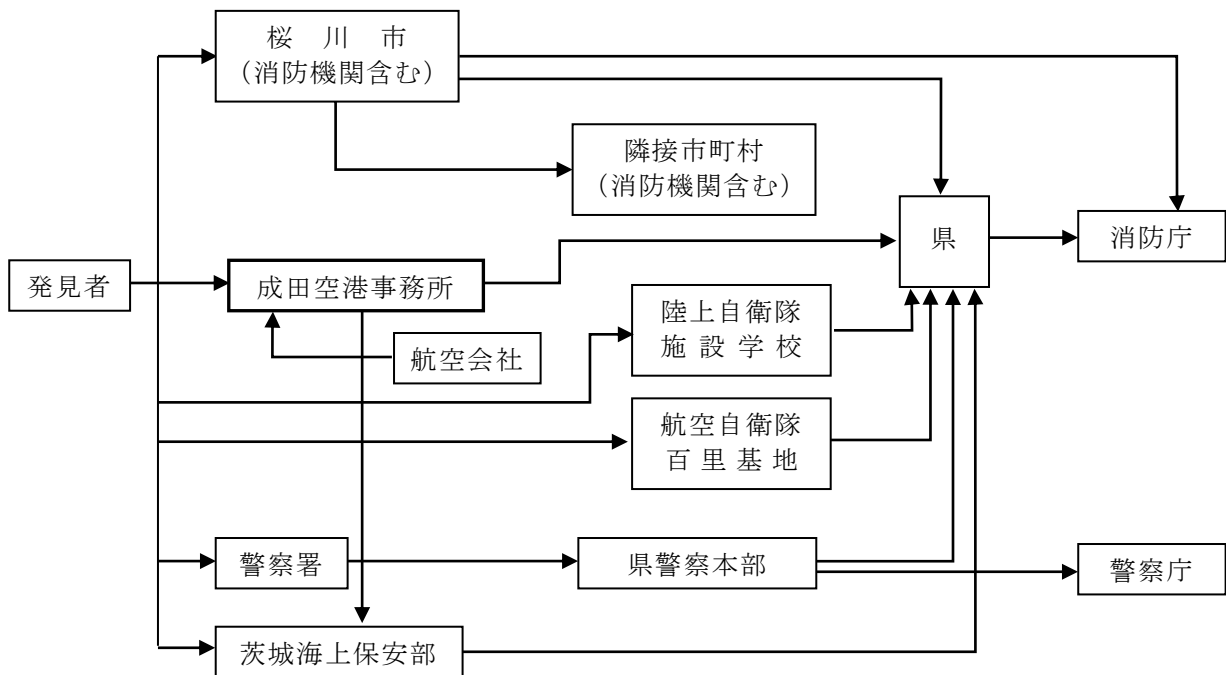
カ 航空運送事業者の対応

自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を成田空港事務所へ連絡するものとする。また、それによる被害状況を把握できた範囲から直ちに成田空港事務所へ連絡するものとする。

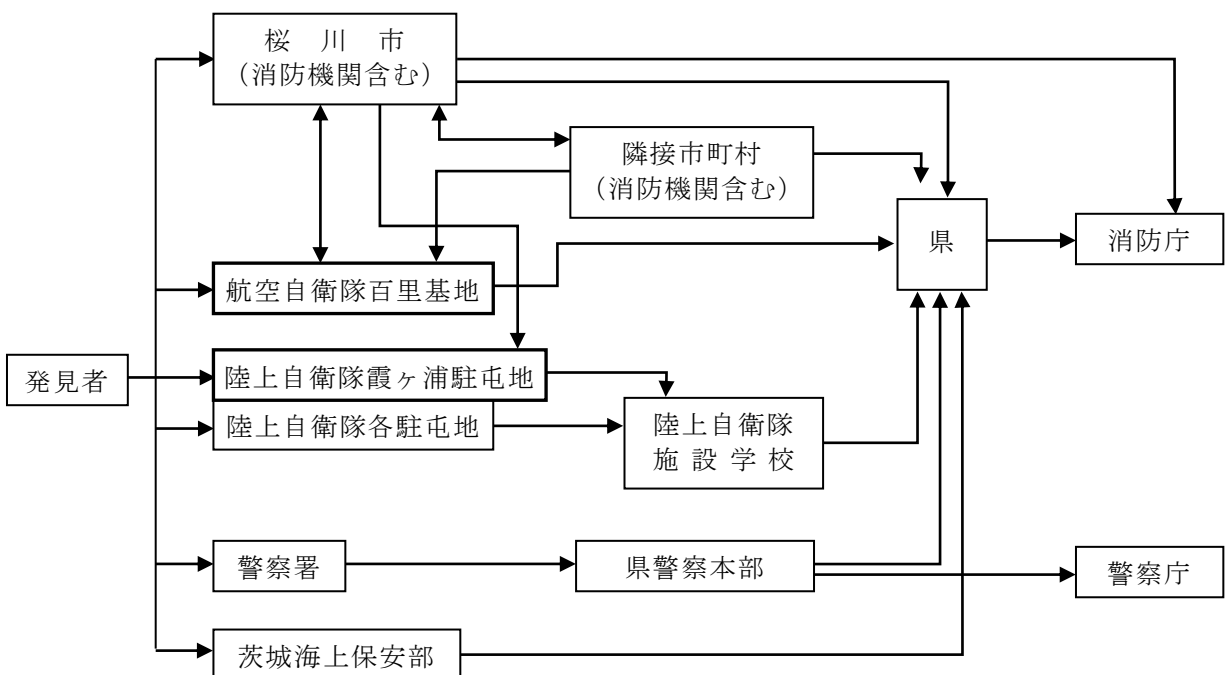
(2) 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空機事故情報の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。

(民間機の場合)



(自衛隊機の場合)



連絡先一覧

機 関 名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁	応急対策室	03-5253-7527（宿直室 03-5253-7777）
百里空港事務所	航空管制運航情報官	0299-54-0672（同左）
茨城海上保安部	警備救難課	029-262-4304（同左）
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234（同内線 302）
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警備課	029-842-1211 内線 2410（同内線 2302）
航空自衛隊第 7 航空団	防衛班	0299-52-1331 内線 231（同内線 215）
茨城県	消防安全課	029-301-2896
	防災・危機管理課	029-301-8800（同左）
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751（総合当直）

（３）応急対策活動情報の連絡

ア 県の対応

指定地方行政機関に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を随時連絡するとともに、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

イ 市の対応

県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

ウ 百里空港事務所、県、市等防災関係機関の対応

応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第 2 活動体制の確立

1 市の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

2 広域的な応援体制（県、市）

県内において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、本編第 3 章第 3 節 3－2「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊の災害派遣（百里空港事務所、県、市）

自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請するものとする。

市は、本編第 3 章第 3 節 3－1「自衛隊の災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

第3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動

1 通信手段の確保（市）

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、本編第3章第2節2－3「通信計画」に準じて実施する。

2 捜索活動

（1）県及び警察本部の対応

消防機関と相互に連携して、必要に応じてヘリコプターなど多様な手段を活用し捜索を実施するものとする。

（2）消防機関の対応

災害の状況により、多様な手段を活用して県と相互に連携して捜索を実施するものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動

（1）消火救難及び救助・救急、消火活動への備え（市、防災関係機関）

災害時において、迅速かつ的確な応急活動を促進するために、本市に係わる防災関係各機関においては、個々の実情に応じ、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両、航空機等による対策を実施する。

（2）県、警察本部の対応

被害状況の早急な把握に努めるとともに、消防機関、自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者等の救出・救助に当たるものとする。また、必要に応じ、非常災害対策本部、現地災害対策本部等国の各機関、他の都道府県に応援を要請するものとする。

（3）自衛隊の対応

必要に応じ、又は県の要請に基づき、救助・救急活動を行うものとする。

（4）消防機関の対応

速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するものとする。

また、隣接市町村等は、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4 資機材の調達

（1）県、市等の災害関係機関の対応

消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

（2）県、市の対応

必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

5 医療活動（県、警察本部、市、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等）

災害時の迅速な医療活動実施のための対策については、本編第3章第4節4－11「医療・助産計画」に準じて実施する。

第4 避難勧告等・誘導（県、警察本部、自衛隊、市）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が行う避難勧告等については、本編第3章第4節4－2「避難計画」に準じて実施する。

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通規制等の実施（県、市、道路管理者）

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

2 広報等の実施（県、警察本部、市、道路管理者）

被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとする。

また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、本編第3章第2節2－4「広報計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

1 情報伝達活動（県、市）

航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。

この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- （1）市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- （2）避難勧告等及び避難先の指示
- （3）旅客及び乗務員の氏名・住所
- （4）地域住民等への協力依頼
- （5）その他必要な事項

2 関係者等からの問い合わせに対する対応（県、市）

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第 7 遺族等事故災害関係者の対応（市）

遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応するものとする。

第 8 防疫及び遺体の処理（県、警察本部、市、日赤茨城県支部）

市は、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意するものとする。

3 鉄道災害対策計画

第 1 章 災害予防

鉄道災害の発生を予防するとともに、鉄道災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

第 1 茨城県の鉄道状況

茨城県内の鉄道の状況は、以下のとおりである。

(単位＝km、人)

鉄道事業社名	路線名	営業キロ	輸送人員 (一日平均)	区 間
東日本旅客鉄道(株)	常磐線	141.3	289,514	取手～大津港
	水戸線	45.3	23,295	友部～小田林
	水郡線	62.0		水戸～下野宮
	〃	9.5	14,563	上菅谷～常陸太田
	鹿島線	12.2	3,996	潮来～鹿島サッカースタジアム
	宇都宮線	7.5	61,000	栗橋～古河
鹿島臨海鉄道(株)	大洗鹿島線	53.0	5,749	水戸～鹿島サッカースタジアム駅
〃 (貨物線)	鹿島臨港線	19.2	—	鹿島サッカースタジアム駅～奥野谷浜
関東鉄道(株)	竜ヶ崎線	4.5	2,559	佐貫～竜ヶ崎
	常総線	51.1	28,472	取手～下館
ひたちなか海浜鉄道(株)	湊線	14.3	2,027	勝田～阿字ヶ浦
真岡線鐵道(株)	真岡線	6.6	3,130	下館～ひぐち
日本貨物鉄道(株)	常磐線	(141.3)	—	取手～大津港
	水戸線	(45.3)	—	友部～小田林
首都圏新都市鉄道(株)	つくばエクスプレス線	24.2	44,100	守谷～つくば

※ 日本貨物鉄道株式会社の営業キロは東日本旅客鉄道株式会社と路線が同じであるため除いてある。

※ 一日平均輸送人員は、平成 20 年度の各営業線の輸送実績である。

なお、J R 線（常磐線、水戸線、水郡線）については、J R 東日本水戸支社営業管内の輸送実績、真岡線については、全区間（下館～茂木）平均の輸送実績である。

第2 鉄道交通の安全のための情報の充実

1 気象情報発表伝達体制の確保（水戸地方気象台）

鉄軌道交通安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況、あるいは予・警報等の情報を適時、的確に発表するものとする。

また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

2 鉄道の異常に関する情報の伝達（道路管理者）

道路パトロール等の実施により、鉄道と隣接する道路において異常が発見され、鉄道の災害が発生するおそれがある場合に、鉄道事業者はその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。

3 事故防止に関する知識の普及（鉄道事業者）

踏切における自動車等との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。

このため、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努めるものとする。

第3 鉄道交通安全運行の確保

1 異常気象時・地震等に対する予防対策の確立（鉄道事業者）

豪雨、強風、濃霧、吹雪等異常気象時及び地震等に対応する予防対策をマニュアル化するなど予防対策を確立することに努めるものとする。具体的な対策としては、次に記すもののほか、各鉄道事業者が定めるものとする。

（1）施設の巡回検査の実施

事故災害防止のため日常線路を巡回し、線路全般にわたり巡視及び保安監視等を行うものとする。検査の基準及び方法は各鉄道事業者が定めるものとする。

（2）運転規制の実施

列車運転中に災害による異常を感知したとき、又は各種警報機が動作した場合は、鉄道の安全な運行を確保するため運転規制を行うものとする。この場合、輸送指令員等は、運転規制区間を運転する全列車の運転士に対しその旨を通告するものとする。

（3）教育訓練体制の充実

乗務員及び保安要員に対する教育訓練と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるものとする。

第4 鉄道車両の安全性の確保（鉄道事業者）

新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、車両検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

第5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

県、警察本部、市及び鉄道事業者は、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

ア 県の対応

機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビシステム等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ 鉄道事業者の対応

気象台との連絡を密に行い、予報及び警報の伝達情報の収集体制、通信連絡設備・警報装置等を整備しておくものとする。

ウ 市の対応

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなどの整備を推進するものとする。

エ 市及び県の対応

民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

(2) 情報の分析整理（県）

収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(3) 通信手段の確保（市）

非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段については、本編第3章第2節2-3「通信計画」に準じて実施する。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制（関東運輸局、県、警察本部、市、鉄道事業者）

職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するとともに、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図り、体制の整備等、必要な措置を講じるものとする。

また、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制（県、市、鉄道事業者）

災害発生時には防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、市及び県においては、すでに次の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

ア 県の対応

(ア) 「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）

- (イ) 「災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県五県相互応援に関する協定」(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県)

イ 市の対応

- (ア) 「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)
- (イ) 「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

ウ 警察本部の対応

緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の整備・推進を図るものとする。

エ 消防機関の対応

消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

オ 自衛隊への応援要請

知事から自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに連絡先を徹底しておくなど必要な準備を備えておくものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

ア 鉄道事業者の対応

事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

特に、旅客の避難に関しては、高齢者、障害者、子ども等の要配慮者に配慮した迅速かつ安全な避難誘導を実施するため、あらかじめマニュアルの整備に努めるとともに、職員への周知徹底を図るものとする。

イ 市及び県の対応

迅速な救助・救急活動を行うため、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動への備え(県、警察本部、市、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等)

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、本編第2章第3節3-2「医療救護活動への備え」に準じて実施する。

(3) 消火活動への備え

ア 消防機関の対応

平常時より機関相互間の連携の強化を図るものとする。

イ 鉄道事業者の対応

火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、本編第2章第3節3-1「緊急輸送路の確保整備計画」に準じるほか、次により実施するものとする。

(1) 鉄道事業者の対応

発災時に応急対策を実施するために必要な人員及び資機材を輸送するため、緊急自動車の整備に努めるものとする。

(2) 市及び県の対応

信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交管理体制の整備に努めるものとする。

また、県は災害時の交通規制を円滑に行うため、整備業者等との間に締結している「災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定H9.7.2締結」の推進を図るとともに、交通規制が実施された場合の運転者の義務等について、平常時から周知を図るものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え（県、市、放送事業者）

事故災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画するよう努めるものとする。

6 防災関係機関の防災訓練の実施

(1) 鉄道事業者の対応

事故災害を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察機関、消防機関をはじめとする地方公共団体の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(2) 市及び県の対応

相互に連携した訓練を実施するものとし、訓練の実施に当たっては鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに様々な条件での設定をするなど実践的な訓練に努めるものとする。

7 災害復旧への備え（鉄道事業者）

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設・車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。

8 鉄道交通安全環境の整備

(1) 鉄道事業者の対応

軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、路線防護施設の整備促進に努めるものとする。

また、列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。

(2) 県、警察本部、道路管理者、鉄道事業者の対応

事故未然防止のため、踏切道の立体交差化・構造の改良・踏切保安設備の整備・交通規制の実施・踏切道の統廃合の促進など安全環境整備に努めるものとする。

9 再発防止対策の実施（鉄道事業者）

事故災害の発生後、警察機関、消防機関等との協力を得て、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について調査を進め、事実の整理を行うものとする。

また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。事故災害の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

市内において列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等による多数の死傷者の発生、又は地域住民に相当の被害がおよぶ大規模な鉄道災害が発生した場合には、二次的な被害の軽減を図るために、関係機関及び関係団体がとるべき対策を講じる。

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 鉄道災害情報等の収集・連絡

ア 関東運輸局の対応

大規模な鉄道事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を県に行うものとする。

イ 県の対応

鉄道事業者、又は関東運輸局から受けた情報を、関係市町村及び関係機関へ連絡するものとする。

また、県に大規模な鉄道事故の発生があった場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ国土交通省等に連絡するものとする。

ウ 市の対応

大規模な鉄道事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。

また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。

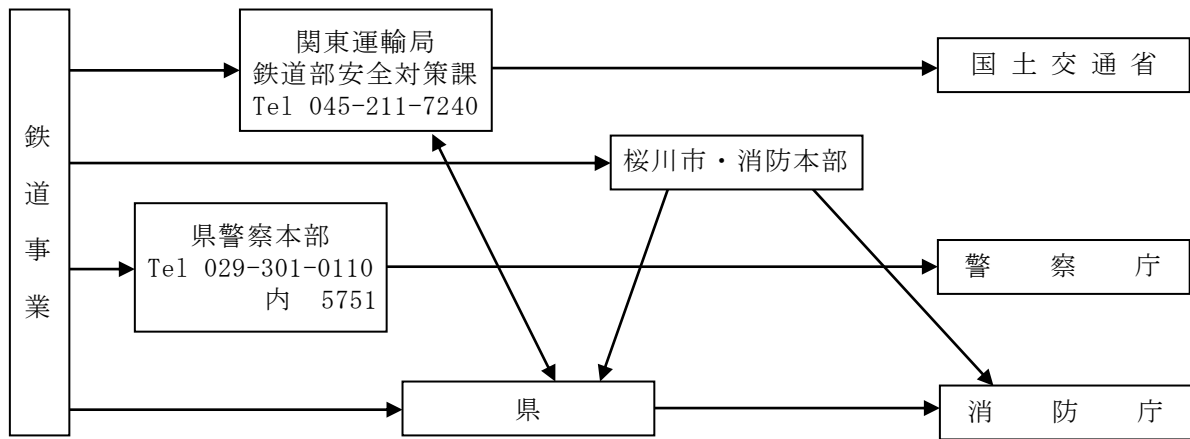
併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

エ 鉄道事業者の対応

自己の管理する鉄道上で事故災害発生の通報を受けた場合は、事故災害の状況確認を行い、直ちに県、消防機関及び関東運輸局に連絡するものとする。

(2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統

鉄道災害情報の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。



(3) 初動体制の確保（市）

鉄道災害が発生した場合に、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うとともに、関係機関相互の情報の収集・連絡体制の整備を図る。

また、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員の迅速な活動を促すために、勤務時間内、勤務時間外の対応体制を事前に定めるなど、初動体制の確保に努める。

併せて、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(4) 通信手段の確保（市）

非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段については、本編第3章第2節2-3「通信計画」に準じて実施する。

連絡先一覧

関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先
消防庁	昼	03-5253-7527	応急対策室（宿直室 03-5253-7777）
	夜間	03-5253-7777	宿直室
関東運輸局	昼	045-211-7240	鉄道部安全対策課
	夜間	—	各鉄道事業者へ通知済の職員宅等の電話番号
茨城県	昼	029-301-8800	生活環境部防災危機管理課
	夜間	同上	同上
警察本部	昼	029-301-0110 内線 5751	警備課
	夜間	029-301-0110	総合当直
東日本旅客鉄道㈱	昼	029-225-3140	水戸支社運輸部司令室
	夜間	同上	同上
鹿島臨海鉄道㈱	昼	029-267-5200	運輸部運輸部長
	夜間	同上 029-267-5202	同上 大洗駅、CTC 指令（若しくは担当助役）
関東鉄道㈱	昼	029-822-3718	鉄道部 鉄道部長
	夜間	0297-22-0451	常総線運転司令室 運転指令室長
ひたちなか海浜鉄道㈱	昼	029-262-2361	管理部
	夜間	同上	同上
真岡線鐵道㈱	昼	0285-84-2911	事業部 事業部長
	夜間	同上	真岡運転区 運転副長（若しくは運転指令当番者）
日本貨物鉄道㈱	昼	03-3894-3891	関東支社 輸送グループ 輸送第二係長（指令）
	夜間	同上	同上
首都圏新都市鉄道㈱	昼	0297-52-8311	運輸部総合指令所
	夜間	同上	同上

第2 活動体制の確立

1 市の活動体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を、県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

(1) 職員の体制

職員の非常参集体制、応急活動のための職員初動マニュアルの作成等、災害応急体制を整備するとともに、関係機関との緊密な連携により必要な措置を講じる。

また、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、鉄道災害を誘因とする火災等の被害拡大を防止するため、関係機関と協力し初期消火体制の整備に努める。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時における防災関係機関相互の連携体制整備に向け、関係各機関との相互応援の協定を締結する等、平素から減災に向けた関係機関等との連携強化を図る。

2 鉄道事業者の活動体制

発災後速やかに災害の拡大防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じるとともに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

3 広域的な応援体制（県、市）

県内において鉄道事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、本編第3章第3節3-2「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

4 自衛隊の災害派遣（県、市）

自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請するものとする。

市は、本編第3章第3節3-1「自衛隊の災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

(1) 鉄道事業者の対応

事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(2) 県及び警察本部の対応

被害状況の早急な把握に努めるとともに、市、消防機関、自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者等の救出・救助に当たるものとする。

また、必要に応じ、非常災害対策本部、現地災害対策本部等国の各機関、他の都道府県に応援を要請するものとする。

(3) 消防機関の対応

大規模な鉄道災害が発生した場合においては、乗客、乗務員等の救助・救急活動を迅速に行うとともに、早急な被害状況の把握に努め、必要に応じ県に応援を要請するものとする。

(4) 自衛隊の対応

必要に応じ、又は県の要請により救助・救急活動を行うものとする。

2 資機材の調達

(1) 県及び市町村等防災関係機関の対応

消火及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。

(2) 市及び県の対応

必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

3 医療活動

(1) 県、警察本部、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等の対応

発災時に医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、県地域防災計画「地震災害対策計画編」第3章第4節第5「応急医療」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、県地域防災計画「地震災害対策計画編」第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

(2) 市の対応

災害時の迅速な医療活動実施のための対策について、本編第3章第4節4-11「医療・助産計画」に準じて実施する。

4 消火活動

(1) 鉄道事業者の対応

事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(2) 消防機関の対応

速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

また、発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 避難勧告等・誘導（県、警察本部、自衛隊、市）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が行う避難勧告等については、本編第3章第4節4-2「避難計画」に準じて実施する。

第5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 市、県、警察本部、道路管理者の対応

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

2 鉄道事業者の対応

鉄道災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、他の鉄道事業者においては、可能な限り代替輸送について協力するよう努めるものとする。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、本編第3章第2節2－4「広報計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

1 情報伝達活動（県、市）

鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。

この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・ 鉄道災害の状況
- ・ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ・ 医療機関等の情報
- ・ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・ 施設等の復旧状況
- ・ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ・ その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応（県、市、鉄道事業者）

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第7 防疫及び遺体の処理（県、警察本部、市、日赤茨城県支部）

遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意するものとする。

4 道路災害対策計画

第 1 章 災害予防

道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第 1 茨城県の道路交通状況

1 県内の道路状況

(単位：km)

道路の種類	路 線 数	実 延 長
高速自動車国道	3	192.7
一般有料道路	2	70.5
一般国道	17	1,096.7
県道	317	3,403.0
市町村道	194,154	51,137.7
合 計	199,493	55,900.6

高速自動車道及び一般有料道路は、平成 29 年 4 月 1 日現在 その他は平成 27 年 4 月 1 日現在

※ 東水戸道路は一般有料道路に含む

2 県内の道路網

茨城県内の道路網は、東京都心から県南、県央、県北地域を南北に貫く常磐自動車道、国道 6 号をはじめとし、北関東の主要都市と県西、県央地域を東西に連絡する北関東自動車道や国道 50 号、千葉県から鹿行地域を経由し水戸に至る国道 51 号、県西、県南地域を横断する首都圏中央連絡自動車道、県西地域を南北に貫く国道 4 号を骨格として、その他の国道、県道、市町村道により形成されている。

また、本県における高速道路網の完成に向け、東関東自動車道水戸線の整備が進められている。

3 県内の交通量

茨城県内における平均交通量は、平日が 7,726 台/12h である。(平成 27 年度道路交通センサス)

主要な国道や幹線道路の交通量が集中し、また地域的には県南、県央地域に集中しているのが特徴である。

第2 道路交通の安全のための情報の充実

1 気象情報の伝達

(1) 水戸地方気象台の対応

道路交通安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時、的確に発表するものとする。

また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制、施設及び設備の充実を図るものとする。

(2) 道路管理者の対応

水戸地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図るものとする。

2 道路の異常に関する情報の収集・伝達

(1) 道路管理者の対応

道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。

(2) 県及び警察本部の対応

道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図り、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

第3 道路施設等の管理と整備（道路管理者）

1 管理する施設の巡回及び点検

道路施設の事故及び大規模な地震、大雨、洪水などに対する安全性確保のため、これらの災害の危険性が確認される場合には、施設の巡回及び点検を行う。

2 安全性向上のための対策の実施

市をはじめとする各道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を進めるため、計画的かつ総合的な視点に立って、道路施設の整備を行う。

特に、要配慮者の増加や道路脇の水路、電柱上の高圧トランスなど、道路利用者並びに道路に付帯する構造物等に留意し、安全対策に努める。

第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

ア 県、警察本部、道路管理者の対応

大規模な道路災害が発生した場合に備え、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

イ 県、警察本部の対応

大規模な道路災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合には、現地において機動的な情報収集を行うため、ヘリコプターテレビシステム等の画像による情報収集システムの整備を推進するとともに、災害現場で情報収集・連絡に当たる要員をあらかじめ定めるなど、情報収集体制を整備するものとする。

ウ 市の対応

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

エ 警察本部の対応

機動的な情報収集や搜索活動等応急対策の実施のために、船舶・航空機等の整備に努めるものとする。

(2) 情報の分析整理（県）

収集した情報を的確に分析するため、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(3) 通信手段の確保（市）

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、本編第2章第1節1-4「情報通信ネットワークの整備」に準じるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ職員初動マニュアルに基づき、職員に非常時の職員参集体制及び災害時活動内容等の周知を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、市及び県においては、すでに以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

ア 県の対応

(ア) 「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）

(イ) 「災害時における福島県、茨城県及び栃木県三県相互応援に関する協定」（福島県、茨城県、栃木県）

イ 市の対応

(ア) 「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）

(イ) 「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

ウ 警察本部の対応

警察本部は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の整備・推進を図るものとする。

エ 消防機関の対応

消防機関、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え（県、警察本部、市、道路管理者）

道路災害時において、迅速な応急活動実施に向け、救助・救急活動用資材、車両等の整備に努めるとともに、関係機関に対して救助・救急活動に対する資機材の整備を促し、救助・救急活動に備える。

(2) 医療活動への備え（県、警察本部、市、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等）

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、本編第2章第3節3－2「医療救護活動への備え」に準じて実施する。

(3) 消火活動への備え（消防機関）

常に消防本部との連絡体制の確保を図り、非常時における迅速な活動を行うために、平常時から機関相互間の連携の強化を図る。

4 緊急輸送活動への備え（県、警察本部、市、道路管理者）

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、県は道路災害時の交通誘導を適切に実施するものとし、必要に応じ「災害時における交通誘導・警戒業務に関する協定」（平成9年7月2日締結）に基づき、警備業者の協力を得て災害時の交通誘導を円滑に実施するとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

5 危険物等の流出時における防除活動への備え（県）

道路搬送途上における危険物等流出事故の備えについて、危険物等災害対策計画に定める予防対策を準用するものとする。

6 関係者等への的確な情報伝達活動（県、市）

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

7 防災訓練の実施（県、警察本部、市、道路管理者）

道路災害に対する備えに努めるものとする。

8 応急対策のための資機材等の整備、備蓄（道路管理者）

大規模な道路災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう関係業者との協力体制の整備に努めるものとする。

9 災害復旧への備え（道路管理者）

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設に関する図面類等の資料検索の準備体制を整えるとともに、資料の被災による検索不能など事態を避けるため、資料の複製保存並びに複数の場所における保管体制を図るものとする。

第5 防災知識の普及（道路管理者）

道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第 6 再発防止対策の実施（道路管理者）

原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第 2 章 災害応急対策

市内において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、道路構造物等での大規模な道路災害が発生した場合、迅速な被害者の救済、二次被害の軽減及び復旧のために市は関係機関と協力し、以下の対策を講じる。

第 1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 道路災害情報等の収集連絡

ア 発見者の対応

道路災害の発生を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、消防職員又は道路管理者に通報しなければならないものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

イ 道路管理者の対応

道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、速やかに被害状況を国土交通省常陸河川国道事務所、県に連絡するものとする。

ウ 国土交通省常陸河川国道事務所の対応

道路構造物の被災等により大規模な道路事故が発生した場合、事故情報等の連絡を関係省庁、県及び関係指定公共機関へ行うものとする。

エ 県の対応

国土交通省常陸河川国道事務所から受けた情報を関係市町村及び関係機関等へ連絡するものとする。

また、大規模な道路災害の発生等に関する連絡を受けた場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な災害規模に関する概括的な情報を収集し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ国土交通省に連絡するものとする。

オ 市の対応

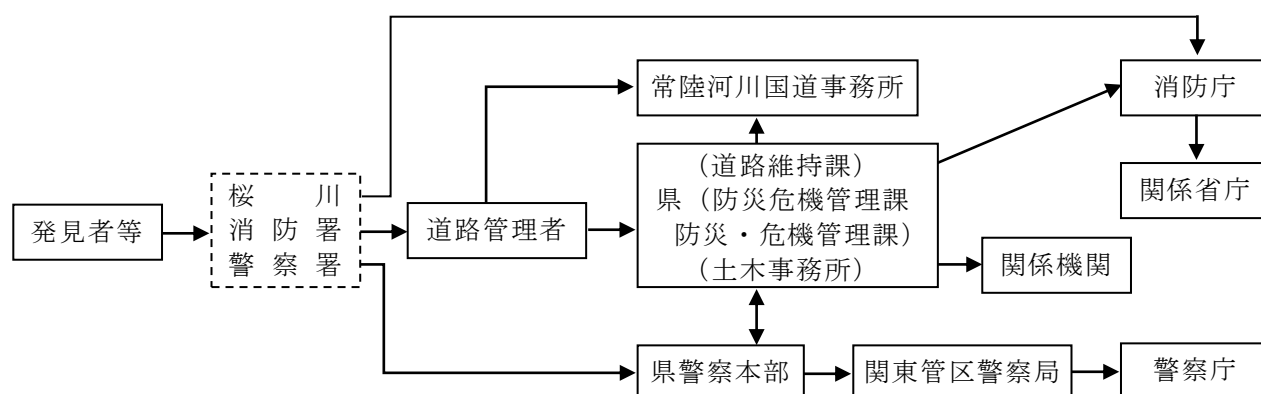
大規模な道路災害の発生又は発生するおそれに関する連絡を受けた場合、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

(2) 通信手段の確保（市）

非常通信体制を含めた災害時における通信手段については、本編第 3 章第 2 節 2－3「通信計画」に準じて実施する。

(3) 道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。



連絡先一覧表

機 関 名	担当部署	電話番号
消防庁	応急対策室	03-5253-7527（昼）
	宿直室	03-5253-7777（夜間）
国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-240-4073
茨城県	消防安全課	029-301-2896（昼）
	防災・危機管理課	029-301-2885（夜間）
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751（総合当直）
東日本高速道路㈱関東支社	事業統括課	048-631-0185（昼）
	岩槻道路管制センター	048-758-4060（夜間）

第2 活動体制の確立

1 市の活動体制

必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第1次的に災害応急対策を実施する機関として発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

非常参集体制及び必要に応じ職員初動マニュアルに基づき、職員に非常時の職員参集体制をとり、災害時活動を実施するものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、市及び県の防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定に基づき活動する。

3 道路管理者の活動体制

必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

4 広域的な応援体制（県、市）

市及び県は、県内において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、本編第3章第3節3-2「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

5 自衛隊の災害派遣（県、市）

自衛隊の災害派遣の必要性を道路事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請するものとする。

市、県においては、本編第3章第3節3-1「自衛隊の災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

道路災害時において、救助・救急活動用資材、車両等を活用し、迅速な応急活動実施に努めるとともに、関係機関と連携して救助・救急活動を実施するものとする。

（1）県及び警察本部の対応

県及び警察本部は、被害状況の早急な把握に努めるとともに、消防機関、自衛隊等の関係機関と傷病者等の救出・救助に当たるものとする。

また、必要に応じ、非常災害対策本部、現地災害対策本部等国の各機関、他の都道府県に応援を要請するものとする。

（2）消防機関の対応

消防機関は、「消防広域相互応援協定」又「茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定」等に基づき関係機関と協力し傷病者等の救出・救助に当たるものとし、又、必要により県を通じ緊急消防援助隊の派遣について要請するものとする。

（3）道路管理者の対応

迅速かつ的確な救助・救急活動に協力するものとする。

2 医療活動（県、警察本部、市、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等）

災害時の迅速な医療活動実施のための対策については、本編第3章第4節4-11「医療・助産計画」に準じて実施する。

3 消火活動

（1）消防機関の対応

速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を実施するものとする。

（2）県の対応

消火活動が円滑かつ効率的に行われるよう、関係機関との総合調整及び必要な機関への応援要請を行うものとする。

(3) 道路管理者の対応

迅速かつ的確な消火活動に協力するものとする。

(4) 市の対応

消防本部との連絡体制を確保し迅速な消火活動を行うものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動（県、警察本部）

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

第5 危険物の流出に対する応急対策

道路輸送中における危険物等の流出事故が発生した場合の応急対策は、県計画危険物等災害対策計画に準じ行うものとする。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

1 道路管理者の対応

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても緊急点検を実施するものとする。

2 県及び道路管理者の対応

災害発生後直ちに被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設の早期復旧に努めるものとする。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制については、次により実施するものとする。

1 情報伝達活動（県、市）

道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難勧告等及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応（県、市）

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第8 防疫及び遺体の処理（県、警察本部、市、日赤茨城県支部）

遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意するものとする。

5 大規模な火事災害対策計画

第1章 災害予防

第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちの形成（県、市、消防機関）

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難施設・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

（1）消防用設備等の整備及び維持管理（県、消防機関、消防用設備点検取扱団体）

多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の設置を促進するとともに、保守点検の実施及び適正な維持管理を行うものとする。

（2）建築物の防火管理体制（消防機関、事業者）

防火管理に関する講習会を開催し、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させるとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

（3）建築物の安全対策の推進（県、市、消防機関、事業者）

高層建築物等について、避難路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等、火災安全対策の充実を図るものとする。

第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実（水戸地方気象台）

大規模な火事災害防止のため、気象の状況の把握に努め、災害防止のための情報充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

（1）情報の収集・連絡

ア 機関相互間の連携（水戸地方気象台、県、警察本部、市、消防機関、公共機関）

災害応急対策の円滑な実施を図るため、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るものとする。

イ 機動的な情報収集活動の実施（県、警察本部、市、消防機関）

機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するものとする。

（２）情報の分析整理（県、警察本部、市、消防機関）

平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成し災害危険性の周知等に生かすものとする。

（３）通信手段の確保（市）

非常通信体制を含めた災害時における通信手段については、本編第３章第２節２－３「通信計画」に準じて実施する。

２ 災害応急体制の整備

（１）職員の体制

非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ職員初動マニュアルに基づき、職員に非常時の職員参集体制及び災害時活動内容等の周知し、定期的な訓練を実施するものとする。

（２）防災関係機関相互の連携体制（県、市、自衛隊、消防機関、公共機関）

災害発生時には防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、市及び県においては、すでに以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

ア 県の対応

（ア）「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）

（イ）「災害時における福島県、茨城県及び栃木県三県相互応援に関する協定」（福島県、茨城県、栃木県）

イ 市の対応

（ア）「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）

（イ）「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

３ 救助・救急、医療及び消火活動への備え

（１）救助・救急活動への備え（県、警察本部、自衛隊、消防機関）

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ救急救助用資機材の整備に努める。また、相互に資機材の保有状況等把握や緊急事態時における迅速に諸対策を実施するために、恒常的な情報交換体制の構築に努めるものとする。

（２）医療活動への備え（県、警察本部、市、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等）

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、本編第２章第３節３－２「医療救護活動への備え」に準じて実施するものとする。

(3) 消火活動への備え（県、市、消防機関）

同時多発火災及び消火栓の使用不能等に備え、防火水槽の整備、河川水等自然水利等の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

(4) 通信手段の確保（市）

非常通信体制を含めた大規模な火事災害時における通信手段については、本編第2章第1節1－4「情報通信ネットワークの整備」に準じて実施するものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、本編第2章第3節3－1「緊急輸送路の確保整備計画」に準じるほか、次により実施するものとする。

○ 道路交通関連施設の整備（県、警察本部、市）

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、県は災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間で締結している「交通誘導の実施等、応急対策業務に関する協定」等の推進を図るとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

5 避難収容活動への備え

(1) 避難誘導（市、消防機関）

避難場所・避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとし、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、住民参加のもとで、風向きや火災誘因などを想定した防災避難訓練を実施するものとする。

(2) 避難場所（市、消防機関）

大規模火災の避難場所として、公民館、学校等並びに耐火建築物である公共施設等を避難場所に指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。

また、火災状況に応じた避難を考慮し、一時的に参集できる公園緑地などのオープンスペースを避難場所と指定し、安全な避難施設に誘導するなど、避難場所の扱いについて検討し、住民への周知を図るものとする。

6 被災者等への的確な情報伝達活動の整備（県、警察本部、市、消防機関、公共機関、報道機関）

大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、報道機関との連携を図るとともに、自主防災組織などと連携したコミュニティ防災活動を促し、火災に対する平素からの備えについて啓発に努めるものとする。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施（県、市）

大規模災害を想定し、住民参加により、より実践的な消火・救助・救急等の訓練を実施するものとする。

第4 防災知識等の普及

1 防災知識の普及（県、市、消防機関）

全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用することにより住民の防災知識の普及、啓発を図るものとする。

2 防災関連施設等の普及（県、警察本部、市、消防機関）

住民等に対し、住宅用防災機器等の普及に努めるとともに、住宅の不燃化を促進するなどの指導体制に努め、火災に強いまちづくりを推進するものとする。

第 2 章 災害応急対策

市内において大規模な火事による多数の死傷者等の発生する大規模火事災害の防止に努めるとともに、発災時における減災対策として、関係機関の基本的な対応策について、以下の事項を定める。

第 1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 大規模な火事発生情報等の収集・連絡

ア 県の対応

市から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、消防庁に報告するものとする。

イ 市及び消防機関の対応

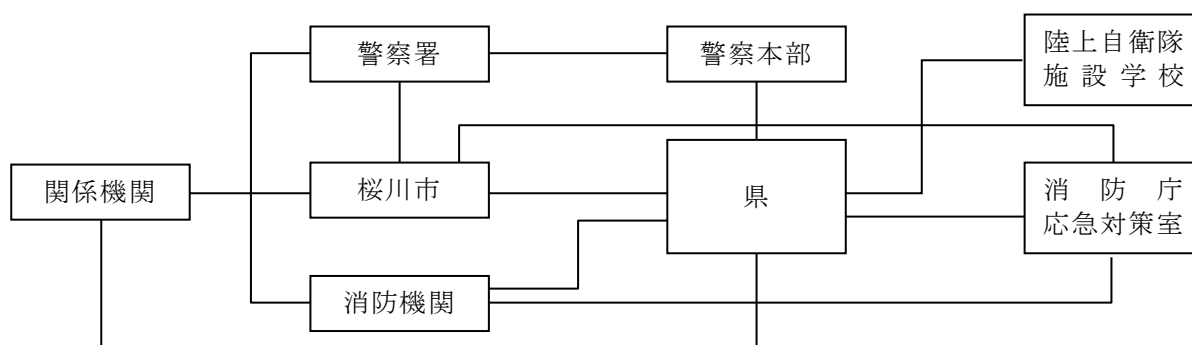
火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2) 通信手段の確保（市）

非常通信体制を含めた災害時における通信手段については、本編第 3 章第 2 節 2－3「通信計画」に準じて実施するものとする。

(3) 大規模な火事災害情報の収集・連絡系統

大規模な火事災害情報の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。



連絡先一覧

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 03-5253-7537(FAX) (宿直室 03-5253-7777 03-5253-7553(FAX))
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234 (駐屯地当直司令 内線 302)
警察本部	警備課 地域課	029-301-0110 (総合当直 029-301-0110) 内線 5751、内線 3571
茨城県	消防安全課	029-301-2896 (昼)
	防災・危機管理課	029-301-2885 (夜間)

(4) 応急対策活動情報の連絡（県、市、関係機関）

県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。また、関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

2 通信手段の確保（県、警察本部、市、消防機関等、防災関係機関）

災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとし、電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 市の活動体制

災害発生直後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、機関相互の連携に努めるものとする。

2 災害応急体制

(1) 職員の体制

非常参集体制及び必要に応じ職員初動マニュアルに基づき、職員に非常時の職員参集体制を取り、及び災害時活動を実施するものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、市及び県の防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定に基づき活動するものとする。

3 広域的な応援体制（県、市、消防機関）

市及び県は、県内において大規模な火事による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、本編第3章第3節3-2「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

4 自衛隊の災害派遣（県、市）

自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請するものとする。

市、県においては、本編第3章第3節3－1「自衛隊の災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請するものとする。

（1）市、県、警察本部、消防機関の対応

救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請するものとする。

（2）自衛隊の対応

必要に応じ、又は県の要請に基づき、救助・救急活動を行うものとする。

2 資機材等の調達等（県、市防災関係機関）

活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。

なお、必要に応じ民間からの協力等により、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

3 医療活動（県、警察本部、市、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等）

災害時の迅速な医療活動実施のための対策については、本編第3章第4節4－11「医療・助産計画」に準じて実施するものとする。

4 消火活動（県、市、消防機関）

災害発生後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、被災地以外の市町村は、被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保（県、警察本部、市、道路管理者）

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備会社等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第 5 避難収容活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村等が行う避難勧告等については、本編第 3 章第 4 節 4－2「避難計画」に準じて実施するものとする。

1 避難誘導の実施（県、警察本部、市、自衛隊）

発災時には、避難施設、避難路及び災害危険箇所の所在や災害の概要等の情報を提供しつつ、地域住民等の避難誘導を行うものとする。

2 避難所（市）

発災時には、必要に応じ避難所を開設する。避難所における情報の伝達、食糧、飲料水等の配布等について、避難者や自主防災組織等の協力を得ながら適切に管理するものとする。

3 要配慮者への配慮（市）

避難誘導及び避難所において、高齢者及び障害者等要配慮者に十分配慮するものとする。

第 6 施設及び設備の応急復旧活動（県、市、公共機関）

それぞれの所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第 7 関係者等への的確な情報伝達活動（県、市）

関係者等への的確な情報伝達については、本編第 3 章第 2 節 2－4「広報計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

1 情報伝達活動（県、市）

火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難勧告等及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応（県、市）

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第 8 防疫及び遺体の処理（県、警察本部、市、日赤茨城県支部）

市は、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意するものとする。

6 原子力災害対策計画

第1章 災害予防

第1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲の区分

原子力災害対策を実施すべき地域の範囲は、以下のとおり発電所の中心から距離等に応じて区域等が区分されている。

区 域	基本の対応
即時避難区域（P A Z）	発電所を中心とする半径（以下「半径」という。）概ね5 km 圏については、主としてブルーム放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準（以下「E A L」という。）による全面緊急事態の発生後、指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。 避難は、即時避難区域（P A Z）外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径概ね30km 圏外への避難を実施する。 また、安定ヨウ素剤は指示があった場合、服用を実施する。 なお、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設に屋内退避することも容認する。
避難準備区域（U P Z）	半径概ね5～30km 圏については、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、防災対策を実施する。 全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（以下「O I L」という。）の考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、避難の準備を進める区域とする。 緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避又は半径概ね30km 圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。
放射線量監視地域（U P Z 外）	U P Z の外の地域については、ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、緊急時モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果、飲食物の汚染状況調査等により、必要に応じて、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の摂取制限等を実施する。

2 桜川市における原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

桜川市における原子力災害対策を実施すべき地域は、下表のとおりとする。

区 域	対象地区名
放射線量監視地域（U P Z 外）	桜川市全域

第2 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報収集体制の確保

警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合に、迅速かつ的確な災害情報の収集を行うため、状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

2 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、必要に応じて関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

3 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

4 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

第3 緊急事態応急体制の整備

1 オフサイトセンターの活用

オフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として、平常時から防災業務関係者の研修及び訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。

2 緊急時モニタリング体制の整備

市は、県の実施する原子力災害時における緊急時モニタリング体制の整備に対して協力する。

第4 原子力災害に関する知識の普及啓発及び防災業務関係者の人材育成

1 住民等に対する普及啓発項目

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 原子力災害時に市等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 避難経路・避難所及び屋内退避所に関すること
- (7) 原子力災害時にとるべき行動、留意事項及び問い合わせ先に関すること

2 教育機関における普及啓発

市は、県、教育機関、民間団体等と連携し、防災教育を実施する。また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

3 防災業務関係者の人材育成

市は、県及び防災関係機関等の協力を得て、緊急時に原子力防災対策の円滑な実施を図るため、市職員、消防団、自主防災組織のリーダーを含めた防災業務関係者に対し、研修を必要に応じて実施する。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 発電所等の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時モニタリング等の実施方法及び機器に関すること
- (6) 原子力防災対策上の設備、機材及びその操作に関すること
- (7) 緊急時に市、県、国等が講じる対策の内容に関すること
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む。）に関すること
- (10) 緊急時の広報に関すること

第5 退避・避難実施体制の整備

1 避難所、屋内退避所等の整備

公共的施設等を対象に、避難所、コンクリート屋内退避所及びスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等として指定する。

また、市は避難所の指定に当たっては、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮し、県の協力の下、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

2 屋内退避・避難の住民等への事前周知

- (1) 原子力災害発生後の経過に応じて、住民等へ提供すべき情報の種別、周知方法及び問い合わせ先について、あらかじめ整理・準備する。
- (2) 屋内退避の方法、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

3 広域避難体制の整備

長期避難となった場合の情報伝達方法、問い合わせ窓口の設置、生活環境設備の整備等について、あらかじめ計画を定める。なお、他市町村と協議し、避難者が円滑に生活できるよう配慮するとともに、地域コミュニティ単位を考慮して避難所を割り当てる。

第2章 災害応急対策

第1 活動体制の確立

1 市の活動体制

災害発生直後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、機関相互の連携に努めるものとする。

2 災害応急体制

(1) 職員の体制

非常参集体制及び必要に応じ職員初動マニュアルに基づき、職員に非常時の職員参集体制を取り、及び災害時活動を実施するものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、市及び県の防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定に基づき活動するものとする。

3 広域的な応援体制（県、市、消防機関）

市は、自力による応急対策等が困難な場合、本編第3章第3節3-2「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

第2 緊急事態応急対応

1 緊急時モニタリング結果の報告と公表

市は、県、緊急時モニタリングセンター、関係機関と観測データを共有し、速やかにホームページや様々な媒体を通じて住民等に緊急時モニタリング結果を周知する。

2 応援に係る留意事項

応援を実施する場合は、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質又は放射線の影響のない地域の活動のみとし、その内容について、十分協議する。

第3 住民等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

(1) 迅速かつ的確な情報提供

原子力事業者が公表する情報及び国、県が行う発電所の安全性の評価に基づき、住民等に対して情報を速やかに広報する。

広報に当たっては、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について広報するものとし、これらの情報が入手できない場合であってもその旨広報し、住民等に不安や混乱が生じないように配慮する。

(2) 市内外への情報提供

市は、県及びその他関係機関と協力し、周辺住民のみならず市内外の住民等に対して、社会的な混乱や風評被害の未然防止のため、積極的な情報提供を行う。

(3) 定期的な情報提供

住民等への情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努め、情報の空白時間がないよう、状況に特段の変化がなくても、定期的に情報を提供する。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。

また、住民等のニーズを見極め、情報の収集・整理・発信を行う。

第4 屋内退避、避難、受入れ等の防護活動

1 避難・屋内退避の実施

(1) 住民等の避難・屋内退避の指示

必要に応じてUPZと同様に屋内退避及び避難等の対応を実施する。

(2) 屋内退避の実施における留意点

自宅等の木造建物を退避先とする場合は、窓を閉め、エアコンや換気扇を停止する等、気密性に配慮するよう、速やかに住民に周知する。

2 避難・屋内退避の解除

緊急時モニタリング結果のほか、気候条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。

第5 飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物等の採取、出荷制限

1 飲料水、飲食物の摂取制限

汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起を実施する。

2 農林水産物の採取及び出荷制限

市は、県からの指示内容について周知するとともに、農林水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任者に対し、次の措置を講じるよう指示する。

(1) 農作物の作付け制限

(2) 農林水産物等の採取、漁獲の禁止

(3) 農林水産物等の出荷制限

(4) 肥料・土壌改良材・培土・飼料及びきのこ用原木等の施用・使用・生産・流通制限

(5) その他必要な措置

3 飲料水及び飲食物の供給

飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を実施した場合、必要に応じて、住民に対し飲料水及び飲食物を供給する。

第6 心身の健康相談体制の整備及び防災業務関係者の安全確保

1 心身の健康相談体制の整備

市は、県からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

2 防護対策

市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

3 防災業務関係者の放射線防護

- (1) 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。
- (2) 市は、県と連携して、職員の被ばく管理を行う。
- (3) 応急対策活動を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- (4) 応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県、他市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第7 産業等への支援

1 風評被害等の影響の軽減

市は、県と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止又はその影響を軽減するため、県内外に、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産業や地場産業の商品の適切な流通の確保、観光客の誘致等のための取組を実施する。

2 被災中小企業等に対する支援

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報する。